

目 次
第1号（12月9日）

出席及び欠席議員	1
職務のため議場に出席した者の職、氏名	1
説明のため出席した者の職、氏名	1
議事日程	2
本日の会議に付した事件	2
開 会	3
会議録署名議員の指名	3
会期の決定	4
諸般の報告	4
常任委員会研修報告	5
議案第84号 専決処分の承認を求めることについて	6
議案第85号 令和7年度錦町一般会計補正予算（第5号）	7
議案第86号 令和7年度錦町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）	7
議案第87号 令和7年度錦町介護保険特別会計補正予算（第3号）	7
議案第88号 令和7年度錦町水道事業会計補正予算（第3号）	7
議案第89号 令和7年度錦町下水道事業会計補正予算（第3号）	7
議案第90号 錦町学校給食費に関する条例	16
議案第91号 錦町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例	19
議案第92号 児童福祉法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例	21
議案第93号 錦町子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例	23
議案第94号 錦町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例	24
議案第95号 錦町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例	26
議案第96号 錦町議会の議員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例	26
議案第97号 錦町職員の分限の方法及び効果に関する条例の一部を改正する条例	27
議案第98号 錦町税条例の一部を改正する条例	29
議案第99号 錦町給水条例の一部を改正する条例	30
議案第100号 錦町下水道条例の一部を改正する条例	30
議案第101号 権利の放棄について	31
議案第102号 熊本県市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更及び規約の一部変更について	33
報告第7号 議会の委任による専決処分の報告について	33
専第8号 和解及び損害賠償額の決定について	34
陳情第2号 介護保険制度の抜本改善、大幅な処遇改善を求める陳情書	34
陳情第3号 夜勤規制と大幅増員で安全・安心の医療・介護の実現を求める陳情書	34
陳情第4号 安全・安心の医療・介護提供体制を守るため、すべてのケア労働者の処遇改善につなげる報酬10%以上の引き上げを求める陳情書	34

休会の件	34
散 会	35

第2号（12月11日）

出席及び欠席議員	37
職務のため議場に出席した者の職、氏名	37
説明のため出席した者の職、氏名	37
議事日程	38
本日の会議に付した事件	38
開 議	38
一般質問	38
2番 丸小野聖一君	38
1番 谷口 一也君	49
6番 石松まゆ子さん	56
9番 池田 秀晴君	66
10番 金山 民幸君	73
散 会	81

第3号（12月12日）

出席及び欠席議員	83
職務のため議場に出席した者の職、氏名	83
説明のため出席した者の職、氏名	83
議事日程	84
本日の会議に付した事件	84
開 議	85
一般質問	85
5番 吉田 眞二君	85
4番 早田 和彦君	92
7番 竹田農利人君	101
12番 荒川 孝一君	107
議案第85号 令和7年度錦町一般会計補正予算（第5号）	116
議案第86号 令和7年度錦町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）	116
議案第87号 令和7年度錦町介護保険特別会計補正予算（第3号）	116
議案第88号 令和7年度錦町水道事業会計補正予算（第3号）	116
議案第89号 令和7年度錦町下水道事業会計補正予算（第3号）	116
議案第99号 錦町給水条例の一部を改正する条例	118
議案第100号 錦町下水道条例の一部を改正する条例	118

陳情第2号	介護保険制度の抜本改善、大幅な処遇改善を求める陳情書	123
陳情第3号	夜勤規制と大幅増員で安全・安心の医療・介護の実現を求める陳情書	123
陳情第4号	安全・安心の医療・介護提供体制を守るため、すべてのケア労働者の処遇改善につなげる報酬10%以上の引き上げを求める陳情書	123
発委第2号	介護保険制度の抜本改善、大幅な処遇改善を求める意見書の提出について	125
発委第3号	夜勤規制と大幅増員で安全・安心の医療・介護の実現を求める意見書の提出について	125
発委第4号	安全・安心の医療・介護提供体制を守るため、すべてのケア労働者の処遇改善につなげる報酬10%以上の引き上げを求める意見書の提出について	125
議員派遣の件について		126
委員会の閉会中の継続調査申し出について		126
閉会		126
署名		127

令和7年 第4回 錦町議会定例会議録 (第1号)

招集年月日	令和7年12月 9日	招集の場所	錦町議会議場
開閉会日時及び宣告	開会 散会	令和7年12月 9日 令和7年12月 9日	午前10時00分 午後 2時08分
出席及び欠席議員	議席 番号	氏 名	議席 番号
出席議員 11名	1	出 谷 口 一 也	10
欠席議員 1名	2	〃 丸小野 聖 一	11
	3	欠 梶 原 誠 二	12
凡例	4	出 早 田 和 彦	
出 出席	5	〃 吉 田 眞 二	
欠 欠席	6	〃 石 松 まゆ子	
公欠 公務欠席	7	〃 竹 田 農利人	
	8	〃 岡 田 武 志	
	9	〃 池 田 秀 晴	
会議録署名議員	11	高 田 孝 徳	1
職務のため議場に出席した者の職、氏名		議会事務局長 蓑 田 和 也	
地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した者の職、氏名			
職	氏 名	職	氏 名
町 長	森 本 完 一	住民福祉課 課長	吉 田 誠 二
副町長	深 水 英 雄	保険政策課 課長	大 森 光 春
総務課長	有 瀬 耕 二	健康増進課 課長	蓑 田 俊 哉
教育長	毎 床 三喜男	税務課長	岩 尾 和 文
会計管理者	上 野 陽 一	企画観光課 課長	中 村 裕 二
議 事 日 程	別紙のとおり		
会議に付した事件	別紙のとおり		
会 議 の 経 過	別紙のとおり		

議事日程

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 諸般の報告
- 日程第4 常任委員会研修報告
- 日程第5 議案第84号 専決処分の承認を求めることについて
専第9号 錦町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第6 議案第85号 令和7年度錦町一般会計補正予算（第5号）
- 日程第7 議案第86号 令和7年度錦町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）
- 日程第8 議案第87号 令和7年度錦町介護保険特別会計補正予算（第3号）
- 日程第9 議案第88号 令和7年度錦町水道事業会計補正予算（第3号）
- 日程第10 議案第89号 令和7年度錦町下水道事業会計補正予算（第3号）
- 日程第11 議案第90号 錦町学校給食費に関する条例
- 日程第12 議案第91号 錦町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例
- 日程第13 議案第92号 児童福祉法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例
- 日程第14 議案第93号 錦町子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例
- 日程第15 議案第94号 錦町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第16 議案第95号 錦町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第17 議案第96号 錦町議会の議員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第18 議案第97号 錦町職員の分限の手続及び効果に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第19 議案第98号 錦町税条例の一部を改正する条例
- 日程第20 議案第99号 錦町給水条例の一部を改正する条例
- 日程第21 議案第100号 錦町下水道条例の一部を改正する条例
- 日程第22 議案第101号 権利の放棄について
- 日程第23 議案第102号 熊本県市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更及び規約の一部変更について
- 日程第24 報告第7号 議会の委任による専決処分の報告について
専第8号 和解及び損害賠償額の決定について
- 日程第25 陳情第2号 介護保険制度の抜本改善、大幅な処遇改善を求める陳情書
- 日程第26 陳情第3号 夜勤規制と大幅増員で安全・安心の医療・介護の実現を求める陳情書
- 日程第27 陳情第4号 安全・安心の医療・介護提供体制を守るため、すべてのケア労働者の処遇改善につなげる報酬10%以上の引き上げを求める陳情書
- 日程第28 休会の件

本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 諸般の報告

- 日程第4 常任委員会研修報告
- 日程第5 議案第84号 専決処分の承認を求めることについて
専第9号 錦町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第6 議案第85号 令和7年度錦町一般会計補正予算（第5号）
- 日程第7 議案第86号 令和7年度錦町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）
- 日程第8 議案第87号 令和7年度錦町介護保険特別会計補正予算（第3号）
- 日程第9 議案第88号 令和7年度錦町水道事業会計補正予算（第3号）
- 日程第10 議案第89号 令和7年度錦町下水道事業会計補正予算（第3号）
- 日程第11 議案第90号 錦町学校給食費に関する条例
- 日程第12 議案第91号 錦町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例
- 日程第13 議案第92号 児童福祉法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例
- 日程第14 議案第93号 錦町子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例
- 日程第15 議案第94号 錦町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第16 議案第95号 錦町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第17 議案第96号 錦町議会の議員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第18 議案第97号 錦町職員の分限の手續及び効果に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第19 議案第98号 錦町税条例の一部を改正する条例
- 日程第20 議案第99号 錦町給水条例の一部を改正する条例
- 日程第21 議案第100号 錦町下水道条例の一部を改正する条例
- 日程第22 議案第101号 権利の放棄について
- 日程第23 議案第102号 熊本県市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更及び規約の一部変更について
- 日程第24 報告第7号 議会の委任による専決処分の報告について
専第8号 和解及び損害賠償額の決定について
- 日程第25 陳情第2号 介護保険制度の抜本改善、大幅な処遇改善を求める陳情書
- 日程第26 陳情第3号 夜勤規制と大幅増員で安全・安心の医療・介護の実現を求める陳情書
- 日程第27 陳情第4号 安全・安心の医療・介護提供体制を守るため、すべてのケア労働者の処遇改善につなげる報酬10%以上の引き上げを求める陳情書
- 日程第28 休会の件

午前10時00分開会

○議長（荒川 孝一君） 定刻となり、出席議員が定足数に達しておりますので、ただ今から令和7年第4回錦町議会定例会を開会し、直ちに開議いたします。

なお、3番、梶原誠二議員から、本日の会議を欠席する旨の届出がありましたので、報告します。

本日の日程は、お手元に配付してある日程表のとおりであります。

日程第1. 会議録署名議員の指名

○議長（荒川 孝一君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、11番、高田孝徳議員、1番、谷口一也議員を指名します。

日程第2. 会期の決定

○議長（荒川 孝一君） 日程第2、会期の決定についてを議題とします。

本定例会の会期は、去る12月2日に議会運営委員会を開催し、御協議を願っております。

結果について、報告願います。議会運営委員長、岡田武志議員。

○議会運営委員長（岡田武志君） おはようございます。議会運営委員長の岡田武志です。

去る12月2日に議会運営委員会を開催し、本定例会の会期については、次のとおり協議しましたので報告いたします。

会期は、令和7年12月9日火曜日から12月12日金曜日までの4日間です。

9日火曜日は本会議、10日水曜日は各常任委員会、11日木曜日、12日金曜日は本会議となります。なお、一般質問は11日木曜日と12日金曜日に行います。

以上で、議会運営委員会の報告を終わります。

○議長（荒川 孝一君） お諮りします。本定例会の会期は、議会運営委員長の報告のとおり、本日から12日までの4日間とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 孝一君） 異議なしと認めます。よって、本定例会の会期は、本日から12日までの4日間とすることに決定しました。

日程第3. 諸般の報告

○議長（荒川 孝一君） 日程第3、諸般の報告を行います。

お諮りします。報告の中で、字句、数字、その他文言整理を要するものがありましたら、その整理を議長に委任されたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 孝一君） 異議なしと認めます。よって、整理については、議長に委任することに決定しました。

まず、議長の私から報告をいたします。諸般の報告。報告議員、荒川孝一。

1、組合等名、球磨郡議長会。2、報告件名、下記のとおり。3、開催日及び場所、下記のとおり。4、内容（要点）。

（1）9月定例郡議長会議、日時、9月22日月曜日午後3時、場所、球磨地域振興局。

協議事項。①球磨川の河川整備と道路をめぐる最近の動きについて。②令和7年度球磨郡町村議会議員グラウンドゴルフ大会の開催について。③令和7年度第1回熊本県町村議会議員研修会の開催について。④令和7年度球磨郡町村議会議員研修会の開催について。⑤令和7年度町村議会議長全国大会及び産業行政視察について。

（2）10月定例郡議長会議、日時、10月21日火曜日午後3時、場所、球磨地域振興局。

協議事項。①球磨川の河川整備と道路をめぐる最近の動きについて。②令和6年度本会事業報告及び決算について。③令和7年度町村議会議長全国大会及び産業行政視察について。④令和7年度球磨郡町村議会議員研修会の開催について。

（3）11月定例郡議長会議、日時、11月26日水曜日午後3時、場所、球磨地域振興局。

協議事項。①球磨川の河川整備と道路をめぐる最近の動きについて。②令和7年度球磨郡町村議会議員研修会の開催について。③令和7年度議長全国大会及び産業行政視察について。これにつきましては、11月12日、13日に行ってまいりました。研修視察場所は、富山県南砺市、SDGsの取組についてを研修してまいりました。④12月定例郡議長会議及び正副議長・議会事務局長合同会議の開催について。

以上で、諸般の報告を終わります。

次に、人吉球磨広域行政組合議員、早田和彦議員。4番、早田議員。

○人吉球磨広域行政組合議員（早田 和彦君） おはようございます。それでは、諸般の報告をいたします。報告議員、早田和彦。

1、組合等名、人吉球磨広域行政組合。2、報告件名、令和7年第4回人吉球磨広域行政組合議会定例会。3、開催日及び場所、日時、令和7年11月27日木曜日午前10時、場所、人吉球磨クリーンプラザ・大会議室。4、内容。

議事日程。日程第1、会議録署名議員の指名。日程第2、会期の決定。日程第3、行政報告。日程第4、認定第1号令和6年度人吉球磨広域行政組合一般会計歳入歳出決算の認定について（継続）。日程第5、議案第12号人吉球磨広域行政組合一般廃棄物処理施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について。日程第6、議案第13号人吉球磨広域行政組合斎場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について。日程第7、議案第14号令和7年度人吉球磨広域行政組合一般会計補正予算（第3号）。日程第8、議案第15号熊本県市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更及び規約の一部変更について。

以上、報告を終わります。

○議長（荒川 孝一君） これで諸般の報告を終わります。

日程第4. 常任委員会研修報告

○議長（荒川 孝一君） 日程第4、常任委員会研修報告を行います。

まず、総務建設常任委員長、吉田眞二議員。吉田委員長。

○総務建設常任委員長（吉田 眞二君） おはようございます。総務建設常任委員会研修報告をいたします。

令和7年12月9日、錦町議会議長、荒川孝一様、総務建設常任委員会委員長、吉田眞二。令和7年総務建設常任委員会研修報告。このことについて、下記のとおり報告します。

記。

1、研修参加者、委員長、吉田眞二。委員、荒川孝一、金山民幸、池田秀晴、早田和彦。随行者、企画観光課、課長、中村裕二、企画観光課、主幹、大村恵美。

2、研修期日及び研修地、令和7年11月18日火曜日。①長崎県大村市「おおむら夢ファームシュシュ」。②長崎県東彼杵町、道の駅「彼杵の荘」。③長崎県波佐見町、西の原（旧福幸製陶所）。令和7年11月19日水曜日。

④福岡県築前町、筑前町立「大刀洗平和記念館」。⑤福岡県うきは市、道の駅「うきは」。

以上、報告を終わります。

○議長（荒川 孝一君） 次に、厚生文教経済常任委員長、竹田農利人議員。竹田委員長。

○厚生文教経済常任委員長（竹田農利人君） 厚生文教経済常任委員会の報告をいたします。

令和7年12月9日、錦町議会議長、荒川孝一様、厚生文教経済常任委員会委員長、竹田農利人。令和7年厚生文教経済常任委員会研修報告。このことについて、下記のとおり報告します。

記。

1、研修参加者、委員長、竹田農利人、副委員長、丸小野聖一。委員、石松まゆ子、高田孝徳、岡田武志、谷口一也。随行者、住民福祉課、課長、吉田誠二、農林振興課、課長、東貴志。

2、研修期日及び研修地、令和7年9月25日火曜日。①八代市、八代環境センター。②合志市、熊本県農業研究センター。令和7年9月26日金曜日。③高森町、もりようちえん「おてんとさん」。④阿蘇市、阿蘇門前町商店街。以上であります。

○議長（荒川 孝一君） 以上で、常任委員会研修報告を終わります。

日程第5. 議案第84号

○議長（荒川 孝一君） 日程第5、議案第84号専決処分の承認を求めることについてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。森本町長。

○町長（森本 完一君） おはようございます。本日は、令和7年第4回錦町議会を招集しましたところ、議員各位におかれましては大変お忙しい中に御出席を賜り、お礼を申し上げます。

先週の6日、あの日から霜が降りるなど氷点下となり、寒さも一段と厳しくなってきました。それにしましても、今年の天気は例年になく梅雨明けの早さ、そして、異常な暑さが続くなど、気象環境の変化が大きく、身体の管理には御苦勞をなされたことかと思えます。早いもので、本年最後の月となってきました。この1年間、大変お世話になりました。来る年がすばらしいものになることを願っております。

それでは、提案しております議案について説明をいたします。

議案第84号専決処分の承認を求めることについて、専第9号錦町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例でございます。

本案件につきましては、地方自治法第179条第1項の規定により、専決処分をいたしましたので、今回、同条第3項の規定により承認をいただきたく提案するものでございます。

内容は、職員不祥事の責任を取り、私と副町長の給与月額を減額するものでございます。

詳細につきましては、担当課長が説明申し上げますので、よろしく御審議の上、御承認賜りますようお願い申し上げます。提案理由の説明といたします。

○議長（荒川 孝一君） 有瀬総務課長。

○総務課長（有瀬 耕二君） 議案つづりは5ページになります。

専第9号錦町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について説明いたします。

内容は、令和7年9月30日付で懲戒処分を発令した職員互助会会費及び職員組合費の横領に係る不祥事の責任及び社会的信用の回復に資することを目的に、附則に12項を加え、令和7年10月1日から令和7年10月31日までの間、町長及び副町長の給料月額を10分の1減額するものです。

附則として、この条例は、公布の日から施行することとしております。

以上で、説明を終わります。

○議長（荒川 孝一君） 提案理由の説明が終わりましたので、本案に対する質疑を許可します。質疑ありませんか。9番、池田議員。

○議員（9番 池田 秀晴君） この文書を見ますと、12の同条の規定に、「7年10月1日から令和7年10年31日」と書いてあります。月に直さないといけないのではないかなと思いますけど、いかがでしょうか。

○議長（荒川 孝一君） 有瀬総務課長。

○総務課長（有瀬 耕二君） 申し訳ありません。議案のほうが間違っております。「令和7年10月31日までの間」が正しいです。

○議長（荒川 孝一君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 孝一君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

それでは、討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 孝一君） 討論なしと認め、討論を終わります。

よって、これから採決に入ります。

お諮りします。専第9号錦町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 孝一君） 異議なしと認めます。よって、専第9号は原案のとおり承認することに決定しました。

日程第6. 議案第85号

日程第7. 議案第86号

日程第8. 議案第87号

日程第9. 議案第88号

日程第10. 議案第89号

○議長（荒川 孝一君） 日程第6、議案第85号令和7年度錦町一般会計補正予算（第5号）から、日程第10、議案第89号令和7年度錦町下水道事業会計補正予算（第3号）までの5議案を一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。森本町長。

○町長（森本 完一君） 議案第85号令和7年度錦町一般会計補正予算（第5号）、議案第86号令和7年度錦町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）、議案第87号令和7年度錦町介護保険特別会計補正予算（第3号）、議案第88号令和7年度錦町下水道事業会計補正予算（第3号）、議案第89号令和7年度錦町下水道事業会計補正予算（第3号）、以上5議案につきましては、令和7年度各会計の補正予算に関する案件でございます。

まず、一般会計補正予算（第5号）は、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ7,603万8,000円を追加し、予算の総額を68億4,604万2,000円とする案件でございます。

補正の主なものは、人事院勧告に準じた職員人件費約2,700万円の増額のほか、特別職の報酬見直し、消防団活動の活性化に向けた各予算と地方債の補正でございます。

次に、国民健康保険特別会計補正予算（第3号）は、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ75万6,000円を追加し、予算の総額を12億5,273万3,000円とする案件でございます。

次に、介護保険特別会計補正予算（第3号）は、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ294万7,000円を追加し、予算の総額を13億5,264万4,000円とする案件でございます。

次に、下水道事業会計補正予算（第3号）は、収益的収入及び支出の補正で、収入・支出をそれぞれ153万1,000円を追加する案件と議会の議決を経なければ流用することができない経費及び他会計からの補助金の補正

でございます。

次に、下水道事業会計補正予算（第3号）は、収益的収入及び支出の補正で、収入・支出をそれぞれ66万7,000円を追加する案件と議会の議決を経なければ流用することができない経費の補正でございます。

詳細につきましては、担当課長が説明申し上げますので、よろしく御審議の上、御決定賜りますようお願い申し上げます。提案理由の説明といたします。

○議長（荒川 孝一君） 有瀬総務課長。

○総務課長（有瀬 耕二君） 一般会計から説明します。議案つづりは12ページをお願いします。第2表、地方債補正、変更が1件です。

起債の目的は、人吉海軍航空基地資料館空調設備新設事業ですが、起債の方法、利率、償還の方法は記載のとおりであり、起債の限度額を610万円減額し、890万円とするものです。

内容は、人吉海軍航空基地資料館空調設備新設工事の事業費の確定による減額です。

地方債補正についての説明は以上になります。

議案つづり16ページ、17ページをお願いします。

まず、歳入から御説明いたします。5万円未満の補正につきましては、慣例により、以降の各課長からの説明は割愛させていただきますので、御了承をお願いします。

総務課関係から御説明いたします。上からです。

11款1項1目1節地方交付税1億7,515万4,000円は、財源調整として普通交付税を計上しています。

次に、14款1項5目3節大王原住宅使用料、減額の200万6,000円は、現在の入居状況による見込額となります。

次のページをお願いします。中段です。

15款2項4目8節防災・安全社会資本整備交付金、減額の232万5,000円は、ブロック塀耐震改修事業等に係る補助金で、実績に伴う減額です。

次のページをお願いします。2段目です。

16款2項6目2節土木費補助金120万5,000円は、戸建木造住宅耐震改修等支援事業補助金の実績見込額が減額の179万5,000円、土砂災害危険住宅移転促進事業補助金が1件分の300万円となります。

次に、18款1項1目1節一般寄附金51万円は、個人の方2名からの寄附金となります。

次のページをお願いします。

19款2項1目1節財政調整基金繰入金、減額の1億1,726万9,000円は、交付税決定額等による財源調整による減額です。

22款町債につきましては、地方債補正で御説明したとおりです。

次に、24ページ、25ページをお開きください。

次に歳出ですが、全般的なことを申し上げますと、今回の補正予算では議案第94号で御審議いただきますが、人事院勧告に伴う給料月額の上上げと期末手当、勤勉手当の各支給割合を年額0.025月分ずつ増額する条例改正及び議案第95号、議案第96号で御審議いただきます特別職の給与報酬の条例改正を上程しており、それに係る補正予算を計上しております。

そのほか、現段階で判明している手当等の調整等を計上しておりますが、その件につきましては説明を割愛させていただきます。併せて、歳入と同様、5万円未満の補正についても、以降の各課長からの説明は原則として割愛させ

ていただきます。

下段からです。

2款1項1目一般管理費18節負担金補助及び交付金7万2,000円は、説明欄は次のページになりますが、乗合タクシー運行費補助金で、最低賃金の見直しによる運行経費の増となります。

26ページ、27ページです。

次に、同項5目財産管理費10節需用費25万円は、庁舎自動ドアの修繕及び今後の修繕料の不足見込額となります。

42ページ、43ページをお開きください。下段です。

8款1項1目土木総務費18節負担金補助及び交付金、減額の348万5,000円のうち、土砂災害危険住宅移転促進事業300万円は、危険区域からの移転1件分の補助、住宅耐震改修等事業補助金、減額の648万5,000円は、実績による減額です。

次に、46ページ、47ページをお願いします。上段です。

8款5項3目大王原住宅管理費10節需用費41万円は、ガス給湯器等の修繕になります。

次に下段です。

9款1項2目非常備消防費7節報償費、減額の18万7,000円及び11節役務費、減額の16万2,000円は、不用見込額分の減額になります。

次に、13節使用料及び賃借料13万8,000円は、出初式放水競技に使用するクレーンの賃借料です。

次に、18節負担金補助及び交付金70万円は、消防協会球磨支部負担金が6万円、操法大会補助金が1チーム当たり8万円の8チーム分、64万円になります。

次に、同項3目消防施設費10節需用費158万6,000円は、防火水槽漏水修繕が2ヶ所、防火水槽蓋の修繕が1ヶ所分となります。

次に、同項4目防災費17節備品購入費160万円は、防災用ドローン1台の購入費になります。

以上で、総務課関係の説明を終わります。

○議長（荒川 孝一君） 吉田住民福祉課長。

○住民福祉課長（吉田 誠二君） 住民福祉課関係を説明いたします。16ページ、17ページをお願いします。まず、歳入です。

15款1項1目民生費国庫負担金1節障がい者福祉費負担金2,000万円は、障がい者自立支援・補装具給付費等負担金で、障がい介護給付費等サービス費の給付費増に伴うものです。

次のページをお願いします。

同款2項1目総務費国庫補助金1節社会保障・税番号制度個人番号カード交付事業費補助金18万8,000円は、会計年度任用職員の人件費増に伴うものです。

3節社会保障・税番号制度システム整備費補助金68万2,000円は、交付決定に伴うものです。

2目民生費国庫補助金2節児童福祉費補助金、減額21万3,000円は、妊婦のための支援給付事業に係るシステム改修補助金を計上しておりましたが、システム改修が令和8年度にずれ込むことから減額をするものです。

16款1項1目民生費県負担金1節障がい者福祉費負担金1,000万円は、障がい者自立支援・補装具給付費等負担金で、障がい介護給付費等サービス費の給付費増に伴うものです。

次のページをお願いします。

同款2項2目民生費県補助金2節児童福祉費補助金、減額601万6,000円は、保育対策総合支援事業補助金で、当初、対象児童の住所がある本町での補助金申請を見込んで計上していましたが、県に確認した結果、対象児童が通う施設がある人吉市で補助金申請をする取扱いとなったことにより、減額をするものです。

歳入は以上です。

次に歳出です。30ページ、31ページをお願いします。

3款1項1目社会福祉総務費4,141万9,000円、内訳として、19節扶助費4,000万円は、障がい介護給付費等サービス費の不足が見込まれることから計上するものです。

22節償還金利子及び割引料27万5,000円は、令和4年度障害者自立支援給付費国庫負担金返還金5万6,000円など、国、県への返納金3件分です。

34ページ、35ページをお願いします。

同款2項1目児童福祉総務費、減額163万5,000円のうち、12節委託料、減額32万1,000円は、妊婦のための支援給付事業に係る中間サーバ連携改版に伴う健康管理システム対応業務委託料として計上していましたが、令和7年度内のシステム標準化作業が完了しない見込みとなったことに伴い、本システム改修が令和8年度にずれ込むことから減額をするものです。

4目保育所費、減額663万2,000円は、18節負担金補助及び交付金で、医療的ケア児保育支援事業費負担金139万円は、医療的ケア児保育支援事業を対象児童が通う施設がある人吉市で本事業を実施することとなったことから、事業に係る市町村負担分の4分の1を負担金として計上をするものです。医療的ケア児保育支援事業費補助金、減額802万2,000円は、対象児童が通う施設への補助金交付を見込んで計上していましたが、先ほど歳入でも申しましたように、補助金申請を人吉市が行うこととなったことから減額をするものです。

以上で、住民福祉課関係の説明を終わります。

○議長（荒川 孝一君） 中村企画観光課長。

○企画観光課長（中村 裕二君） 企画観光課関係を御説明します。16、17ページをお開きください。まず、歳入です。3段目です。

14款1項1目総務使用料2節錦ネット使用料18万1,000円は、歳出での錦ネット通信事業の増額に伴うものです。

歳入は以上です。

次に歳出です。40、41ページをお開きください。下段です。

7款1項1目商工総務費18節負担金補助及び交付金200万円は、物産振興事業の球磨焼酎蔵元支援給付金で、近年、米の価格高騰により球磨焼酎の原料である加工用米の価格も高騰し、焼酎の生産を減らさざるを得ない状況であることから、球磨焼酎酒造組合から人吉球磨管内の市町村長に対し、原料米購入資金に対する助成について要望書が提出されているところです。これを受け、この人吉球磨地方の特産品である球磨焼酎を守るため、市町村ごとに支援していくこととなったため、本町においても、原料の購入費に対し、1社当たり上限100万円の給付金を交付するものです。

続きまして、2目観光費14節工事請負費、減額の1,004万円は、人吉海軍航空基地資料館の空調設備新設工事の工事費確定により、執行残を減額するものです。

以上で、企画観光課関係の説明を終わります。

○議長（荒川 孝一君） 岩尾税務課長。

○**税務課長（岩尾 和文君）** 税務課関係を御説明いたします。

歳出です、議案つづり28、29ページをお願いします。上段です。

2款2項2目賦課徴収費12節委託料、減額の44万8,000円は、航空写真背景図編集業務委託料の減額で、業務内容としましては、本町が導入しております統合型土地情報システムの地図データ内の航空写真背景図を更新するものですが、その航空写真を提供する熊本県の編集業務の工期が令和8年3月末となっており、本年度中の提供が不可能とのことで、業務着手ができないことから全額減額するものです。

税務課関係の説明は以上です。

○**議長（荒川 孝一君）** 大森保険政策課長。

○**保険政策課長（大森 光春君）** 保険政策課関係の説明をいたします。

まず、一般会計の歳入です。議案つづり16ページ、17ページをお願いします。

13款2項1目民生費負担金1節老人福祉措置費負担金24万6,000円は、新規措置者1名からの負担金を計上するものです。

15款1項1目民生費国庫負担金2節保険基盤安定負担金36万8,000円は、申請額の確定によるものです。

次のページをお願いします。

16款1項1目民生費県負担金2節保険基盤安定負担金、減額184万6,000円は、申請額の確定によるものです。

歳入は以上です。

次に、歳出です。30ページ、31ページをお願いします。

3款1項1目社会福祉総務費27節繰出金39万2,000円は、国民健康保険特別会計への繰出金で、国民健康保険特別会計において説明いたします。

次のページをお願いします。

同項2目老人福祉費19節扶助費120万円の内訳は、110万円が新規措置者1名分を計上するもの、10万円がおむつ等の介護用品支給事業の利用者増加に伴う不足見込額を計上するものです。

27節繰出金193万4,000円は、介護保険特別会計への繰出金で、介護保険特別会計において説明いたします。

同項3目国民年金費12節委託料34万4,000円は、令和7年度税制改正に伴う国民年金システム改修委託料です。

同項4目国保基盤安定費27節繰出金、減額196万5,000円は、交付見込額の減額によるものです。

同項5目後期高齢者医療事業費18節負担金補助及び交付金1,920万6,000円は、後期高齢者医療広域連合への療養給付費負担金の増額によるものです。

一般会計については以上です。

次に、国民健康保険特別会計です。68ページ、69ページをお願いします。歳入です。

4款1項3目保険給付費等交付金2節保険給付費等交付金（特別交付金）36万4,000円は、人件費の増額によるものです。

6款1項1目一般会計繰入金、減額157万5,000円、内訳は、2節保険基盤安定繰入金（保険料軽減分）、減額270万6,000円、3節保険基盤安定繰入金（保険者支援分）90万円は、交付金決定によるものです。

4節職員給与等繰入金39万2,000円は、人件費の増額によるものです。

8節産前産後保険料繰入金、減額15万8,000円は、交付金決定によるものです。

7款1項2目その他繰越金41万1,000円は、前年度繰越金で財源調整になります。

次のページをお願いします。

8款3項5目雑入155万6,000円は、令和7年2月診療分の診療報酬等精算金です。

歳入は以上です。

次のページをお願いします。歳出です。

1款及び6款につきましては、人件費の増額によるものですので、説明を省略させていただきます。

国民健康保険特別会計は以上です。

次に、介護保険特別会計です。86ページ、87ページをお願いします。歳入です。

3款1項1目介護給付費負担金18万5,000円は、交付額変更に伴うものです。

3款2項4目介護保険事業費補助金88万5,000円は、介護報酬改定システム改修に伴う国補助金2分の1分です。

5款1項1目介護給付費負担金、減額18万5,000円は、交付額変更に伴うものです。

6款1項4目その他一般会計繰入金193万4,000円、内訳は、1節職員給与等繰入金104万9,000円は、人件費の増額によるもの、2節事務費繰入金88万5,000円は、介護報酬改定システム改修業務の町負担分です。

7款1項1目繰越金12万8,000円は、財源調整になります。

歳入は以上です。

90ページ、91ページをお願いします。歳出です。

1款1項1目一般管理費12節委託料177万1,000円は、介護報酬改定システム改修委託料です。

2款1項5目施設介護サービス給付費、減額370万3,000円、次のページをお願いします。9目居宅介護サービス計画給付費123万2,000円は、いずれも18節負担金補助及び交付金で、今後見込まれる過不足分を計上するものです。

2項1目介護予防サービス給付費232万5,000円、7目介護予防サービス計画給付費14万6,000円は、いずれも18節負担金補助及び交付金で、今後見込まれる不足分を計上するものです。

次のページをお願いします。

4款3項3目任意事業費7節報償費、減額63万4,000円、19節扶助費63万4,000円は、予算の歳出項目の組み替えを行うものです。

5款1項1目償還金22節償還金利子及び割引料10万円は、今後見込まれる不足分を計上するものです。

介護保険特別会計は以上です。

以上で、保険政策課関係の説明を終わります。

○議長（荒川 孝一君） 東農林振興課長。

○農林振興課長（東 貴志君） 農林振興課関係を御説明いたします。

歳入からです。議案つづり20、21ページをお願いいたします。上から2段目です。

16款2項1目総務費県補助金18節球磨川流域復興基金交付金事業等31万円、令和2年7月豪雨被災者等支援交付金で、林業者の森林作業道自立復旧支援事業に対する補助金です。

4目農林水産業費県補助金1節農業費補助金58万4,000円、中山間地域等直接支払交付金になります。

歳入は以上です。

歳出です。38、39ページをお願いいたします。上から3段目です。

6款1項3目農業振興費18節負担金補助及び交付金91万1,000円です。内訳は、農業用ビニールハウス等設置事業87万3,000円、町単独事業で担当ハウス3棟、補助率は6割となります。特産品生産スマート化展開事業3万8,000円、たばこの播種機導入補助になります。

5目農地費18節負担金補助及び交付金97万2,000円です。中山間地域等直接支払事業における急傾斜地及び緩傾斜地の事業費確定に伴う減額が、それぞれ76万7,000円、201万1,000円、スマート農業加算に伴う補助の増額が375万円になります。

次のページをお願いいたします。

2項1目林業総務費18節負担金補助及び交付金31万円です。歳入にございました、令和2年7月豪雨被災者等支援交付金です。林業者の森林作業道自立復旧支援事業の補助金で、補助率は2分の1、上限額31万円になります。

2目林業振興費14節工事請負費493万5,000円、内容は、大鶴併用林道益田橋塗装補強工事になります。現在、併用林道において、大平1号橋と益田橋のPCB及び鉛の除却工事を行っておりますが、益田橋の橋梁の鉄骨部分の腐食が著しく、応急処理を行うものです。補助事業ではございませんが、併用林道でありますので、事業費に対し国の負担が77%となり、令和8年度の受入れの予定で進めております。

以上で、農林振興課関係を終わります。

○議長（荒川 孝一君） 高山地域整備課長。

○地域整備課長（高山 拓二君） 地域整備課関係を御説明いたします。

議案つづりは16ページ、17ページをお開きください。

13款2項2目土木費負担金1節道路橋梁費負担金235万8,000円の増額です。町道山江錦線に架かる木綿葉大橋の工事費等について、歳出のほうで詳しく説明いたしますが、今回実施いたします照明の漏電改修工事の費用を相良村と案分し、相良村から負担いただくものです。

歳入は以上です。

次に歳出です。36ページ、37ページをお開きください。中段です。

4款3項1目上水道費27節繰出金、増額153万1,000円については、後ほど水道事業会計補正予算にて説明いたします。

続きまして、44ページ、45ページをお開きください。

8款2項2目道路新設改良費12節委託料260万円、こちらは、町道改良事業において、町道錦中央線の交差点の設計と用地測量業務に係る委託料です。町道錦中央線と町道松里線の交差点において、交通事故が立て続けに発生しており、交差点の一部を改良し、安全対策を行うために計上するものです。本格的な用地交渉はこれからとなりますが、スムーズに用地交渉が進めば、令和8年度中に交差点改良工事に係る費用を計上させていただく予定です。

14節工事請負費1,010万円、道路側溝改修事業としまして、町道昭和線の側溝を50メートルほど敷設するものです。事業費は550万円です。また、橋梁長寿命化計画事業において、木綿葉大橋照明漏電改修工事410万円を計上しております。木綿葉大橋の照明が大雨のときに漏電によりブレーカーが落ちているようで、今回、大雨のときでもブレーカーが落ちないように、漏電の対策として改修を行うものです。

次に、町道改良事業において、町道鳥居松線道路改良工事における追加工事の費用50万円を計上しております。既に着工している町道鳥居松線の道路改良工事ですが、着手前の地元住民説明会で要望のあった箇所について対応するために、追加工事を行うものです。

16節公有財産購入費104万円は、町道松里永野線道路改良工事において、用地測量業務を行いました。該当箇所の買収面積が確定したため、その用地購入の費用54万円を計上するものです。また、町道改良事業としまして、町道一本杉線の用地購入費を50万円計上しております。こちらは、先ほど説明しました町道松里永野線道路改良工事に伴う用地測量を行った際、隣接する町道一本杉線と民地との境界に大きく差異があり、民地内に入り込んだ道路敷地面積を購入するために必要な用地費でございます。

続きまして、下段です。

8款4項2目浄化槽費18節負担金補助及び交付金24万円は、一般事務費において公民館に係る浄化槽の維持管理費用に対する補助金を増額補正するものです。

続きまして、46ページ、47ページをお開きください。上段です。

8款5項1目住宅管理費11節役務費13万8,000円は、一般事務費において、公営住宅における消防設備等の点検手数料を計上するものです。公営住宅は、消防法において、3年に1回消防設備等の点検が義務づけられており、消防署からの指導により今回、令和7年度中に点検を行うものです。

続きまして、54ページ、55ページをお願いいたします。下段です。

11款2項2目過年災害復旧費21節補償補填及び賠償金380万円の減額です。こちらは、水無川橋の復旧工事が終わり通行可能となっておりますが、復旧工事の際、支障となっていた九州電力のケーブル柱について一時的に移設しておりました。橋の復旧工事完了後は、ケーブル柱の元に戻すための費用としまして予算を組んでおりましたが、九州電力送配電株式会社との協議の結果、移設したケーブル柱については強度を有するとの判断から、本復旧は不要となったため、費用の全額を減額するものです。

一般会計は以上です。

続きまして、水道事業会計の説明をいたします。

別冊の水道事業会計補正予算書2ページをお開きください。議案第88号令和7年度錦町水道事業会計補正予算(第3号)です。

第2条で、収益的収入及び支出の補正を計上しており、それぞれ収入支出とも153万1,000円増額しております。

第3条では、議会の議決を経なければ流用することができない経費について補正をしております。職員給与費としまして、既決予定額1,090万1,000円から111万7,000円増額しております。

また、第4条では、他会計からの補助金の補正を計上しています。一般会計からの補助金としまして、既決予定額が9,778万7,000円から153万1,000円増額しております。

次に、補正の内容について、予算実施計画明細書により御説明いたします。

6ページをお開きください。収益的収入です。

1款2項2目他会計補助金1節一般会計負担金、増額の153万1,000円は、次に説明いたします収益的支出の歳出予算額増額に伴う繰入金が増でございます。こちらは全て基準外繰入金です。

7ページをお開きください。収益的支出です。

1款1項1目原水及び浄水費28節薬品費10万7,000円は、こちらは、各浄水場において投入している滅菌液の購入費用が不足したために増額しております。

1款1項3目総係費、増額142万4,000円、給料、手当等件費については、時間外勤務手当を除き説明を省略いたします。

2節手当84万9,000円のうち、時間外勤務手当は73万2,000円の増額です。主に、令和7年度から、未納額通知や停水作業、交渉など未納者に対する業務を強化したこと、それに伴い、日中の通常業務についても時間外勤務対応しているため、また、今後も同様に年度末まで未納者対応業務を強化すること、公企業会計が閉まる年度末前に未納者の台帳整理等の対応をするため、不足額を増額補正するものです。

17節通信運搬費は、30万7,000円の増額です。こちらは、主に未納額通知を、使用中、休止中に限らず全ての未納者に発送するなど、未納者に対する業務を強化したことに伴い、通信運搬費の不足分を増額補正するものです。

水道事業会計は以上です。

続きまして、下水道事業会計です。

別冊の下水道事業会計補正予算書2ページをお開きください。議案第89号令和7年度錦町下水道事業会計補正予算(第3号)です。

第2条で、収益的収入及び支出の補正を計上しております。収入、支出については、それぞれ66万7,000円を増額するものです。

第3条では、議会の議決を経なければ流用することができない経費について補正をしております。職員給与費としまして、既決予定額736万5,000円から59万5,000円を増額しております。内容については、予算実施計画明細書により御説明いたします。

6ページをお開きください。収益的収入です。

1款1項1目下水道使用料収益66万7,000円の増です。1節下水道使用料としまして、年間での料金収入の推移を算出した結果、増加を見込んでおり、今回66万7,000円を計上しております。

7ページをお願いいたします。収益的支出です。

1款1項4目総係費66万7,000円の増です。給料、手当等人件費については、時間外勤務手当を除き、説明を省略いたします。

2節手当40万9,000円のうち、時間外勤務手当は33万円の増額です。こちらも水道事業と同様に、令和7年度からの未納額通知事務や交渉など、未納者に対する業務を強化したこと等において、不足額を増額補正するものでございます。

下水道事業会計は以上です。

以上、地域整備課関係の説明を終わります。

○議長(荒川 孝一君) 尾方教育振興課長。

○教育振興課長(尾方 良一君) 教育振興課関係を御説明します。歳出です。50、51ページをお願いします。

10款2項2目教育振興費、減額894万3,000円のうち、11節役員費29万円、17節備品購入費、減額1,177万8,000円は、説明欄907番、GIGAスクール事業におけるタブレット端末更新に係る旧型タブレット端末処分手数料の追加計上とタブレット購入費の執行残の減額になります。

次に、18節負担金補助及び交付金50万円は、小学校創立150周年記念事業補助金で、一武、木上小学校への補助金です。

次に、3項1目学校管理費14節工事請負費116万2,000円は、学習ルームアコーディオンカーテン取替工事で、特別支援学級の増加に伴う教室不足を補うため、既存の学習ルームを教室として使用するための改修工事費になります。

次に、同項2目教育振興費、減額533万5,000円のうち、11節役務費15万9,000円、17節備品購入費、減額638万6,000円は、小学校費でも御説明しました、GIGAスクール事業におけるタブレット端末更新に係る旧型タブレット端末処分手数料の追加計上とタブレット購入費執行残の減額になります。

次に、18節負担金補助及び交付金15万円は、各種競技出場補助金の追加計上になります。今年度、県大会、九州大会への出場が5件の実績と、今後3件の見込みがあることから、追加計上をお願いするものです。

次のページをお願いします。

4項1目社会教育総務費12節委託料107万3,000円は、町史編さん事業におけるデータ入力・印刷業務のページ数の増加に伴う追加増額になります。

同項2目青年会館費10節需用費6万8,000円、次の3目コミュニティーセンター費10節需用費8万円、次の4目図書館費10節需用費6万8,000円は、いずれも施設管理費における電気料の高騰による追加計上になります。

次のページをお願いします。

5項2目体育施設費10節需用費、光熱水費9万円、次の13節使用料及び賃借料8万1,000円は、町民グラウンド及び武道館における電気料の高騰及び下水道使用料の増加に伴う追加計上になります。

6項1目学校給食センター費10節需用費47万6,000円は、ボイラー燃料のA重油代及び電気料の高騰に伴う追加計上になります。

以上、教育振興課関係の説明を終わります。

○議長（荒川 孝一君） 提案理由の説明が終わりました。

本案に対する質疑、採決は、12日に行います。

ここで10分ほど休憩します。休憩後は11時15分から開議します。

午前11時04分休憩

.....
午前11時15分再開

○議長（荒川 孝一君） 休憩前に引き続き開議します。

日程第11. 議案第90号

○議長（荒川 孝一君） 日程第11、議案第90号錦町学校給食費に関する条例についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。森本町長。

○町長（森本 完一君） 議案第90号錦町学校給食費に関する条例でございます。

本案件につきましては、学校給食の透明性の向上と管理体制強化のため、次年度より公会計化し、町の歳入歳出として予算計上を図るものでございます。

詳細につきましては、担当課長が説明申し上げますので、よろしく御審議の上、御決定賜りますようお願い申し上げます。提案理由の説明といたします。

○議長（荒川 孝一君） 尾方教育振興課長。

○教育振興課長（尾方 良一君） 議案つづりは101ページになります。議案第90号学校給食費に関する条例の制定について御説明します。

学校給食費については、これまで錦町学校給食運営委員会が管理する私会計による取扱いとし、運営委員会の規則

に基づき、給食費の額や提供回数、納付方法等を定め、管理運営を行ってまいりました。

令和4年10月から給食費の全額補助が行われることとなり、給食提供に係る経費のほとんどを町の予算で補助し運営を行っていることから、運営に係る経費の透明性の確保と業務の簡素化や適正管理を行うため、公会計化し運営を行っていくこととします。

令和8年度からの施行のためには、給食費条例及び規則を制定し、その運用をより効率的、厳格に実施できるようにするため、本議会に上程し、御承認を得た上で、公会計への移行準備を進めてまいります。

議案では、第1条で、本条例の趣旨目的を、第2条において、用語の意義を定義しております。第3条、第4条では、給食の提供に伴う費用の負担義務者を定め、徴収、納付の方法について規定します。第5条で、現在実施している補助の根拠となる免除規定を定め、第6条では、給食費の徴収に係る督促条項を定めます。

いずれも詳細については規則で定めることとし、第3条第2項における給食費の額や徴収方法、納付期限等はこれまでの私会計で定めた手続、運用規定を原則として引き継いでいきます。

附則として、この条例は、令和8年4月1日から施行することとし、次項の準備行為については、公布の日から施行します。

以上、説明を終わります。

○議長（荒川 孝一君） 提案理由の説明が終わりましたので、本案に対する質疑を許可します。質疑ありませんか。10番、金山議員。

○議員（10番 金山 民幸君） 教育振興課長にお尋ねします。

今、提案理由で説明を受けましたが、なかなか理解等ができない部分があるわけですが、現在、国においては、国会で今開催中です。決定ではございませんが、情報によりますと、令和8年度から小学校の給食の無償化、令和9年度以降が中学校だというふうに、私は今のところ聞いているわけですが、そういう時期において、来年の4月1日から学校給食費は徴収、この今、提案理由の条例を平たく解釈すれば、来年の4月からは学校給食費を徴収しますよと。なぜ、今出すかといえば、もし、今回可決されれば、保護者等に対する周知のために前もって今回提出されていると思うわけですね、提案理由の説明も。

私が言うように、公会計の移行については、今に始まったことでなく、もう以前から一つの課題として上がっていた条項であります。そういった国の動きの中で、なぜ、あえて来年4月からは学校給食費を徴収しますよという条例を提案されるのか、まず、一点お尋ねします。

○議長（荒川 孝一君） 尾方教育振興課長。

○教育振興課長（尾方 良一君） ただ今の御質問にお答えいたします。

この件に関しましては、質問議員おっしゃられましたとおり、私会計から公会計化への話というのは以前からもいただいております。特に、監査委員からの御指摘では、令和5年度中に御指摘いただいております、その移行化ができていなかったという経緯もございます。たびたび御指摘いただきましたので、7年度中に公会計化への移行を進めるということで、以前から計画はさせていただいております。

この時期ということになったことに対しては、国の補正予算とタイミングがちょうど一致してしまったというのが偶然といえば偶然でございます。一方で、公会計化するための大きな目的というのは、経費の透明性の確保と適正な管理運営を行っていくためという目的がございますので、基本的には、今現在、町のほうで補助を頂いております全額補助の運営補助金を基に、この給食費の提供が行われているという原則がございますので、そういったところも含め、今後は、より厳格、透明性を図っていきたいというところでの公会計化でございます。

給食費を徴収するということに関しましては、今後、規則で給食費の額ですとか提供回数、それから納付の方法、徴収方法等も定めるとともに、免除規定も当然規則の中に入らう予定でございます。その中で、この補助期間というのを定めていければということで考えているところです。

以上になります。

○議長（荒川 孝一君） 10番、金山議員。

○議員（10番 金山 民幸君） なんか理解し難い部分があるんですが、先ほど、学校給食の減免のことを言われました、5条で。この規定は、これは、うちの今現在あります補助金の根拠がここにあると思っておりますが、一般的にこういった減免措置は、特定のものに対しての減免とか免除が大体上がってくるわけなんです。だから、全体的に該当させようとするれば、こういったこの第5条の適用は難しいかなと、私は思います。

それと、さっきの件はもう、それで私も説明を受けましたので分かりますが、2点目、よろしいでしょうか。

それでは、先ほど言いましたように、令和8年度から公会計、つまり一般会計か特別会計でされるかは分かりませんが、給食費、いわゆる児童生徒及び教職員等の給食は直接徴収することになりますね、この条例からいけば、なります。本町は、御存じのように、現在、令和5年から令和9年の3月まで、つまり令和8年度までは給食費の全額免除の要綱が時限で定めてあるわけです。

それで、そこでお尋ねしたいのは、令和9年度以降については、今のところ、条例上、給食費は徴収することになるわけですね。今のところですね、条例の要綱上ですね。だから、私が言いたいのは、令和8年度において、条例が施行されます。一方では、免除規定があります。そこら付近の対処、手続といいますか、どうも私が理解できないだけでしょうか、どうも釈然としない部分があるわけです。だから、そのようなことについて、条例提案に当たり、令和8年度についてはどのような方向で、補助金を全額無料にするのか、或いは徴収するのか、その辺のやり方について再度お尋ねします。

○議長（荒川 孝一君） 尾方教育振興課長。

○教育振興課長（尾方 良一君） お答えいたします。

質問議員おっしゃられますとおり、今回、条例を御承認いただきますと、補助規定というのが若干かぶっているといえますか、令和9年3月までの補助要綱というのがございますので、その部分の取扱いが変な状態になるのかもしれない。

それを補完するという意味合いではございませんが、条例を御承認いただいた後、直ちに規則を制定する予定であります。その中に、先ほど申し上げましたとおり、補助金の免除規定というのを設けます。その中には、一応今、案として申し上げますけれども、第1号では、災害等で被災をした世帯、これを全額免除、第2号では、町長が特に定めるときというような形で設けたいと思っております。ということで、規則で定めますので、令和8年度中の補助についても町長の決裁をいただいた上で、全額でいくのか、半額でいくのかというのを決定するというような形になるかと思っております。

したがって、今現在、平成29年度から実施しております給食費の補助金交付要綱に関しては、規則の下位段階といいますか、規則の下に続く要綱等になりますので、この要綱については一旦廃止をするという形になるかと思っております。

以上になります。

○議長（荒川 孝一君） 10番、金山議員。

○議員（10番 金山 民幸君） ですが、そう言われるのであれば、今度、条例が決まった後、規則で検討するよう

な説明ですが、本来であるならば、そういうのも含めて、そういうのはある程度の見込みというか、見通しを立てたところの規則の改定、規則の制定も併せて、一緒に条例と施行規則も併せて検討してもらえば、まだ、私は分かりやすかったかなと思います。ということは、この条例をストレートに解釈しますと、保護者等については、令和8年度からは、先ほど言いましたように、給食費を取りますよという周知を図られるわけですか、お尋ねします。

○議長（荒川 孝一君） 尾方教育振興課長。

○教育振興課長（尾方 良一君） お答えいたします。

今現在、生きております補助要綱では、令和9年3月までというふうにはうたっております。そういったことも踏まえ、今回条例を制定し、規則を新たにまた制定することになりますけれども、その辺につきましては、また町長との協議にはなります。できますれば、令和9年3月までというのは免除規定の中の全額免除というところを御承認いただければと考えているところになります。

以上です。

○議長（荒川 孝一君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 孝一君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 孝一君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

よって、これから採決に入ります。

お諮りします。議案第90号錦町学校給食費に関する条例については、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 孝一君） 異議なしと認めます。よって、議案第90号は原案のとおり可決されました。

日程第12. 議案第91号

○議長（荒川 孝一君） 日程第12、議案第91号錦町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。森本町長。

○町長（森本 完一君） 議案第91号錦町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例でございます。

本案件につきましては、法改正により「こども誰でも通園制度」が創設されたため、その事業実施に当たり基準を定めるものでございます。

詳細につきましては、担当課長が説明申し上げますので、よろしく御審議の上、御決定賜りますようお願い申し上げます。提案理由の説明といたします。

○議長（荒川 孝一君） 吉田住民福祉課長。

○住民福祉課長（吉田 誠二君） 議案つづり103ページをお願いいたします。議案第91号錦町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例について説明いたします。

議案第91号は、児童福祉法の一部が改正され、保育所等に通っていない6ヶ月から満3歳未満の子どもを対象に、

保護者の就労要件を問わず、月一定時間まで保育所等において適切な遊び及び生活の場を与えるとともに、子育てについての情報の提供等を行う乳児等通園支援事業、いわゆる「こども誰でも通園制度」が創設され、町が認可を行うこととされ、その設備及び運営については、内閣府令で定める基準を参照することなどにより、町の条例で定めるところとされました。このことに伴い、乳児等通園支援事業の設備及び運営の基準を定める必要があることから、今回提案をするものです。

第1条では、趣旨を規定し、乳児等通園支援事業の設備及び運営の基準に関し必要な事項を定めることとしております。

第2条では、最低基準の目的を規定し、乳児等通園支援事業を利用する乳児または幼児が、心身ともに健やかに育成されることを保障するものとしています。

第3条では、最低基準の向上、第4条では、最低基準と乳児等通園支援事業者、第5条では、乳児等通園支援事業者の一般原則について規定しております。

次のページをお願いします。

第6条では、乳児等通園支援事業者と非常災害、第7条では、安全計画の策定等を規定し、非常災害への対策や安全計画を策定し、定期的に訓練を行うこととしております。

第8条では、自動車を運行する場合の所在の確認、第9条では、乳児等通園支援事業者の職員の一般的条件、第10条では、乳児等通園支援事業者の職員の知識及び技能の向上等、第11条では、他の社会福祉施設等を併せて設置するときの設備及び職員の基準を規定しております。

第12条では、利用乳幼児を平等に取り扱う原則、第13条では、虐待等の防止を規定し、利用乳幼児の国籍・信条等によって差別的取扱いをしないよう、また、児童福祉法第33条の10第1項各号に掲げる身体的虐待、性的虐待、ネグレクト、心理的虐待の行為に加え、心身に有害な影響を与える行為をしてはならないとしております。

第14条では、衛生管理等、次のページをお願いします、第15条では、食事、第16条では、乳児等通園支援事業所内部の規程、第17条では、乳児等通園支援事業所に備える帳簿を規定しております。

第18条では、秘密保持等を規定し、職員の秘密保持義務と併せて、職員であった者に対しても同様に、秘密を漏らすことのないよう必要な措置を講じなければならないとしております。

第19条では、苦情への対応を規定しております。

第20条では、乳児等通園支援事業の区分を規定し、乳児等通園支援事業の運営の形態を一般型乳児等通園支援事業と余裕活用型乳児等通園支援事業に区分することとしております。

第21条では、一般型乳児等通園支援事業所の設備の基準を規定し、内閣府令で定める基準どおりとしております。
110ページをお願いします。

第22条では、一般型乳児等通園支援事業所の職員の基準を規定し、こちらも内閣府令で定める基準どおりとしております。

第23条では、乳児等通園支援の内容、第24条では、保護者との連絡を規定しております。

第25条では、余裕活用型乳児等通園支援事業所の設備及び職員の基準、第26条では、準用を規定し、内閣府令で定める基準どおりとしております。

第27条では、電磁的記録、第28条では、委任を規定しております。

附則として、この条例は、公布の日から施行するとしております。

以上で、説明を終わります。

○議長（荒川 孝一君） 提案理由の説明が終わりましたので、本案に対する質疑を許可します。質疑ありませんか。
8番、岡田議員。

○議員（8番 岡田 武志君） この通園児、幼児というのは、いわゆる現在錦町に通っている、こども園もしくは保育園に通われている子どもさんではなくて、通っていない乳幼児を対象にするものなんですか。

○議長（荒川 孝一君） 吉田住民福祉課長。

○住民福祉課長（吉田 誠二君） お答えいたします。

現在、保育所等に通っておられない6ヶ月児から3歳未満の乳幼児ということになります。

以上です。

○議長（荒川 孝一君） 8番、岡田議員。

○議員（8番 岡田 武志君） 今、少子化の中で、こども園、保育園にも通われる子どもさんたちも少なくなっておられる現状ですけども、実際、通っていない子どもは、錦町で何人ほどおられますか。

○議長（荒川 孝一君） 吉田住民福祉課長。

○住民福祉課長（吉田 誠二君） 正確には数の把握はできておりませんが、子どもさんを家で見たいお母さんとかお父さんが、保護者の方が見たいと言われる方がほとんどだと思いますので、利用される方としましては、3人程度、3人から5人程度というところで見込んでいるところでございます。

以上です。

○議長（荒川 孝一君） 8番、岡田議員。

○議員（8番 岡田 武志君） 今の答弁では、錦町のほとんどの乳幼児は保育園、こども園に通っているというのが現状であって、また、この対応は、今の錦町の事業所が全てこれを対応していくことになるのでしょうか。

○議長（荒川 孝一君） 吉田住民福祉課長。

○住民福祉課長（吉田 誠二君） お答えいたします。

この条例が一応可決されましたから、町内の6園の事業者様に対しては説明をいたして、その後、認可をするという形になる流れとなっております。

以上です。

○議長（荒川 孝一君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 孝一君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 孝一君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

よって、これから採決に入ります。

お諮りします。議案第91号錦町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例については、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 孝一君） 異議なしと認めます。よって、議案第91号は原案のとおり可決されました。

日程第13. 議案第92号

○議長（荒川 孝一君） 日程第13、議案第92号児童福祉法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。森本町長。

○町長（森本 完一君） 議案第92号児童福祉法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例でございます。

本案件につきましては、一部改正法の施行に伴い関係条例に所要の改正を行うものでございます。

詳細につきましては、担当課長が説明申し上げますので、よろしく御審議の上、御決定賜りますようお願い申し上げます。提案理由の説明といたします。

○議長（荒川 孝一君） 吉田住民福祉課長。

○住民福祉課長（吉田 誠二君） 議案つづり112ページをお願いします。議案第92号児童福祉法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例について説明いたします。

議案第92号は、児童福祉法の一部を改正する法律の施行に伴い、各基準府令の改正が行われたことによる所要の改正と、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等の一部を改正する内閣府令の公布に伴い所要の改正を行うものです。

新旧対照表により説明いたします。新旧対照表4ページをお願いします。

第1条は、錦町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正になります。

第25条では、被措置児童等虐待に当たる行為を定めている児童福祉法第33条の10に、新たに項が追加されたことに伴い所要の改正を行うものです。

次のページをお願いします。

第2条は、錦町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正になります。

第12条では、児童福祉法第33条の10に新たに項が追加されたことに伴い所要の改正を行うものです。

第17条では、利用乳幼児に対する健康診断の全部又は一部を行わないことができる場合として、従来、児童相談所等における乳幼児の利用開始前の健康診断が行われた場合のみが該当しておりましたが、新たに母子保健法に基づく乳幼児健診が行われた場合が追加されたことに伴い所要の改正を行うものです。この場合において、保育所等の長は、その乳幼児健診の結果を把握しなければならないとされております。

次のページをお願いします。

第23条以後の9ページまでは、国家戦略特別区域に限定して認められている地域限定保育士の一般制度化に伴い所要の改正を行うものです。

10ページをお願いします。

第3条は、錦町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正になります。

第10条第3項第1号では、国家戦略特別区域に限定して認められている地域限定保育士の一般制度化に伴い所要の改正を行うものです。

第12条では、児童福祉法第33条の10に新たに項が追加されたことに伴い所要の改正を行うものです。

議案つづり113ページをお願いします。

附則として、この条例は、公布の日から施行するとしております。

以上で、説明を終わります。

○議長（荒川 孝一君） 提案理由の説明が終わりましたので、本案に対する質疑を許可します。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 孝一君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 孝一君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

よって、これから採決に入ります。

お諮りします。議案第92号児童福祉法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例については、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 孝一君） 異議なしと認めます。よって、議案第92号は原案のとおり可決されました。

日程第14. 議案第93号

○議長（荒川 孝一君） 日程第14、議案第93号錦町子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。森本町長。

○町長（森本 完一君） 議案第93号錦町子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例でございます。

本案件につきましては、より広い意見を子育て施策に反映させるため、委員の数を増やすものでございます。

詳細につきましては、担当課長が説明申し上げますので、よろしく御審議の上、御決定賜りますようお願い申し上げます。提案理由の説明といたします。

○議長（荒川 孝一君） 吉田住民福祉課長。

○住民福祉課長（吉田 誠二君） 議案つづり114ページをお願いします。議案第93号錦町子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例について説明いたします。

議案第93号は、町内にある6園の保育園等の保護者代表によって組織される保育園連絡協議会が令和6年度をもって解散となったことから、所要の改正をするものです。

新旧対照表11ページをお願いします。

第3条において、「子育て会議は、委員15人以内をもって組織する」と規定され、その15人の委員のうち2人を保育園連絡協議会から選出しておりましたが、当該協議会が解散したことにより、2人を選出することが困難となったことから、6園の全ての保護者代表を委員とするため、委員の数を「15人」以内から「20人」以内に改正するものです。

議案つづり114ページをお願いします。

附則として、この条例は、公布の日から施行するとしております。

以上で、説明を終わります。

○議長（荒川 孝一君） 提案理由の説明が終わりましたので、本案に対する質疑を許可します。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 孝一君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 孝一君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

よって、これから採決に入ります。

お諮りします。議案第93号錦町子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 孝一君） 異議なしと認めます。よって、議案第93号は原案のとおり可決されました。

日程第15. 議案第94号

○議長（荒川 孝一君） 日程第15、議案第94号錦町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。森本町長。

○町長（森本 完一君） 議案第94号錦町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例でございます。

本案件につきましては、人事院勧告に準じ、一般職の職員の月例給及び賞与等を引き上げるものでございます。

詳細につきましては、担当課長が説明申し上げますので、よろしく御審議の上、御決定賜りますようお願い申し上げます。提案理由の説明といたします。

○議長（荒川 孝一君） 有瀬総務課長。

○総務課長（有瀬 耕二君） 議案つづりは115ページになります。議案第94号錦町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について御説明いたします。

今回の改正は、人事院勧告に準じ、給与条例の一部を改正するものです。改正の主な内容は、一般職員給料の引上げ、6月と12月に支給される期末手当と勤勉手当をそれぞれ年額0.025月分ずつの引上げ及び通勤手当、宿日直手当の引上げになります。

新旧対照表で御説明いたします。新旧対照表の12ページをお開きください。左の欄が改正後、右の欄が改正前となります。

まず、第8条の2は、初任給調整手当に関する規定ですが、医師、歯科医師の職員が対象で、本町にはおりませんので、説明を割愛させていただきます。

次に、第11条は、通勤手当に関する規定になります。新旧対照表は、次のページです、13ページです。

第2項第2号中、ウ、使用距離が片道10キロメートル以上15キロメートル未満の職員、7,100円を7,300円に、次にエ、使用距離が15キロメートル以上20キロメートル未満の職員、1万円を1万400円に、以降は、当町では該当者はおりませんが、記載のとおり改正する内容です。

14ページをお願いします。

次に、第17条は、宿日直手当に関する規定です。

第17条1項中、勤務1回につき4,400円を4,700円に改める改正で、以下、医師または歯科医師に関する部分、及び、第2項については割愛させていただきます。

15ページをお願いします。

次に、第19条は、期末手当に関する規定となります。

第2項で、改正前の率は100分の125ですが、改正後の率は、6月は100分の125でそのまま、12月は

100分の127.5とし、年間100分の2.5、0.025月分引き上げる改正となります。

第3項は、定年前再任用短時間勤務職員に対する規定で、改正後の率は、6月は100分の70でそのまま、12月は100分の72.5とし、年間100分の2.5、0.025月分引き上げる改正となります。

第20条は、勤勉手当に関する規定となります。

16ページをお願いします。

第2項第1号で、改正前の率は100分の105ですが、改正後の率は、6月は100分の105でそのまま、12月は100分の107.5とし、年間で100分の2.5、0.025月分引き上げる改正となります。

次の第2号では、定年前再任用短時間勤務職員の率を規定しています。改正後は、6月は100分の50でそのまま、12月は100分の52.5とし、年間100分の2.5、0.025月分引き上げる改正となります。

次に、別表第1は、行政職給料表となります。給料月額に下線のある金額が改正する号給となりますが、今回は、全号が改正対象となります。

17ページの左の欄、改正後の1級、5号給の欄を御覧ください。

この金額は、高校卒業程度新規採用職員の初任給となりますが、20万300円となります。改正前の右側の表では18万8,000円ですので、1万2,300円の引上げとなります。

議案つづり130ページをお願いします。

第2条では、第1条で改正した期末手当、勤勉手当の率を再度改正する内容となります。

第1条では、期末手当、勤勉手当いずれも12月分で率を引き上げましたが、第2条では、期末手当、勤勉手当いずれも6月と12月で率を均等に調整する改正で、年間の引上率はいずれも同じです。

131ページをお願いします。

最後に、附則として、第1条第1項では、施行期日を規定し、第1条改正は、公布の日から、第2条改正は、令和8年4月1日から施行することとしております。

附則第1条第2項では、第1条改正については、令和7年4月1日から遡及適用することとしています。

附則第2条では、給与の内払について、第3条では、条例の施行について、その他必要な事項は規則で定めることとしております。

以上で、議案第94号の説明を終わります。

○議長（荒川 孝一君） 提案理由の説明が終わりましたので、本案に対する質疑を許可します。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 孝一君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 孝一君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

よって、これから採決に入ります。

お諮りします。議案第94号錦町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 孝一君） 異議なしと認めます。よって、議案第94号は原案のとおり可決されました。

ここで昼食のため休憩します。休憩後は午後1時30分から開議します。

午前11時55分休憩

午後1時30分再開

○議長（荒川 孝一君） 休憩前に引き続き開議します。

日程第16. 議案第95号

日程第17. 議案第96号

○議長（荒川 孝一君） 日程第16、議案第95号錦町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例についてと日程第17、議案第96号錦町議会の議員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についての2議案を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。森本町長。

○町長（森本 完一君） 議案第95号錦町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例、議案第96号錦町議会の議員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例でございます。

以上2議案につきましては、錦町特別職報酬等審議会から答申された内容に基づき、報酬月額について、それぞれ改めるものでございます。

詳細については、担当課長が説明申し上げますので、よろしく御審議の上、御決定賜りますようお願い申し上げます。提案理由の説明といたします。

○議長（荒川 孝一君） 有瀬総務課長。

○総務課長（有瀬 耕二君） 議案つづりは132ページ、133ページになります。議案第95号錦町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例、議案第96号錦町議会の議員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について御説明いたします。

本議案につきましては、令和7年6月及び8月に開催されました、錦町特別職報酬等審議会の答申に基づき、特別職の給与及び報酬の改定を行うものです。

答申につきましては、全国的な賃上げの状況や県内の特別職の報酬額を考慮し、県内の同規模人口町村の平均額まで引き上げることが妥当であるとの内容となっており、町としましても、答申内容を尊重し検討しました結果、このたびの議案提出となったところです。

新旧対照表にて御説明いたします。新旧対照表43ページをお願いします。

まず、錦町長等の給与及び旅費に関する条例の改正になります。右側が改正前、左側が改正後となります。

別表第1において、町長が76万円を77万6,800円に、副町長が58万5,000円を58万7,900円に、教育長が52万7,000円を53万9,300円に改めるものです。

44ページをお願いします。

錦町議会の議員の報酬及び費用弁償に関する条例の改正になります。同じく、右側が改正前、左側が改正後となります。

第1条中、議長が「30万2,600円」を「31万1,500円」に、副議長が「25万100円」を「25万7,100円」に、議員が「22万7,300円」を「23万3,900円」に改めるものです。

議案つづりにお戻りください。

附則として、いずれも令和8年1月1日から施行することとしています。

以上で、説明を終わります。

○議長（荒川 孝一君） 提案理由の説明が終わりましたので、本案に対する質疑を許可します。質疑ありませんか。10番、金山議員。

○議員（10番 金山 民幸君） 議案第96号錦町議会の議員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例に、これは私どもに関するのですが、お尋ねいたします。

今回の改正後の正副議長及び議員の金額を、町長の給料月額に対してどのくらいかなと計算しましたところ、大体40%、33%、30%という割合となっております。このことはもう以前から、従来からこのような大体割合できていた経緯があります。そういうことで提案しているわけですが、お尋ねしたいのは、本町との県内で類似団体とありますが、今の類似団体も市町村合併で恐らく少ないと思いますが、人口規模での自治体は数自治体あると思います。この改正後の正副議長の報酬額は、そういった1万人程度規模の人口の正副議長の報酬との比較といえますか、比較した場合、どのような状況か、お尋ねいたします。

○議長（荒川 孝一君） 有瀬総務課長。

○総務課長（有瀬 耕二君） お答えいたします。

今回、金額の改定の参考となっております町村といいますが、あさぎり町、山都町、氷川町、嘉島町、南阿蘇村、甲佐町の6つの町村となっております。

改正後の金額につきましては、ちょうどこの町村ごとの平均に位置するような形になっております。

以上です。

○議長（荒川 孝一君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 孝一君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 孝一君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

よって、これから採決に入ります。

お諮りします。議案第95号錦町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 孝一君） 異議なしと認めます。よって、議案第95号は原案のとおり可決されました。

お諮りします。議案第96号錦町議会の議員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 孝一君） 異議なしと認めます。よって、議案第96号は原案のとおり可決されました。

日程第18. 議案第97号

○議長（荒川 孝一君） 日程第18、議案第97号錦町職員の分限の手續及び効果に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。森本町長。

○町長（森本 完一君） 議案第97号錦町職員の分限の手続及び効果に関する条例の一部を改正する条例でございます。

本案件につきましては、職員の人事評価の結果について、勤務実績がよくない場合、分限にも反映するよう改めるものでございます。

詳細につきましては、担当課長が説明申し上げますので、よろしく御審議の上、御決定賜りますようお願い申し上げます。提案理由の説明といたします。

○議長（荒川 孝一君） 有瀬総務課長。

○総務課長（有瀬 耕二君） 議案つづりは134ページです。議案第97号錦町職員の分限の手続及び効果に関する条例の一部を改正する条例について御説明いたします。

今回の改正は、人事評価結果のさらなる活用を図るべく、一定期間良好でない成績が継続した職員について、分限処分により降給ができる場合というものを明文化するもので、地方公務員法第27条第2項の規定により、降給の事由は各地方公共団体の条例で定めることとされているため、新たに降給の規定を追加することに関し所要の改正を行うものです。

新旧対照表で御説明いたします。新旧対照表45ページをお願いします。

第1条中、「第28条第3項」とありますのを、「第27条第2項及び第28条第3項」と改め、第2条は降給の種類ですが、こちらは新設になります。降給の種類は、降格（職員の意に反して、当該職員の職務の級を同一の給料表の下位の職務の級に変更すること）及び降号（職員の意に反して、当該職員の号給を同一職務の級の下位の号給に変更すること）の2つの説明を規定したものです。

第3条は、降格の事由で、これも新設になりますが、以下の3項目について降格の事由を規定するものです。

46ページをお願いします。

第4条も新設になりますが、降号の事由について規定するものです。

第5条は、これまでの第2条を改め、降任等の手続について規定し、以下、これまでの3条から第5条までを3条ずつ繰り下げるものです。

議案つづり135ページにお戻りください。

附則として、この条例は、公布の日から施行することとしています。

以上で、説明を終わります。

○議長（荒川 孝一君） 提案理由の説明が終わりましたので、本案に対する質疑を許可します。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 孝一君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 孝一君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

よって、これから採決に入ります。

お諮りします。議案第97号錦町職員の分限の手続及び効果に関する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決することに御異議はありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 孝一君） 異議なしと認めます。よって、議案第97号は原案のとおり可決されました。

日程第19. 議案第98号

○議長（荒川 孝一君） 日程第19、議案第98号錦町税条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。森本町長。

○町長（森本 完一君） 議案第98号錦町税条例の一部を改正する条例でございます。

本案件につきましては、地方税法の改正により所要の改正を行うものでございます。

詳細につきましては、担当課長が説明申し上げますので、よろしく御審議の上、御決定賜りますようお願い申し上げます。提案理由の説明といたします。

○議長（荒川 孝一君） 岩尾税務課長。

○税務課長（岩尾 和文君） 議案つづりは136ページをお願いします。議案第98号錦町税条例の一部を改正する条例について御説明いたします。

今回の改正につきましては、地方税法等の一部を改正する法律等が、令和7年3月31日に公布されたことに伴い、令和7年4月1日施行の条例につきましては専決処分し、5月の臨時会で御承認いただきましたが、今回上程分につきましては、令和8年1月1日及び令和8年4月1日から施行されます、錦町税条例の一部を改正するものです。

改正内容につきましては、新旧対照表で御説明いたします。新旧対照表48ページをお願いします。

第18条、公示送達につきましては、従来、役場掲示場に掲示する方法で行っていましたが、今回の法改正により、ホームページ等に掲載することもできるようになったことから改正するものです。

第18条の3、納税証明事項につきましては、第18条で「地方税法施行規則を（以下「施行規則」という。）」改正がなされたことによる改正となります。

第34条の2、所得控除、次のページの第36条の2、町民税の申告、次の50ページの第36条の3の2、個人の町民税に係る給与所得者の扶養親族等申告書、次の51ページの第36条の3の3、個人の町民税に係る公的年金受給者の扶養親族等申告書につきましては、所得控除すべき金額について、新たに特定親族特別控除が追加されたことと、それに伴う扶養親族等申告書に係る提出義務規定等が整備されたことによる改正となります。

次に、52ページをお願いします。

第90条、身体障害者等に対する種別割の減免につきましては、減免要件を緩和する改正で、生計を一にする方の所有する軽自動車の要件に、身体障害者の場合、「年齢18歳未満のもの」と限定していたものを、年齢制限を撤廃する改正となります。

第90条第2項につきましては、減免申請手続において必要となる運転免許証の提示を、運転免許証またはマイナ免許証の提示に拡充する改正となります。

次の54ページ、55ページの附則第16条の2の2、加熱式たばこに係るたばこ税の課税標準の特例につきましては、加熱式たばこの課税方式が見直されたことによる改正となります。

議案つづり138、139ページにお戻りください。

附則としまして、第1条では、この改正条例の施行期日を令和8年1月1日と規定し、第90条、附則第16条の2の2、附則第4条の規定につきましては、令和8年4月1日から施行します。

第2条では、公示送達に関する経過措置、第3条では、町民税に関する経過措置、第4条では、町たばこ税に関する経過措置をそれぞれ規定しております。

議案第98号の説明は以上となります。

○議長（荒川 孝一君） 提案理由の説明が終わりましたので、本案に対する質疑を許可します。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 孝一君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 孝一君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

よって、これから採決に入ります。

お諮りします。議案第98号錦町税条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 孝一君） 異議なしと認めます。よって、議案第98号は原案のとおり可決されました。

日程第20. 議案第99号

日程第21. 議案第100号

○議長（荒川 孝一君） 日程第20、議案第99号錦町給水条例の一部を改正する条例についてと日程第21、議案第100号錦町下水道条例の一部を改正する条例についての2議案を一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。森本町長。

○町長（森本 完一君） 議案第99号錦町給水条例の一部を改正する条例、議案第100号錦町下水道条例の一部を改正する条例でございます。

以上2議案につきましては、錦町水道事業運営審議会から答申された内容に基づく水道料金の改定と水道・下水道の消費税の取扱いについて改めるものでございます。

詳細につきましては、担当課長が説明申し上げますので、よろしく御審議の上、御決定賜りますようお願い申し上げます。提案理由の説明といたします。

○議長（荒川 孝一君） 高山地域整備課長。

○地域整備課長（高山 拓二君） 議案つづり140ページをお開きください。

まず、議案第99号錦町給水条例の一部を改正する条例について説明いたします。

今回上程させていただきます錦町給水条例の一部改正は、本町水道事業の経営安定化を目的とし、公営企業法に基づく独立採算の原則に基づき、料金改定に伴うものです。また、料金について、これまで消費税込みの金額で表記していたものを、消費税抜きで表記するものです。

今回の改正では、基本料金については、1,200円から1,400円に200円増額、超過料金については、基本使用水量10立方メートルを上回った水量について、1立方メートル当たり140円から170円に30円増額するものです。こちらは、いずれも消費税込みの金額でございます。

また、これまで料金については、消費税込み額での記載となっており、消費税率の改正があった場合、都度、条例の一部を改正する必要があるため、今回改正する料金については、基本料金と超過料金を税抜き額で表記し、消費税率の改正に対応するものです。加入金についても同様に、税込みの表記から税抜きの表記へ改正するものでございます。

新旧対照表をお願いいたします。56ページをお開きください。

第22条の料金について、改正前の料金は、基本料金、超過料金、それぞれ「1,200円」、「140円」と税込み額で記載されておりましたが、改正後では、「1,273円」、「154円」と、それぞれ1,400円、170円の税抜き額を記載した表としております。

第23条の料金算定では、第2項として、「料金は、基本料金と超過料金の合計額に消費税及び地方消費税を加えた額（1円未満の端数は、切り捨てる。）とする。」を加えております。

第28条の加入金においても同様に、「定める」の次に「金額に消費税及び地方消費税を加えた」を加え、表中の新設金額を、改正後は消費税抜きの金額でそれぞれ表記しております。

議案つづり140ページにお戻りください。

附則としまして、施行期日は、令和8年4月1日からとしております。また、経過措置としまして、適用は改正後の第22条及び第23条の規定は、この条例の施行の日以後の直近の定例日以後の使用水量に係る水道料金からとしております。

続きまして、議案第100号錦町下水道条例の一部を改正する条例について説明いたします。議案つづりは141ページです。

第16条第1項中、「10円」を「1円」に改める。

こちら新旧対照表は58ページをお開きください。錦町下水道条例の新旧対照表です。

下水道使用量の算定方法については、第16条第1項にあるとおり、消費税計算後の端数処理が「10円」未満の端数を切り捨てるとしておりました。今回、給水条例に合わせまして、端数処理を「1円」未満の端数切り捨てとするものです。

議案つづり141ページにお戻りください。

附則としまして、施行期日は、令和8年4月1日からとしております。

説明は以上です。

○議長（荒川 孝一君） 提案理由の説明が終わりました。本案に対する質疑、採決は、最終日12日に行います。

日程第22. 議案第101号

○議長（荒川 孝一君） 日程第22、議案第101号権利の放棄についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。森本町長。

○町長（森本 完一君） 議案第101号権利の放棄についてでございます。

本案件につきましては、町の損害賠償請求権により、債務者に対し破産手続開始の申立てを行い、破産管財人による財産調査を行ったところ、換価可能な財産はなく、裁判所により債務者の免責許可が認められたため、権利の放棄について、地方自治法第96条第1項第10号の規定により議会の議決を求めるものでございます。

詳細につきましては、担当課長が説明申し上げますので、よろしく御審議の上、御決定賜りますようお願い申し上げます。提案理由の説明といたします。

○議長（荒川 孝一君） 有瀬総務課長。

○総務課長（有瀬 耕二君） 議案第101号権利の放棄について御説明いたします。

1、放棄する権利の内容、不法行為に基づく損害賠償請求権。2、債務者、記載のとおりです。3、放棄する債券の額、金5,173万2,178円及びこれに係る遅延損害金。

この事案は、平成16年に、町内の建設業者2社から、国家賠償法第1条第1項により錦町に対し損害賠償が請求

され、一部容認判決を受けて、町が損害賠償金の支払いを行い、損害賠償の原因となった不法行為をなしたとして、国家賠償法第1条第2項に基づき、町が前町長に求償権を請求する訴訟を起し、原因者として前町長に賠償金の支払いが命じられた案件です。

これまでの対応としまして、不動産の強制執行、預金の差押え、財産開示手続等の債権回収を行ってまいりましたが、債務者からの任意の支払いが見込めず、財産開示手続においても財産が発見できなかったため、令和6年5月に債権者破産申立てを行い、破産管財人による財産調査を行ってまいりました。破産管財人と町による審尋の下、財産調査が行われましたが、換価可能な財産は存在しないという結果が裁判所により確認され、併せて、破産者の未回収債権について免責の許可決定が確定したことから、債権の回収が不能となったため放棄するものです。

なお、これまでの債権回収額としましては、1,198万2,001円となっております。

以上で、説明を終わります。

○議長（荒川 孝一君） 提案理由の説明が終わりましたので、本案に対する質疑を許可します。質疑ありませんか。10番、金山議員。

○議員（10番 金山 民幸君） 議案第101号の権利の放棄についてですが、本案件につきましては、21年ぐらゐ前の町長選挙に絡む町内業者の損害賠償請求提訴に端を発した損害賠償案件に係る裁判損害金回収及び権利の放棄までに至った一連のてんまつ、経緯につきましては今、説明があったところでございます。同時に、これまで私ども議会におきましても、たびたび状況の説明を受けてきていたところであります。

約21年間にわたり、裁判や損害額回収には、特に町、そして議会においても鋭意それだけの努力をしてきているものと思いますが、ダブリますが、管財人の財産調査の結果、換価できる財産がないということで、前町長の破産手続廃止決定と、破産者である前町長に対する免責許可決定の確定により、これ以上、法律上、回収の見込みがないものと思います。

強制執行等できなくなった債権ですが、強制執行等できなくなった債権が町に残るため、先ほど説明ありましたように、自治法で定める権利の放棄の提案がなされたところであります。

この損害賠償回収に係る案件については、長年、町民の方々も関心を持っておられますので、考えてはおられると思いますが、本案件の可決の際は十分説明を果たしていただきたいと思います。町長の考えをお尋ねします。

○議長（荒川 孝一君） 森本町長。

○町長（森本 完一君） 結果として、全額債権が取れなかったというのは、非常に残念なことではございます。

ただ、もうこれ以上、今、質問議員おっしゃいましたように、相手にそういう金権がないということでありますので、ここでは裁判所の許可をいただいて、そして、放棄をする。そして、議会の皆さん方の議決を経ることとなったところでございます。

選挙に絡んでの色んなことではございましたけれど、これで、この件が一件終わってしまえば、もう大きなわだかまりといたしますか、大きな話も少なくなってくるということで、町民の皆さんがまた一段と、何といたしますか、一つの輪になって、そして、町の振興に寄与することができると思っているところでございます。

以上です。

○議長（荒川 孝一君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 孝一君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 孝一君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

よって、これから採決します。

お諮りします。議案第101号権利の放棄については、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 孝一君） 異議なしと認めます。よって、議案第101号は原案のとおり可決されました。

日程第23. 議案第102号

○議長（荒川 孝一君） 日程第23、議案第102号熊本県市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更及び規約の一部変更についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。森本町長。

○町長（森本 完一君） 議案第102号熊本県市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更及び規約の一部変更についてでございます。

本案件につきましては、一部事務組合の構成団体である「菊池市」が、令和8年3月31日付をもって、交通災害事務からの脱退の申出をされております。

一部事務組合の共同処理する事務を変更し、規約を改正するためには、関係市町村議会の同文議決が必要となりますので、よろしく御審議の上、御決定賜りますようお願い申し上げまして、提案理由の説明といたします。

○議長（荒川 孝一君） 提案理由の説明が終わりましたので、本案に対する質疑を許可します。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 孝一君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 孝一君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

よって、これから採決します。

お諮りします。議案第102号熊本県市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更及び規約の一部変更については、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 孝一君） 異議なしと認めます。よって、議案第102号は原案のとおり可決されました。

日程第24. 報告第7号

○議長（荒川 孝一君） 日程第24、報告第7号議会の委任による専決処分の報告についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。森本町長。

○町長（森本 完一君） 報告第7号議会の委任による専決処分の報告について、専第8号和解及び損害賠償額の決定についてでございます。

本案件につきましては、議会の委任による町長の専決処分に関する条例第2条の規定により専決処分しましたので、地方自治法第180条第2項の規定により、報告をするものでございます。

詳細については、担当課長が説明を申し上げます。

○議長（荒川 孝一君） 中村企画観光課長。

○企画観光課長（中村 裕二君） 議案つづり144ページをお願いいたします。報告第7号議会の委任による専決処分の報告について御説明いたします。

内容は、第三者への損害に関し、損害賠償の額を定め、和解することについて、議会の委任による町長の専決処分に関する条例第2条の規定により、専第8号のとおり専決処分しましたので、地方自治法第180条第2項の規定により、議会へ報告するものです。

145ページを御覧ください。

専第8号和解及び損害賠償額の決定について、まず1番目に、和解の相手方は、錦町大字一武の個人です。

2番目に、和解の内容は（1）として、本件事故における過失割合は、本町を50%とし、相手方に対する損害賠償の額を21万1,165円とするものです。（2）として、今後、本件事故に関し、双方とも異議の申立て、訴訟等は一切行わないこととします。

3番目に、事故の概要は、事故発生年月日は、令和6年10月19日、事故の発生場所は、錦町大字一武2122番地敷地内になります。事故の状況は、町のインターネット光回線及びNTT回線を宅内に引き込むため、住宅外壁にフックを取り付け、ケーブルを引き込んでいたが、その取付部分が落下し、住宅外壁及び自家用車に損害を与えたものです。

なお、町の過失割合を50%としておりますが、残り50%については、NTTが損害賠償を行うこととなります。以上で、説明を終わります。

○議長（荒川 孝一君） 提案理由の説明が終わりましたので、本案に対する質疑を許可します。質疑ありませんか。
〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 孝一君） 質疑なしと認めます。
これで報告を終わります。

日程第25. 陳情第2号

日程第26. 陳情第3号

日程第27. 陳情第4号

○議長（荒川 孝一君） 日程第25、陳情第2号介護保険制度の抜本改善、大幅な処遇改善を求める陳情書についてから、日程第27、陳情第4号安全・安心の医療・介護提供体制を守るため、すべてのケア労働者の処遇改善につなげる報酬10%以上の引き上げを求める陳情書についてまでの3議案を一括議題とします。

本件の内容は、お手元に配付してあるとおりです。内容からして、厚生文教経済常任委員会に付託します。

日程第28. 休会の件

○議長（荒川 孝一君） 日程第28、休会の件についてを議題とします。

明日10日は各常任委員会のため休会にしたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 孝一君） 異議なしと認めます。よって、明日10日は休会とすることに決定しました。

○議長（荒川 孝一君） 本日予定されました日程が全部終了しました。

これにて、令和7年第4回錦町議会定例会1日目の会議を散会します。

午後2時08分散会

令和7年 第4回 錦町議会定例会議録 (第2号)

招集年月日	令和7年12月 9日	招集の場所	錦町議会議場
開閉会日時及び宣告	開議 散会	令和7年12月11日 令和7年12月11日	午前10時00分 午後 3時55分
出席及び欠席議員	議席 番号	氏 名	議席 番号
出席議員 11名	1	出 谷 口 一 也	10
欠席議員 1名	2	〃 丸小野 聖 一	11
	3	欠 梶 原 誠 二	12
凡例	4	出 早 田 和 彦	
出 出席	5	〃 吉 田 眞 二	
欠 欠席	6	〃 石 松 まゆ子	
公欠 公務欠席	7	〃 竹 田 農利人	
	8	〃 岡 田 武 志	
	9	〃 池 田 秀 晴	
会議録署名議員	11	高 田 孝 徳	1
職務のため議場に出席した者の職、氏名		議会事務局長 蓑 田 和 也	
地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した者の職、氏名			
職	氏 名	職	氏 名
町 長	森 本 完 一	住民福祉課長	吉 田 誠 二
副町長	深 水 英 雄	保険政策課長	大 森 光 春
総務課長	有 瀬 耕 二	健康増進課長	蓑 田 俊 哉
教育長	毎 床 三喜男	税務課長	岩 尾 和 文
会計管理者	上 野 陽 一	企画観光課長	中 村 裕 二
議 事 日 程	別紙のとおり		
会議に付した事件	別紙のとおり		
会議の経過	別紙のとおり		

議事日程

日程第1 一般質問

本日の会議に付した事件

日程第1 一般質問

午前10時00分開議

○議長（荒川 孝一君） 定刻となり、出席議員が定足数に達しておりますので、ただ今から令和7年第4回錦町議会定例会3日目の会議を開きます。

なお、3番、梶原誠二議員から、本日の会議を欠席する旨の届出がありましたので、報告します。

本日の日程は、お手元に配付してあるとおりであります。

日程第1. 一般質問

○議長（荒川 孝一君） 日程第1、ただ今から一般質問を行います。

質問の順序は、抽せんにより決定しております。

2番、丸小野聖一議員、1番、谷口一也議員、6番、石松まゆ子議員、9番、池田秀晴議員、10番、金山民幸議員、5番、吉田眞二議員、4番、早田和彦議員、7番、竹田農利人議員、12番、荒川孝一の順となっております。

本日は、2番、丸小野聖一議員、1番、谷口一也議員、6番、石松まゆ子議員、9番、池田秀晴議員、10番、金山民幸議員の予定です。

2番、丸小野聖一議員の一般質問を許可します。2番、丸小野議員。

○議員（2番 丸小野聖一君） 皆様、おはようございます。2番議員の丸小野聖一でございます。議長より許可がありましたので、令和7年第4回錦町議会定例会の一般質問を行います。

毎度申し上げておりますが、私が目指すものとして3つございます。1、希望、将来が明るく生きがいを感じる社会、2番、創生、今ある価値、そして新しい価値を創造する社会、3、伝統、過去を重んじ未来につなげる社会、ここを目指してまいっております。

それでは、通告書に従い一般質問を始めます。

質問事項1、盛土規制法と林地開発許可制度について、質問事項2、錦町職員の人材育成、研修について、質問事項3、錦町のスポーツ振興について、この3つを質問させていただきます。

それでは、これから質問席にて順次質問いたします。

○議長（荒川 孝一君） 2番、丸小野議員。

○議員（2番 丸小野聖一君） それでは、質問事項1、まずはこの質問事項1、盛土規制法と林地開発許可制度について御質問させていただきます。

この盛土規制法というのは、なかなか私も聞き慣れない言葉ではあったのですが、地元住民の方からの情報提供とどうか教えていただき、この質問をすることに至りました。

この盛土規制法というのは、皆様も御記憶に新しくはないと思うんですが、あるかと思うんですが、2021年、令和3年、大雨を起因した熱海市での大量の土石流、これ7月3日ですね、午前10時半に起こったことでございます。ここでは28名の方が尊い命を断たれたということと、あと建物に関してもトータルで136棟、これが崩壊を

中心とした被害を受けたということでございます。

2年後の2023年令和5年に、これ立ち入り原則禁止の警戒区域を解除されたということで、その当時、大きなニュースになりましたので、皆様も御記憶にあるかもしれませんが、原因は違法盛土ということで、これ後から国や自治体のずさんな体制というか、これが浮き彫りになったということで、令和5年に盛土規制法というのができたという流れでございます。

質問に行きたいと思います。

まず、この質問の要旨1なんですが、令和7年4月1日に運用開始された盛土規制法について、錦町での現状、それから問題点等、御質問させていただきます。

○議長（荒川 孝一君） 有瀬総務課長。

○総務課長（有瀬 耕二君） お答えいたします。

盛土規制法に基づく許可制度につきましては、令和7年4月1日から県からの権限移譲により、本町において許可申請の受付及び進達事務を開始したところであります。県内全域に規制区域が指定されており、錦町においても全域が宅地造成等工事規制区域、または特定盛土等規制区域のいずれかに指定されている状態です。

主に住宅地が宅地造成等工事規制区域に指定され、1メートルを超える盛土、また500平方メートルを超える面積の盛土が許可の対象となり、主に住宅地を除く地域が特定盛土等規制区域に指定され、2メートルを超える盛土、または3,000平方メートルを超える面積の盛土が許可の対象となっております。

現時点では4月1日以降の申請受付は1件もない状態ではございますが、権限移譲前の錦町内からの県への届出状況は15件となっております。

以上です。

○議長（荒川 孝一君） 2番、丸小野議員。

○議員（2番 丸小野聖一君） 2番。聞き慣れない言葉が幾つか出たかと思うんですけど、宅地造成区等工事規制区域、それと特定盛土等規制区域、この2つに分かれたと、熊本県が指定したというところでございます。今、総務課長が御答弁いただきましたように、1メートルを超える盛土、これ宅地に関してですね、面積も500平米を超える面積、これも盛土の対象になると、宅地に関してはですね、それから、除く特定盛土等規制区域については、2メートルを超える盛土または3,000平米を超える面積の盛土が許可の対象になっていると。これは事実、私も知らなかったわけなんですけど、今私が言っても何のことかと思われる方もいらっしゃるかと思うんですけど、そういう規制が始まったということでございます。

そこで、もう1つ加えてお尋ねいたします。そこでの権限委譲以降の届出は1件もないということでございましたが、錦町の役割、これを御答弁いただきたいと思います。

○議長（荒川 孝一君） 有瀬総務課長。

○総務課長（有瀬 耕二君） お答えいたします。

権限移譲項目は、許可申請の受付、進達のみであります。必要に応じて、県の許可審査の中で出てきます疑義照会への対応や不法盛土、危険盛土の発見、所有者不明土地に関する情報提供を行うことが求められております。

制度の運用開始に当たりましては、担当職員の研修参加、係内での内部手続の確認、連携体制の構築を進めてきたところであります。

以上です。

○議長（荒川 孝一君） 2番、丸小野議員。

○議員（２番 丸小野聖一君） 次に加えてなんですけど、問題点について、答弁いただければと思います。

○議長（荒川 孝一君） 有瀬総務課長。

○総務課長（有瀬 耕二君） お答えいたします。

問題点につきましては、現在申請が少なく、制度運用上の細かな課題がまだ見えては来ないところではありますが、県による建設関係業者への説明会も行われております。制度の周知は十分に行われているところと感じますが、住民や土地所有者などへ十分に浸透しているとは言い難い状況ですので、広報紙等により周知してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（荒川 孝一君） ２番、丸小野議員。

○議員（２番 丸小野聖一君） ありがとうございます。今、総務課長言われましたように、住民、土地所有者などへ十分まだ浸透されていないというケースというか状態だと思いますので、ちょっと盛土という言葉もあれなんですけど、何か土砂とか影響する場合、そういう規制法あるんだということを住民の方、これ大丈夫なのかなということだったり、御自分の土地で何かやるときに十分御注意いただいて、役場等にお問合せをいただくということが重要になるのではないかというふうに思います。

それでは、質問の要旨２に移ります。林地開発許可制度についてお尋ねをいたします。

まず、この林地開発許可制度についても耳慣れない言葉なのかもしれませんが、その目的についてまずお尋ねいたします。お願いします。

○議長（荒川 孝一君） 東農林振興課長。

○農林振興課長（東 貴志君） お答えいたします。

林地開発許可制度は、森林法に基づき一定規模以上の森林を開発しようとする場合に、都道府県知事の許可を必要とする制度となります。森林の持つ水源の涵養機能、災害の防止、環境の保全といった公益的機能の維持を図ることを目的とされております。

以上です。

○議長（荒川 孝一君） ２番、丸小野議員。

○議員（２番 丸小野聖一君） ２番。次に、対象になるところをもう少し詳しく御答弁いただければと思います。

○議長（荒川 孝一君） 東農林振興課長。

○農林振興課長（東 貴志君） お答えいたします。

この制度は、県知事が定めた地域森林計画の対象となっている民有林が対象となります。その中で１ヘクタール以上の開発行為は都道府県へ申請、１ヘクタール未満の開発行為は市町村へ伐採届を提出することとなっております。地域森林計画とは都道府県知事が全国森林計画に基づいて２０年を見通し作成されるもので、５年ごとに見直しが行われるものになります。

以上です。

○議長（荒川 孝一君） ２番、丸小野議員。

○議員（２番 丸小野聖一君） ２番。伐採届について、木を伐採するということですが、この届についての御説明を求めます。

○議長（荒川 孝一君） 東農林振興課長。

○農林振興課長（東 貴志君） お答えいたします。

伐採届には、森林の立木を伐採する際に、事前にその伐採方法や造林計画を届け出ることを義務づけるもので、伐採後の確実な再造林と森林資源の持続的な利用を確保することを目的としております。

以上です。

○議長（荒川 孝一君） 2番、丸小野議員。

○議員（2番 丸小野聖一君） 2番。どうもありがとうございました。

それでは、錦町町内で対象の地域というのはどういう状況でございますか、今。御答弁をお願いいたします。

○議長（荒川 孝一君） 東農林振興課長。

○農林振興課長（東 貴志君） お答えいたします。

町内で対象となる地域、地区、場所について御質問いただきましたが、町内の中で地域森林計画の対象となっている民有林は約3,000ヘクタールあり、町内全域に点在しております。

以上です。

○議長（荒川 孝一君） 2番、丸小野議員。

○議員（2番 丸小野聖一君） 2番。大体どのくらいの箇所があるのかで、把握されてますでしょうか。答弁をお願いします。

○議長（荒川 孝一君） 東農林振興課長。

○農林振興課長（東 貴志君） お答えいたします。

先ほどの答弁でもお答えいたしましたとおり、町内全域に点在しているものですから、その箇所というのについては、ちょっと把握はできておりません。毎年申請の箇所につきましては、ばらつきがあるものの15から20ヶ所程度の届出がなされております。

以上です。

○議長（荒川 孝一君） 2番、丸小野議員。

○議員（2番 丸小野聖一君） 御答弁ありがとうございました。冒頭申し上げましたように熱海の事例、もう近々、大雨が降ると土砂が崩れて人家に入ってきたというニュースは、よくテレビニュースで目にするところかと思えます。自然災害ですので止められない部分もあるかとは思いますが、こういう規制があって人災とならないように、色々な規制にのっとった開発等を行っていくべきかということで、今回の質問をさせていただきました。御答弁どうもありがとうございます。

それでは、続きまして、質問事項の2番目。錦町職員の人材の育成、研修についての御質問に移らせていただきます。

まずは、錦町職員の人材育成、研修についてでございますので、研修についての現状を総務課長にお尋ねいたします。

○議長（荒川 孝一君） 有瀬総務課長。

○総務課長（有瀬 耕二君） ただ今の質問にお答えいたします。

令和7年度におきましては、スキルアップのため、全職員を対象とした全体研修を除いて、年間を通して職責に見合った研修を必ず1講座以上受講することを職員に周知しております。市町村職員研修協議会が主催する研修をはじめとして、これまで90人の職員の中、延べ151人が受講しております。

研修内容は多岐にわたりますが、主事クラスはサービス向上研修、タイムマネジメント研修、参事クラスは法制執務やコーチング研修、係長以上につきましては契約事務、ハラスメント未然防止、リスクマネジメント研修を主に受

講している状況です。

また、内部講師によります専門研修としまして、法制執務、予算決算について、地方債、交付税制度についての研修を行っているところです。

以上です。

○議長（荒川 孝一君） 2番、丸小野議員。

○議員（2番 丸小野聖一君） 2番。ありがとうございました。ちょっと聞き慣れない言葉もありましたんで、再度御質問したいと、今の部分についてですね。

まず、主事クラスというのは、主に事と書くのですが、どういうクラスなのか。それからサービス向上研修とはどういう研修であったか、これを簡単に御説明いただければと思います。

○議長（荒川 孝一君） 有瀬総務課長。

○総務課長（有瀬 耕二君） お答えいたします。

まず、主事クラスといいますのは、入庁しましてから10年たたないような1桁の在籍期間というようなクラスになります。

サービス向上研修につきましては、お客様への対応とか、あとは業務改善への取組方とか、そういった内容になっていたと思います。

以上です。

○議長（荒川 孝一君） 2番、丸小野議員。

○議員（2番 丸小野聖一君） 併せて、参事クラスというのは、主事クラスは大体20代なのかと思いますけど、参事クラスのコーチング研修、これについて簡単に御説明ください。

○議長（荒川 孝一君） 有瀬総務課長。

○総務課長（有瀬 耕二君） お答えいたします。

まず、参事クラスにつきましてはですけども、議員おっしゃいましたように、大体30代程度の係長になる手前ぐらいの職員になります。コーチング研修につきましては、そのぐらいのクラスになると部下というのが出てきますので、部下に対する指示の仕方とか、そういった内容が主になってきます。

以上です。

○議長（荒川 孝一君） 2番、丸小野議員。

○議員（2番 丸小野聖一君） ありがとうございました。すいません、しつこく聞いてしまいますが、係長以上というのは、これ分かると思うんですね、係長、課長とかですね。リスクマネジメント研修で、どういうものでしょうか。

○議長（荒川 孝一君） 有瀬総務課長。

○総務課長（有瀬 耕二君） お答えいたします。

今回、私もリスクマネジメント研修のほうは受講してきましたが、内容につきましては、おおむね危機管理のポイント、危機管理につきましては防災も含めたところで、役場での不祥事であったり、そういった内容もありました。

また、職場の管理の仕方、管理のポイント、コンプライアンスについて、コンプライアンスの本質という部分では印象に残っておりますのが、コンプライアンスとは社会的要請への適応ということで、地域社会からの、住民からの期待や求められることを実務の面で具体化することということで、法令遵守のみでは最低限のコンプライアンスで、これだけでは不合格といった内容がちょっと印象に残っているところです。

以上です。

○議長（荒川 孝一君） 2番、丸小野議員。

○議員（2番 丸小野聖一君） 2番。ありがとうございました。日頃そういう研修を延べ151人の方が様々な、今申し上げられたのは一部だと思うんですけど、研修を受けていらっしゃるということかと思います。

ちょっと調べてみました。地方公務員法の第30条、サービスの根本基準ということで、地方自治体の職員は全体の奉仕者というふうに書いてありました。全ての職員は特定の利益のためでなく、公共の利益のために勤務するというところで、今ここにいらっしゃる方はマネジメント層だと思うんですけど、これにのっとった研修を行ったり、日頃の育成を部下に対して行っているということがよく分かりました。

それでは、質問の要旨2番目なんですけど、先ほどは研修の話でしたけど、色々やっていたら人材育成のほうに移りたいと思います。課題について、錦町の、錦町というか職員の人材育成についての課題ということ、御答弁求めます。

○議長（荒川 孝一君） 有瀬総務課長。

○総務課長（有瀬 耕二君） お答えいたします。

本町における人材育成の課題としましては、少人数体制による職員の業務負担の増加、業務の多様化・高度化への対応、制度改正と新たな分野に関する知識の習得、職員間での経験、スキルの偏りといった点が上げられます。特に小規模自治体では、育成のための長期間の外部研修に出すことが難しいという構造的な課題がございます。

以上です。

○議長（荒川 孝一君） 2番、丸小野議員。

○議員（2番 丸小野聖一君） ありがとうございます。

次に、根本的なことなんですけど、目的、人材育成の目的について御答弁を求めます。

○議長（荒川 孝一君） 有瀬総務課長。

○総務課長（有瀬 耕二君） お答えいたします。

人材育成の根本的な目的としましては、行政サービスの質を維持・向上させることとありますので、職員一人一人の職務遂行能力の向上、専門分野への対応力の強化、組織全体としての知識の蓄積と共有、次世代の組織を安定的に運営できる体制づくりになろうかと思っております。そのため、今後におきましても、階層別研修の受講や業務への影響を最小限にしつつ受講できるよう、オンライン研修の活用、研修データ知識を庁内で共有することで、組織全体の知識として蓄積できるよう取り組んでいかなければならないと考えております。

以上です。

○議長（荒川 孝一君） 2番、丸小野議員。

○議員（2番 丸小野聖一君） 2番。ありがとうございました。

次に、その推進について御答弁を求めます。

○議長（荒川 孝一君） 有瀬総務課長。

○総務課長（有瀬 耕二君） お答えいたします。

推進に関する考え方としましては、研修を受けさせることだけが目的ではなく、実務に生かしていく仕組みづくりが重要だと考えておりますので、受講結果などを踏まえた業務改善や指導体制の強化、管理職のマネジメント力の向上など、無理のない範囲で持続的な育成を推進していきたいと考えております。

以上です。

○議長（荒川 孝一君） 2番、丸小野議員。

○議員（２番 丸小野聖一君） ２番。どうもありがとうございました。錦町の課題、目的、人材育成の推進について御答弁をいただきました。文字にするとちょっと難しい言葉もあったり、こういうふうに答えなければいけないのかなと考えながら聞いていたわけなんです。

人材育成については様々な考え方があると思います。私は人材育成のプロでもございませんし、私が上から言うものでもないかと思うんですが。もっとOJTというか仕事の中で、本当に部下の育成、人材育成については皆さん日々何か起きて考えていらっしゃるのだと思います。総務課長のお言葉もありましたけど、これ通告もしていませんが、お二人の課長に、人材育成について、これ何か話してねというお話もしてないんですが、後で、私が話した後には当たたいと思いますので、是非その場合は心よくお答えいただければと思います。

大体20代で会社というか職場に入りまして、今60歳、65歳、70歳に延びようともしていますが、約50年間一つの会社にいればお仕事をすることで、ステージ、20代のステージ、30代のステージ、40代、50代管理職になってのステージ、色々人材育成についてはステージがあるかと思います。

私の経験を少しお話して、お二人の課長にお話いただければと思うんですが。私は22歳、学校を卒業しまして金融の会社に入りました。20代は色々勉強させられて、いろんな経験をしたわけなんですけど、ここで一つエピソードですね。これはお客様に、金融業ですからお客様がいらっしゃるんですけど、物すごく怒られたのが記憶にあります。

あるお電話を受けました。そうすると、昔は株価とか板というんですかね、電話で聞いていたんですね。今ネットで見るとポン、パッと見れるんですけど、その方の電話を取ってしまうと大体20分ぐらい費やしますので、ああみたいな、ため息みたいなものを私が、言葉にもそういう言葉が出ていたんだと思うんですね。そのお客様とは毎日ではないですけど、週に何回もお話をするというお客様だったんですけど、その言葉に対して先ほど言いましたように物すごく怒られたと。何のためにおまえはいるんだと。俺はおまえと話しているんだと、会社の代表だと。

二十二、三、四、若者だったんですけど、今でもその言葉は残っているんです。ああなるほどと。私は代表として、会社の代表として、このお客様に対峙しているんだというのがあって、そのときにちょっととんぐになっていたというのがあるんですけど、何のために私は仕事をしているんだと、お客様のために、株主のためにしているんだらうというのを考えて、20代でお客様に叱られて気づいたという部分がありました。ちょっと長くなってしまいますが、五、六年たってしまうと、これは違う場所に行ってから話なんですけど、ある事件に巻き込まれて、鉄砲と言っていて、詐欺ですね、それに私が直面したんですね。詳しい話はしませんが、そのときに上司が、私の直接の上司が助けてくれなかったんですね。うわあ、こんな人にはなりたくないと思いましたね。世間の厳しさも経験しながら、ああ、こんな逃げる上司もいるんだというふうに思って、全ての上司が私が求めているというか、逃げる人もいるんだなということで、そういう経験をしました。これも、そういう反面教師じゃないですけど、経験をしたということでございます。

今、その後30代、40代になって、部下が病気になったり、これ精神的な病気になったり、自分だけではない、助け合いながらチームをつくっていく。

今、インターネット、SNS、AI等出てきて、そういう周辺環境も変わってきているわけなんですけど、やはり今、この錦町の職員のマネージャーもそうだと思うんですけど、様々な仕事があって、様々な対応の仕方があって、部下がいて、こういう研修もありながら人材育成をしていく。その中で、私は何のために仕事をしているんだらうと、こんな上司にはなりたくないとか、チームワーク、部下の病気を起因としたいろんな勉強もさせていただきました。人材育成というのは一言では言えないことだと思います。日々の行動がですね、その人材育成につながるのではない

かと。ちょっと話が長くなってしまいましたけど。

それでは、お二人の課長に人材育成について、お考えをいただきたいなと思います。税務課の岩尾課長。

○議長（荒川 孝一君） 岩尾税務課長。

○税務課長（岩尾 和文君） ただ今の御質問にお答えいたします。

すいません、突然の御指名で何も準備はしておりませんが、人材育成についての私個人的な考え方としまして、管理職になったのが令和2年だったんですけれども、そのときに受けた研修で印象に残ったのが、「べき」を外す。管理職としてこういう場合はこうすべきだ、ああすべきだという「べき」を外すことがまず大事だと言われたのが非常に印象に残って、これまで若い頃から諸先輩方に御指導賜りましたけれども、自分がその立場になって、できる限り後輩に寄り添うといえますか、そのような雰囲気づくりとかですね。

やっぱり仕事する上で、どうしても個人で1人で抱え込むというのはもうやめてくださいということをやったり、チームで一丸となって一つの目標、お客様に対する公務員としての在り方ですね、それらも意識して発信しているつもりではありますけれども、至らない面が多々ある現状かと考えているところです。

以上です。

○議長（荒川 孝一君） 2番、丸小野議員。

○議員（2番 丸小野聖一君） 突然の御指名にもかかわらず、すばらしい回答だったかと個人的には思います。

もう一方は、会計の上野課長。

○議長（荒川 孝一君） 上野会計管理者。

○会計管理者（上野 陽一君） お答えします。

まさか私に御指名があるとは思っておりませんでした。

私も質問議員言われましたように、私が係長時代ではありましたが、やはり病気で退職された部下がおりました。そういった経験を踏まえて、課長になったときに、やはりそういうことはもうしたくないと、退職させたくないという思いもありまして、課員の人には何かあったら本当に上司に、私じゃなくてもいいので係長或いは中堅の職員、そういったところに相談をしていただいて、そして先ほど質問議員、それから岩尾課長も言われましたように、一つのチームとして、みんなでやっていきたいということで指導してきたつもりです。

以上です。

○議長（荒川 孝一君） 2番、丸小野議員。

○議員（2番 丸小野聖一君） ありがとうございます。2名の課長、突然の問いにもかかわらず、お答えをいただきました。

やっぱりこういうときに、突然の場面ですね、何か事件が起きた、トラブルが起きたというときに、今ここにいらっしゃるメンバーの方が、どう部下に対応するか。先ほどのこんな上司になりたくないという事例もありましたが、そうならないように部下の信頼を勝ち得るといえるか、得て、日々、部下たちだけではないかもしれませんが、ファミリーにもお子さんいらっしゃるかもしれませんけど、そういうことを続けていければと思って御質問に至りました。

人材育成について、研修についてお問いをさせていただきましたけど、非常に難しい時代になっていると。私が入社した20代の頃は、携帯電話がそろそろ出だしたかなという状態でネットもないみたいな時代でございました。私の中高というか小中高ですね、先生にたたかれながら水も飲まないで頑張れと言われながら、そういう時代を生きてまいりました。陸上だったり、私については勉強だったり頑張って、会社に入っても、何だこの会社はみたいな、動物園みたいなところだったんですけど、そういう経験をしながらだったと思います。

今はなかなか難しいかと思うんですね。残業という縛りもあるし、それが悪いと言っているわけじゃない、ありますし、いわゆる飲みニケーション、仕事が終わってからのコミュニケーションについても大分私の時代と変化があったかと思えます。

いろんな制約がある中で、部下の人材育成、やはりこの錦町役場というのは、錦町の根幹、根っこだと思いますので、是非これからも、それぞれの人材育成についてのことを頑張ると言う上からになるんですけど、やっただければというふうに考えています。

残り時間が24分まだあるので、同じ問いで副町長、深水副町長にも御答弁いただけると、はい。

○議長（荒川 孝一君） 深水副町長。

○副町長（深水 英雄君） ただ今の御質問にお答えしたいと思います。

私が管理職になったときに、日々意識しておりましたのは、仕事については課員に任せると。課員が何かあったときには、そこをフォローするというか、安心して課員が仕事できるような環境づくりが一番意識してやってきたことでございます。

以上です。

○議長（荒川 孝一君） 2番、丸小野議員。

○議員（2番 丸小野聖一君） ありがとうございます。

最後、総務課長に自己啓発について、御答弁いただければと思います。

○議長（荒川 孝一君） 有瀬総務課長。

○総務課長（有瀬 耕二君） お答えいたします。

自己啓発につきましては、職員の主体的な研修への参加を支援し、資格取得についてもこれまで同様支援しながら、組織全体の資質が向上するように取組を進めてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（荒川 孝一君） 2番、丸小野議員。

○議員（2番 丸小野聖一君） どうもありがとうございました。これで質問事項の2については終わりたいと思います。どうも突然の問いにも答えいただきまして、ありがとうございます。

それでは、3番目の錦町のスポーツ振興についてということで質問させていただきます。

質問の要旨1番目、スポーツ振興の現状について答弁を求めます。

○議長（荒川 孝一君） 尾方教育振興課長。

○教育振興課長（尾方 良一君） ただ今の質問にお答えいたします。

まず、現状についてですが、小中学校の状況についてです。

小学校部活動が平成31年4月から社会体育に移行して7年がたちます。現在13のクラブチームが存在し、それぞれ活動を行われていますが、どの団体も会員の確保と指導者の確保に最も苦勞されております。

次に、中学校の部活動ですけれども、中学校の部活動も今後は地域へと進んでまいります。既に中学校部活動においても部員数の減少により、団体競技において錦中学校単体での出場ができないなど、部活動を取り巻く環境も厳しくなっております。

本町においては、令和8年4月をめどに土曜日、日曜日みの地域移行を検討しておりまして、現在、教職員の希望調査を行い、移行可能な部活動の選定などを行っております。

次に、町内の状況ですが、毎年、分館対抗での各種大会を開催しておりますが、年々参加が厳しくなっている分館

もあり、参加者の確保に苦勞されている現状がございます。今週末には駅伝大会を開催しますが、8つの分館が欠場となり、過去最大となりました。今後は開催の可否も含め、検討する必要があると考えております。

最後に、スポーツ協会・団体等の状況ですが、毎年開催されます郡民体育祭に向け、各競技団体に練習を重ね出場いただいております。今年は2年ぶりの総合優勝を成し遂げていただきました。各種競技団体に20団体ほどございますけれども、毎年のことではあります、鋭意努力いただいている状況です。

以上です。

○議長（荒川 孝一君） 2番、丸小野議員。

○議員（2番 丸小野聖一君） 御答弁ありがとうございました。

まず、学校については、小学校団体についても指導者の確保、会員の確保ということで、御苦勞されているという現状をお聞きいたしました。

町内のスポーツに関しても、今回予定されてます駅伝大会についても、8つの分館、これいろんな、インフルエンザとかはやりものというのがあってのことだと思うんですが、8つの分館が欠場となって、過去最大になったというようなお話がありました。

それから、スポーツ協会のほうでは、2年ぶりの郡民体育祭での優勝ということで、これは非常に喜ばしいことかと思えますが、スポーツの現状と課題、これはすごく大まかな御質問になってしまったなど今思っているんですけど、私が小学校の頃、中学校の頃やってた頃とはさま変わりというか、さま変わりしている部分もあれば、歴史としてずっと続いている部分もあるのかなという感想でございます。

それでは、質問の要旨の2番目なんですけど、突然話は飛ぶんですが、令和7年度のスポーツ振興費補助金について御答弁を求めます。

○議長（荒川 孝一君） 尾方教育振興課長。

○教育振興課長（尾方 良一君） ただ今の御質問にお答えいたします。

スポーツ振興費補助金につきましては、今年6月に県の体育保健課から照会があり、申請の取りまとめが行われておりますが、本町においては特に活用は行っておりません。

対象事業は多くのメニューがございます、本町に活用できるものを挙げるとすると、スポーツによる地域活性化、まちづくり担い手育成総合支援事業や運動・スポーツ習慣化促進事業などが挙げられると思います。これらの事業は、誰もが身近な地域で安全かつ効率的な運動・スポーツを日常的に実施するために、地域の体制整備や持続可能なスポーツ団体の基盤強化と人材育成確保の質的な向上を目指し、将来的な自立・自走化に向けた支援事業となります。

これらの補助事業を活用している団体は、県内では、隣町のあさぎり町が令和2年から4年まで、天草の苓北町が令和5年から7年まで、この2団体ぐらいでございます。本町においても活用は可能かもしれませんが、弊害もあり、積極的な活用は考えていない状況です。

以上です。

○議長（荒川 孝一君） 2番、丸小野議員。

○議員（2番 丸小野聖一君） ありがとうございます。先ほど言われた幾つかの問題、簡単に言うと、どういうところがあるのでしょうか。スポーツ振興の活用は可能かもしれませんが、幾つかの問題がありというところの部分ですが、御答弁をお願いします。

○議長（荒川 孝一君） 尾方教育振興課長。

○教育振興課長（尾方 良一君） お答えいたします。

問題点としまして幾つかあると思いますが、特に大きいことでございますけれども、このスポーツ振興補助金に限らず教育関係の補助事業、特に支援事業といった事業については、補助期間が3年という限定的なものでございます。今現在、中学校の部活動指導員の補助も受けておりますけれども、あの事業も当初は限定的な3年間という時限的なものでございました。

そうすると、それ以降、3年目以降の予算となりますと、町の単独事業として一般財源で賄わなければならないということになります。補助期間以降も、継続して事業に取り組む必要がございます、将来的には負担が大きくなっていくというのが、一番大きな原因かと思っております。

以上です。

○議長（荒川 孝一君） 2番、丸小野議員。

○議員（2番 丸小野聖一君） 2番。どうもありがとうございました。スポーツ振興についてと、スポーツ振興費補助金についてお伺いをさせていただきました。

先般、人吉市議会との交流会というか意見交換会を行いました。市と、人吉市と錦町ということで違いはあるかと思うんですけど、このスポーツのイベント、今回の分館対抗の駅伝大会もそうかと思います。体育祭、様々なグラウンドゴルフとかスポーツ振興を目に多くされているというような印象でございます、人吉市と比べてですね。ここについて町長のお考え、スポーツの振興を色々やられている、今回も郡民体育祭2年ぶりの総合優勝ということでございますが、簡単に結構ですので、お考えを聞かせていただければと思います。

○議長（荒川 孝一君） 森本町長。

○町長（森本 完一君） 考えをという話でございますけど、やはり私が一番今後心配していくのが、少子高齢化、人が減っていく、その中でスポーツ、いわゆるチームとしていろんな大会に出るときに、どうしてもその人数の競技人口が足らなくなってくると。やりたい人がいても競技に参加できない、そういう大きな問題がやはり出てくると思っております。

今回、郡民体育祭がありましたけれども、郡民体育祭では競技種目が24種目ほどあるわけですね。その中で総合優勝したということで、2年ぶりではございましたけれども、今回もまた優勝したということでございますので、そういう面では、この錦町においては、そういう多くの方、すばらしい方がいらっしゃると思っております。これを閉ざさないように、いろんな仕掛けをしながらしていくということが大事ななと思っております。そのためには、住民の皆さん方のスポーツに対する手を挙げて、私も行きますよというような雰囲気づくりというのをしっかりしていく必要があると思っております。

以上です。

○議長（荒川 孝一君） 2番、丸小野議員。

○議員（2番 丸小野聖一君） 2番。町長どうもありがとうございました。本当、地域のコミュニケーション、これには大きく寄与しているのは間違いないと思いますし、先ほど町長が言われた人口の問題、少子高齢化の問題にも、スポーツの振興というのは本当に有効なものではないかなと思いますので、今後も振興に向けて、これもちょっと上からの言い方になるんですけど、頑張ってくださいと思います。

ちょっと10分早いのですが、これで私の一般質問を終わりたいと思います。

○議長（荒川 孝一君） 2番、丸小野聖一議員の一般質問が終了しました。

○議長（荒川 孝一君） ここで休憩します。休憩後は午前11時から開議します。

午前10時50分休憩

午前11時00分再開

○議長（荒川 孝一君） 休憩前に引き続き開議します。

1番、谷口一也議員の一般質問を許可します。1番、谷口議員。

○議員（1番 谷口 一也君） 皆様、こんにちは。寒くなってまいりましてインフルエンザ等はやっておりますけれども、しっかりした睡眠とか健康的な食事とか、そういった自己免疫を高めて12月を乗り越えていかなければいけないというふうに考えております。

それでは、質問席のほうに移りまして質問をさせていただきます。

○議長（荒川 孝一君） 1番、谷口議員。

○議員（1番 谷口 一也君） まず、一般質問に先立ちまして、9月の定例会の中で災害時における通信手段の確保ということで質問をさせていただきました。その中で、町長より確実な迅速な職員の選択をしていただきまして、締切りぎりぎりでしたけれども職員の方を2名、そして消防団のほうからは5分団で1名、7分団で1名、4名の方が講習会を受けていただきまして、無事国家資格を取られて、4名の方全員合格ということで安心しております。

それと、先週は錦町で遊んでおりました、遊んでおりましたといいますか使われていなかった通信機の試験もされたようございまして、これはもうきちんとした町民の方の安全のために万全の体制をとっていただければと思っております。ありがとうございました。

それでは、1番目の消防団への支援についてを質問させていただきます。

今年の6月定例会にて消防団への支援について質問をさせていただきました。そのときの回答としまして、各分団の運営費を調査しておられると。それから、現在運営費の助成として12万円の運営助成金が支払われている。これからの支援について検討していきたいと回答をいただきました。

積極的な支援の回答いただき安心しておりましたところ、10月の14日に議会と消防団幹部との意見交換会が開催され、消防団の幹部の方から色々と要望がなされました。

まず、詰所の維持管理の現状を示されて分団運営費の充実の要望をされましたけれども、経費として少ない分団は11万8,000円、多い分団は17万5,000円の経費が支払われているという状況を報告されまして。経費は経費ですけど、収入は各分団色々会計がありまして状況は色々あると伺っておりますけれども。

まずは運営費の充実、続きまして、先日ラップ吹奏大会が開催されましたけれども、ラップ隊の支援、操法大会の支援、そういった行事への支援が2番目に要望されまして、続いて消防団加入のメリット、消防団に入っていればこんないいことがあるよというふうなメリットの創設の活動上、必要なスキルアップの免許取得時の補助、以上を要望がなされたような状況です。

その意見交換会には総務課から出席もされておられました。要望内容は御存じだと思いますけれども、各要望がなされて、私としても賛同して町へと要望するところではありますが、要望についてどのような検討がなされたかをまず伺いいたします。

○議長（荒川 孝一君） 有瀬総務課長。

○総務課長（有瀬 耕二君） お答えいたします。

初めに議員の皆様におかれましては、さきに行われました消防団幹部との意見交換会のほう御対応いただき誠にありがとうございました。

また、地域の安全を守るため、第一線で活動していただいております本町消防団の皆様にご心から感謝を申し上げると共に、先日開催されました消防ラッパ吹奏大会において、本町消防団の皆様が見事上位に入賞されたことに対し、改めてお祝いを申し上げます。

ただ今の御質問にお答えいたします。

意見交換会後に課内で検討いたしました。今回補正予算に計上させていただいておりますが、出初め式放水競技の安全対策等に対応するためのクレーンの借上げ及び吹奏大会出場チームが必要となる消耗品の購入費の補助について、すぐにも取り組むべき事項として、まず対応してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（荒川 孝一君） 1番、谷口議員。

○議員（1番 谷口 一也君） 1番。補正予算の中に消防団の活動費が記載されているということで、事業への支援が盛り込まれており安心するところであります。

そういったことは、今支援をしていただいているわけですが、9月の定例会でも私のほうで要望しましたが、消防団に入ったらこういったメリットがあるよというような、例えばスキルアップのための各種免許取得の補助など、大変有意義なことだと思っ、これいいことだと思っ、これについてはどうでしょうか、お尋ねします。

○議長（荒川 孝一君） 有瀬総務課長。

○総務課長（有瀬 耕二君） お答えいたします。

そのほか要望がありました分団運営費、詰所の維持管理経費の増額とか、また各種資格取得に対する補助につきましても、新年度予算への反映に向けてまして、必要な検討を進めていきたいと考えております。

以上です。

○議長（荒川 孝一君） 1番、谷口議員。

○議員（1番 谷口 一也君） 非常に支援を予定されているということで、ありがとうございます。

私たちが消防団に入っていた期間が、私で11年しか入っておりませんでしたけれども、今の消防団員はやはり若い人がいないということで、20年近く入っておられる方がたくさんおられて、仕事と家庭の中で、そういった消防団活動も一生懸命されているということで、本当に支援をしていかなければならないと考えております。

先ほど運営費のことでありましたけれども、各地区の活動支援金を集められているところもあると思いますけれども、なかなか今、高齢の方の独り住まいのところに消防団の活動費を協力いただくのはなかなか難しかったりしまして、こういった町からの支援は本当にありがたいと考えております。

消防団も支援のお願いとは別に、余裕があつて火災に全く出動しないかというような状況があれば、町へのボランティア活動も消防団の方々に考えていただければなというふうに思う次第です。

続きまして、2番目のほうに移らせていただきます。

2番目の太陽光発電の廃棄等費用積立制度の対応把握についてを質問いたします。

この質問は放置された太陽光パネルにより、景観が悪化したり、例えば放置パネルの処分に対して公費が使われたりしないことを目的としまして質問させていただきます。

以前、農業委員をやらせていただきまして、例えば農地転用で太陽光発電の設置について、申請があつた場合には周辺に与える影響とか、いろんなことを調査して審査いたしておりました。しかしながら、農地以外は、私たち農業委員会は関係がありませんので、担当しないわけですが、しかしながら太陽光パネルができたばかりに、大雨

が降ったときに水路にいきなり水が入ってきたりとか、そういった苦情などを受けておりました。

そういったことを色々職員の方にお話をした過去記憶がありますけれども、町では令和6年3月に太陽光発電設備の設置条例を設けていただきました。設備設置に関して周辺の配慮など盛り込まれ、設備設置については心配が減ったわけですが、現在、世間で取り沙汰される問題として、固定買取制度の終了と共に、また太陽光パネルの耐用年数の到来などで、その発電施設が放置されて、非常に景観が悪くなっている。それから、台風の後、被害があった設備を放置されていると、そういうようなことが時々報道されております。

国においても、廃棄等費用積立制度が令和4年7月から開始されました。町の発電施設設置条例の中でも事業廃止時の計画、資金等調達について言及されています。

廃棄等費用積立制度は、対象は10キロワット以上となっております。町でも償却資産の申告書の対象となっておりますけれども、現在町の対象の発電所の数、箇所はどれくらいなのか、まず質問いたします。

○議長（荒川 孝一君） 中村企画観光課長。

○企画観光課長（中村 裕二君） ただ今の御質問にお答えいたします。

町内における廃棄等費用積立制度対応の発電所の数につきましては、現在把握しておりません。理由としましては、1番議員が言われましたとおり、令和6年3月に錦町太陽光発電設備の適正な設置及び維持管理に関する条例を制定し、発電出力50キロワット以上または事業区域面積1,000平方メートル以上の設備に対しましては、事前協議及び届出の提出が必要となっており、その中で撤去に関する事項も確認することとなっております。

この条例の対象となる設備に関しましては、把握することが可能となっております。しかし、町内にはこの条例の対象とならない設備が多数設置されており、町が所管する開発関係の手續に係る情報、また償却資産申告書等の情報だけでは制度上の対象発電所数を網羅的に把握することは困難だと考えております。

以上です。

○議長（荒川 孝一君） 1番、谷口議員。

○議員（1番 谷口 一也君） 1番。今、把握はされてないということでしたけれども、この廃棄時にきちんと施設が片づけられるように廃棄等費用積立制度はあるわけですが、これが実際は抜け穴もあつたりして、絶対的な義務ではなくて。

まず、廃棄等費用積立制度は、電力会社から払われる電気料の中に廃棄等の費用を天引きされて積立てがなされるという制度でありますけれども、この廃棄費用を、これは私は自分でしますという感じで申請をすることができて、天引きをされなくて自分で積み立てますからというふうに申請できるんですけども、これがすると言っていて実際はしなかったりとか。それから太陽光発電が、最初、申請された事業者から転売されるとか、現在色々問題が起きているようであります。

これが、きちんと町でも事業廃止が行われるのか、町として事業者の確認はできるんでしょうかお尋ねします。

○議長（荒川 孝一君） 中村企画観光課長。

○企画観光課長（中村 裕二君） お答えいたします。

先ほど御説明しました町の太陽光に関する条例の対象になる設備については、確認することが可能となっております。しかし、それ以外の設備に関しては、今のところ事業廃止に係る件について法令等による調査権限もないことから、積極的な確認は難しいと考えておりますので、適正な事業廃止が行われるよう周知及び啓発活動について今後検討していく必要があると考えます。

○議長（荒川 孝一君） 1番、谷口議員。

○議員（1番 谷口 一也君） 1番。ありがとうございました。

令和4年に空き家対策の法律が改正されました。助言、指導、勧告、命令からより早い対応が取れるようになりまして、そういった空き家対策並みの法令の改正が、放置パネルが発生したときにも適用するような、そういった検討が今国ではされているようであります。

もし、放置等が発生した場合、町としてはどのように検討されているかお尋ねします。

○議長（荒川 孝一君） 中村企画観光課長。

○企画観光課長（中村 裕二君） お答えいたします。

町内において放置してある状況が確認された場合は、先ほど御説明しました条例の対象となる設備については、放置等がないよう指導、助言等、また勧告等を行うことになっております。

それ以外の設備に対しましては、調査の上、設置者へ撤去等を促すなどの対応が考えられます。

また、熊本県において有識者でつくるパネルの放置対策に関する検討会議が開催され、今年度中に報告書をまとめられた上でパネル撤去に係る撤去費用の確保及び呼びかけやりサイクル体制の構築などの体制を進められるとされているため、その内容を踏まえ、また国の動向も注視しながら町での対応策を検討していきたいと考えます。

以上です。

○議長（荒川 孝一君） 1番、谷口議員。

○議員（1番 谷口 一也君） 1番。ありがとうございました。先ほど申したとおり所有者が特定できればいいわけですが、事業所を設置した後、所在が不明になったりとか、そういった可能性が今取り沙汰されております。そういった会議が開かれるということですが、そういった会議の検討の結果を踏まえて、是非これからやってくる廃棄パネルの大量発生時代に、町としても対応できるように検討していただきたいと思っております。

続きまして、3番目の質問に移らせていただきます。鳥獣被害対策は自治体単独ではなく広域的な対応が必要ではないかを質問させていただきます。

定例会の質問に立ちますと、いつも鳥獣害の質問をしているようで私としても恐縮しております。しかしながら、町民の方とお話をすると、必ず鳥獣害の話が出てくるものですから。今、東北地方では熊の被害とかが問題になっておりますけれども、熊を駆除した後の処分ですね、燃料代が非常にかさんでいるとか、そういった話を報道で知りました。

私たちのところでは、朝玄関の戸を開けると玄関の外に猿がたむろしていると、怖くて外に出れないと、そういったお話も伺います。特に女性の方は、やはり猿は相手が女性だということで、なめて威嚇してきます。そういった状況になっているわけですが、

これまでも町当局におかれましては、侵入防止の電気柵の、昔は、錦町は錦町の農地しか補助金が出ませんでしたけれども、他町村に電気柵を設置したいと思っても出なかったのが出るようになったり、狩猟期間外に偏っていた駆除補助金も年間を通して支給していただけるようになりました。本当に感謝申し上げます。しかしながら、猿についてはなかなか減っていないような感じがいたします。

資料がありますので、資料を御覧いただければと思います。猿の天国の地図ですが、これが高原台地の写真になります。

中央上のほうにAという文字がありますけれども、あれが20年前ぐらいに相良村、猿が侵入して大変ですって、私も他人ごとのように思っていたところでもあります。Aの地域で畑地を区画的に金網を設置して侵入防止など対策を取られておりました。20年前です。私たちのところには来ておりませんでした、猿は。しばらくしたら、Bのあ

さぎり町のほうにも移ってまいりまして、私がいるところはCの付近ですけれども、Bにいる猿を、あさぎり町の方が追われるものですからCのほうにやってきました、Cのほうでも私たち追うものですからBのほうに行って、そういった感じであちこちしておりました。

現在、Dのほうに猿、ゴルフ場を超えていきまして、今、下のほうにEがありますけど、Eは蔵城の本神社ですかね。今年、農協青壮年部で保育園と小学校の学童農園でカライモを定植しましたけれども、Eのところに植えたカライモが猿に全滅させられまして、学童農園の芋も駄目、その近くにあった新しい芋を増やそうということでツルを、新しい品種を買われました方が、それも猿にやられまして。Dで今活躍していますけど猿が、Fのほうも、これは木上平岩付近ですけども、やはり上回りで来られたのか、子どもたちが登園時に怖いといった報告なども受けている状態です。

これでお分かりのように、相良村、あさぎり町、やはり関係しているわけでありまして。前回、定例会で質問した後に農林振興課のほうで箱なをたくさん設置していただいたということで、町民の方からもありがたかったということで話を聞いておりますけれども。

11月の20日に人吉市議会と意見交換が行われた際に、やはり広域で協力しながら対応すべき内容として、6番議員さんより鳥獣被害対策が提案されたところであります。私もやはり広域で取り組むべきじゃないかなというふうに思うわけでありまして。

錦町としては鳥獣被害防止計画に基づき対策を講じられておりますけれども、資料で説明したように猿は移動しております。町単独でなく人吉球磨の広域で取り組む、その現在の鳥獣被害対策において、人吉球磨での協議の場があるのかをまずお尋ねします。

○議長（荒川 孝一君） 東農林振興課長。

○農林振興課長（東 貴志君） お答えいたします。

現在、人吉球磨管内において、広域連携についての協議会はございません。しかしながら、近年では単独市町村での対応には限界があるのも実情です。鳥獣の生息域も市町村の境界を超えて広がっていることも予想され、追い払いや広域的な防護柵の整備など近隣市町村との広域的な連携の必要性を感じているところです。

以上です。

○議長（荒川 孝一君） 1番、谷口議員。

○議員（1番 谷口 一也君） 1番。確かに駆除を担う猟友会の方々も高齢化が進みまして減少されておりますし、そういった面で総数で、人吉球磨広域の総数で対応して動く。そういった広域でできるように人吉球磨で、広域で狩猟駆除ができる仕組み、協議会をつくることができれば必要なのではないかなというふうに思いますけれども、その協議会設置とか、そういうのできるのかお尋ねします。

○議長（荒川 孝一君） 東農林振興課長。

○農林振興課長（東 貴志君） お答えいたします。

先月行われました人吉球磨管内の農政主管課長会議におきましても、単独市町村で追い払いを実施しても近隣町村に逃げ、そこでまた追われて戻ってくるような堂々巡りとなっているという意見もあり、広域的な協議会の設置について複数町村から県に対し要望がございました。

このような状況も踏まえまして、県の動向も注視しながら本町でも効果的な対策に向けて近隣町村と、まずは実務者レベルでの情報提供や情報共有や協議の場を働きかけていきたいと思っております。

以上です。

○議長（荒川 孝一君） 1番、谷口議員。

○議員（1番 谷口 一也君） 1番。ありがとうございました。県の対応も含めて、これから色々検討していかれるということで、広域である場合にはやはり駆除費の補助金の金額も違いますし、まずルールや猟友会の方々の意見の合意というのが必要になるかと思えますけれども、是非そういった広域で対応できるようにお願いしたいなと思っております。

有害鳥獣を捕獲してから処分に関するガイドブックを見つけてましてダウンロードして印刷したら、こんなに厚かったものだから、自治体向けの有害鳥獣捕獲後の適正処理に関するガイドブックということで、環境省が出しているものですが、狩猟は捕獲者の責任ですが、駆除に関しては行政の責任ということを見たところで書いてありましたけれども。

こういった感じで例えば広域で対応する場合には、町単独ではなくて広域で対応する場合には、今ゴミの関係で広域行政組合がありますけれども、そういったところで何か、処分まで含めて対応できないかなというふうに考えるわけです。人間のために命を落とした動物に失礼でありますけど、ゴミとすればですね。是非そういった検討もしていただければなと思えます。よろしくお願いたします。

それでは、最後の質問に移ります。錦町ホームページの情報発信についてを質問します。

こういった感じで情報を得たり、遊びに行くときにホームページを活用いたします。例えば山に登って降りてきますと温泉に入ったりしますので、温泉どこがよいかとか、例えば宮崎の山の上には古墳があるもので、何で古墳が山の上にあるんだろうとか調べてみようかなとか思ったりしたときに、色々なホームページをアクセスするわけですが、錦町のホームページにもよくアクセスをします。

錦町のホームページ、色々な情報データの開示、錦町のホームページはよくされていると思っております。錦町のホームページ更新の、実質的な更新を担っているのはどこになるのかをまずお聞きします。

○議長（荒川 孝一君） 中村企画観光課長。

○企画観光課長（中村 裕二君） ただ今の御質問にお答えいたします。

錦町ホームページの保守管理、運営につきましては、企画観光課が担当しております。実際の記事掲載に当たっては登録及び更新の管理につきましては、各担当課で行っているところです。

以上です。

○議長（荒川 孝一君） 1番、谷口議員。

○議員（1番 谷口 一也君） 1番。個人的に強く思うんですけど、錦町のホームページは文字情報、それや各種データはきちんと提供されていると思います。もっと改善してほしいなというところが、例えば今議会のほうで広報委員を仰せつかっておりますけれども、見ていただく、読んでいただくための工夫といいますか、資料を用意していますので見ていただければと思います。

これはトップのメニューから、例えばよその町村の人の気持ちになって見たときに、あ、観光を調べたいなと思ったときに、この「しごと・観光」というのをまずクリックされると思います。次、お願いいたします。

「観光スポット」をどんなところがあるんだろうというふうに見て、こういった文字情報だけが出てきます。次、お願いします。

「史跡・文化財」のところも、こういったリスト形式ですね。次、お願いします。

「イベント」等が、こういったやはりリスト形式です。次もありましたですかね。

これが「360度パノラマビュー」ということで、これが2022年ですかね、過去の情報をこういった感じで

2件載せておられます。

やはりインパクトが町内の人に向けては、例えば公園の使用許可とか、そういった感じでリスト的には町内の人に向けてはいいんですけども、例えば錦町に遊びに行くと、ひみつ基地ミュージアムに行って、どこか違うところ何か見るとこないかなというときに、なかなか見つけにくいといえますか、そういう感じがするわけであります。

錦まち観光協会のリンクも探そうと思いましたが、なかなか私見つけることができませんでした。ひみつ基地ミュージアムのリンクは資料の中にリンクを見つけましたけれども、こういったホームページがせっかくあるわけですから、観光など興味のある方が簡単に情報を得られるように、当然観光協会などリンクを表示するべきではないかと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（荒川 孝一君） 中村企画観光課長。

○企画観光課長（中村 裕二君） お答えいたします。

町のホームページにおける観光情報等の発信につきましては、行政の立場上、正確性や公平性が担保できた内容のみを掲載しているところです。一方で、観光情報等の情報発信の重要性も認識しており、観光情報等の発信につきましては、錦まち観光協会が管理するホームページやSNSでの発信を中心にしており、写真や動画を使ったプロモーションやSNSなどとの連動など自由度の高い情報発信を可能としているところです。

錦まち観光協会のホームページにつきましては、「時を旅する錦町」というサイト名で運営されており、町のホームページの中の関連リンクの中に掲載しておりますが、議員言われますとおりトップページではなく見つけづらいことから、閲覧者が検索しやすいようトップページへ観光情報を追加し、観光協会並びにひみつ基地ミュージアムのホームページなどへアクセスできるよう改善策を検討していきたいと考えております。

また、町内外の方々への錦町の情報提供の入り口であります町のホームページにつきましては、その内容を充実していくことが重要と考えておりますので、御指摘があった件を踏まえ、今後も様々な御意見をいただきながら情報発信に努めてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（荒川 孝一君） 1番、谷口議員。

○議員（1番 谷口 一也君） ありがとうございます。是非対応していただきたいと思います。

錦まち観光協会のホームページも、ひみつ基地ミュージアムのホームページも大変すばらしいホームページだと思っております。お金もかかっているのでしょうかけれども、すばらしいホームページですので、そういった錦町の町の行政のところからちゃんと行けるように、それから道の駅もありますので、そういった方向に簡単に行けるようにリンクを張っていただければと思っております。

もう一つ質問といえますか要望なんですけれども、以前、企画観光課へお話したことがあるんですけども、木上加茂神社前に設置してあるお浪が池の看板について、資料をお願いいたします。

これ神社のところの前に伝説お浪が池ということで、これは県ですかね、環境省と県が設置している看板だと思いますけども、こういった感じで、このフェンスの後ろにしてあるんですよね。

この間、木上加茂神社の秋の例大祭に行かせていただいたときに、バス2台でひみつ基地ミュージアムに来られておられる方がずっと降りてきて、団体で通っていかれましたけれども。そういった、せっかく来ていただいた観光客の方々に、こういったのを見ていただきたいんですけども、フェンスの後ろ側ということで、是非フェンスの前とか見やすいところに移していただければなと感じております。町の担当ではないかもしれませんが、是非、要望していただければと考えているところであります。この点についていかがでしょうか。

○議長（荒川 孝一君） 中村企画観光課長。

○企画観光課長（中村 裕二君） お答えいたします。

看板及びフェンスにつきましては、設置者が町ではないため勝手に移設することもできませんので、まずは現地確認の上、管理者及びまた設置の経緯等の調査を行った上で今後検討して、また要望をするべきことがありましたら要望していきたいと考えております。

以上です。

○議長（荒川 孝一君） 1番、谷口議員。

○議員（1番 谷口 一也君） 1番。是非、要望していただきたいと思っております。

錦町木上にも、いろんないいものがあります、1つ1つは。1つ1つはよいけれども、これをつないで、ストーリー的に情報発信するのはやっぱり観光協会だったり、企画観光課、役場、行政と思っております。

例えば人吉市の永国寺の幽霊の掛け軸も、幽霊になられた原因は木上の岩城の方だったじゃなかったかなというふうに記憶しておりますけれども。それに狗留孫神社で大平の向こう側にありますけども狗留孫神社を御神体は木上のお寺に今移っておりますけども。

そういった昔ながら色々ないいものが点在しているのをうまい具合に結びつけて情報発信すれば、もっともっと錦町の魅力が出てくるのではないかなと感じております。是非よろしく願いいたします。

以上になります。

これで12月の定例会の私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（荒川 孝一君） 1番、谷口一也議員の一般質問が終了しました。

○議長（荒川 孝一君） ここで昼食のため休憩します。休憩後は午後1時30分から開議します。

午前11時40分休憩

午後1時30分再開

○議長（荒川 孝一君） 休憩前に引き続き開議します。

6番、石松まゆ子議員の一般質問を許可します。6番、石松議員。

○議員（6番 石松まゆ子さん） 皆様、こんにちは。6番議員の石松まゆ子でございます。議長のお許しをいただきましたので、通告書に従い一般質問をさせていただきます。

本日は大変お忙しい中に、あいねっと放送をお聞きの皆様方に心より感謝申し上げます。町民の皆様方におかれましては、12月に入り慌ただしい毎日をお過ごしのことと思います。

先日、新聞を見ておりますと、「高齢男性募る生活に不安、孤立死のおそれ」と書いてある記事を見つけました。2024年の高齢者の単独世帯は過去最多の903万世帯と全世帯の16%以上と上るとされ、自宅で誰にもみとられることなくお亡くなりになり、8日以上経過して発見された孤立死は2万1,856人、そのうち男性が1万7,364人と8割を占めるそうでございます。地域住民との付き合いもなく、今後の生活への不安を抱えたある男性が、新たなつながりを求めようと何でもいから趣味を持ち、人とのつながりを続けようと模索を始めたと書いてありました。

そのようなとき、錦町文化協会主催の錦町文化祭が開催され出席させていただきました。錦中ブラス部、小学生、保育園の子どもたちの見事なステージ発表、日舞、カラオケ、ダンス、三味線と多くの方が日頃の練習の成果を披露

されました。錦町文化協会の出演者の皆様の生き生きとした顔には、年齢を感じさせないオーラがありました。日頃から日常生活で世間話ができるつながりの大切さを感じた時間ありがとうございました。これからも文化協会の文化祭が盛大に続くように願わずにはられませんでした。

今回の一般質問通告書には、医療、整備、福祉の3項目を掲げております。

事項1、がん検診の受診率向上と対策、がん患者への医療用ウィッグの助成は、事項2、災害からの復旧・復興は、過去の質問より、事項3、錦町の番地と地番についてでございます。

それでは、これより質問席より順次質疑させていただきます。

○議長（荒川 孝一君） 6番、石松議員。

○議員（6番 石松まゆ子さん） 6番。事項1、がん検診の実施状況についてお尋ねをいたします。

私は、前回の一般質問で生活習慣予防の対策をお尋ねをいたしました。その中で特定健診、後期高齢者健診、がん検診の受診率の推移、町の現状をお尋ねしたところであります。

前回の答弁の中で特定健診については、町長も非常に健康に対して力を入れていただいておりますので、国の目標の60%の受診率よりも高い63.5%という答弁でございました。本当に安心したところであります。

しかし、後期高齢者健診の受診率が28.3%、がん検診受診率は、胃がんが50歳から69歳で13.9%、肺がんが40歳から69歳で14.8%、大腸がんが15.4%、乳がんが25.3%、子宮頸がんが20歳から69歳まで21.7%という答弁でございました。この率は国の基準で年齢が決まっているということもあると思いますが、これよりも少しは町の検診率というのは高くなるかとは思いますが、受診率が低いなと感じたところであります。

もう私の周りでは、本当に皆さんの周りでもお聞きになると思いますが、若い人や高齢者の方が多くの方ががんで亡くなっておられます。ある友人はがんが見つかったから1週間で亡くなりました。がんは我が国においては約400万人が治療を受けていて、年間約38万人の国民ががんで亡くなっており、昭和56年より死亡の原因の一つが1位ということで、男性は2人に1人、女性は3人に1人ががんにかかる可能性があるそうでございます。

しかし、がんはある程度進行しないと非常に症状が出にくい病気であると言われ、早期のがんで症状が出ることはほぼないと言われております。ですが検診を受けず、早期がんが放置されると生存率というのは急速に下がると言われております。いかに検診が大切であるかいろんなデータから分かるところでございます。

私も毎年がん検診を受けておりますが、町としてもがんの予防、早期発見、早期治療、がん患者への支援など総合的ながん対策が必要と感じ、今回の質問になりました。

まず、錦町のがん検診の実施状況と今後の計画についてお尋ねをいたします。

○議長（荒川 孝一君） 箕田健康増進課長。

○健康増進課長（箕田 俊哉君） ただ今の質問についてお答えいたします。

実施状況については、検診申込書を19歳以上の町民の方へ3月に送付し、申込みを取りまとめ実施しています。がん検診については7月と11月の集団検診と検診機関で行う施設検診がございました。

町では、国が推奨する年齢に対して、大腸がん検診と胃がん検診については年齢を引き下げていることや前立腺がん検診や腹部超音波検診は独自に追加している項目になります。自分が受けたいがん検診を申込みをして受けることができ、職場でがん検診の制度がない人は町で申し込みができます。

次に、がん検診の受診率では、町で関与している令和6年度の最新の状況としまして、肺がん検診10.9%、胃がん検診13.9%、大腸がん検診15.2%、子宮がん検診21%、乳がん検診25.6%で、受診率は横ばいで国の目標値である60%には届いていない状況です。

次に、受診結果でがんの疑いが半明した場合は、75歳以上の高齢者に対しては、保健師、栄養士、看護師が、結果表並びに紹介状を持参し対象者に対し説明を行っています。

また、75歳未満の方については、電話にて内容説明後に速やかに郵送にて対応しています。

今後の計画としては、検診体制については現状として特に問題なくがん検診を実施していることから、現在、生活習慣病の予防並びに重症化防止について積極的に対象者へ接触し指導していきます。

以上です。

○議長（荒川 孝一君） 6番、石松議員。

○議員（6番 石松まゆ子さん） 6番。ありがとうございました。今、実施状況と計画についても答弁をいただきましたが、表を出していただけますか。

表を見ていただくと分かりますが、少し見にくいかなと思いますが。死亡原因が1位ということで、国はがん対策として平成18年6月にがん対策基本法の成立と、平成19年にがん対策推進基本計画第1期が作成されております。それによって、いろんなことを実施されております。その中で総合的、計画的な取組が始まったわけでございます。

次の表をお願いします。この表を見ていただくと分かりますが、基本計画は現在第4期として、令和4年度から令和9年度までの期間で、誰一人取り残さないがん対策を推進し、全ての国民ががん克服を目指し、1つ、がん予防、2つ、がん医療、3つ、がんとの共生を目指し、先ほど課長の答弁の中にもありましたが、がん検診受診率を50から60%に引き上げる目標に向け対策が進められているところでございます。

がんは確かに怖い病気だと思いますが、がんにかかっても転移していない初期の段階で発見ができ、早期に適切に治療ができれば9割以上の方が治ると言われております。

J Aの本を見ておられますと、「家の光」に山田邦子さんの「乳がんを経て思ったこと」ということで記事がありました。まさか私のがんになるなんてと思われたそうでございます。しかし、周りが非常に検診を進めておられましたので、定期検診を受けておられましたので、担当医から大丈夫と言われ早期発見でラッキーだったということが書いてありました。このようにがんを早期発見するためには、がん検診を受けることが何よりも大切と思っております。

錦町では、がん検診の受診率が低い現状と思われまますので、具体的な受診率向上対策に向け、どのような取組を進めていかれるのかお尋ねをいたします。

○議長（荒川 孝一君） 箕田健康増進課長。

○健康増進課長（箕田 俊哉君） ただ今の質問にお答えいたします。

先ほどお答えいたしました受診率については、町が国へ毎年報告している数値になります。

内容につきましては、町を通してがん検診を受診した人のみとなっております。個人で人間ドックを受けられた方や社会保険や共済保険の加入者で職場にて受診されている方の把握ができないため、国への報告の数値には含まれておりません。

次に、取組みですが、質問議員が提出されております資料の中の厚生労働省の第4期がん対策推進基本計画の中で3つの分野が記されています。1つ目が、がん予防、2つ目が、がん医療、3つ目が、がんとの共生で、町としては1つ目のがん予防について取り組み、生活習慣病の予防、重症化防止と同様に町民の方への指導、接触を行っています。

以上です。

○議長（荒川 孝一君） 6番、石松議員。

○議員（6番 石松まゆ子さん） 6番。ありがとうございました。

受診率向上対策についてと取組について答弁をいただきましたが、社会保険とか今の答弁の中で、共済保険など企業で働く人への受診率は分からないという答弁でございましたが、私は企業との連携というのは非常に大切ではないかなと思いますし、また受診率向上に向けた色々な先ほどの答弁の中で、特に予防と重症化防止の指導は非常に大切ではないかと感じたところであります。

私は、この受診率を上げるためには、やはり自分の健康は自分で守る、この姿勢が大切ではないかと思っております。今後の計画の中で課長の答弁にもありましたが、がん与生活習慣には深い関わりがあって、がんのリスクを高める要因として喫煙や大量飲酒、不適切な食生活なども発生のリスクの一つと考えるということですが、がん予防のための生活習慣の改善対策と町民への周知についてお尋ねをいたします。

また、どうしても受けない人が受けてもらえるような取組として、どのような対策を考えておられるのかお尋ねをいたします。

○議長（荒川 孝一君） 箕田健康増進課長。

○健康増進課長（箕田 俊哉君） ただ今の質問についてお答えいたします。

厚生労働省のホームページに、生活習慣病とがんについての記載があります。生活習慣病に気をつけることで、がんの発症リスクを減らすことができることが記されています。現在、町では特定健診などの血液検査を受けられた人で、生活習慣病のリスクがある方に個別に保健指導を実施していますので、がん予防にもつながっていることを併せて周知しています。

また、子宮頸がん、胃がん、肝がん、白血病などはウイルスの感染によって起こるものです。早期発見のためにも、がん検診を受診することで死亡を減らすためには重要です。しかしながら、受診されない方もいらっしゃいます。がん検診については強制ではありません。そのような方が、がん検診を受診したいと思うように何度も繰り返しになりますが、がんについての情報等を広報紙、あいねっと放送等で周知に努めてまいります。

以上です。

○議長（荒川 孝一君） 6番、石松議員。

○議員（6番 石松まゆ子さん） 6番。ありがとうございました。周知や受けてもらうための政策など答弁をいただきましたが、私は、自分の体のことですので、本来なら進んで受けることが自分の命を守ることだと思いますが、今回、初期の乳がんにかかった本当に親しい友達なんですけれども、忙しい忙しいといつも言っておりましたけれども、忙しい中だったけれども検診を受けてよかったとつくづく思うということ、この頃話されました。

その話を聞いた後、11月の30日の新聞だったと思うんですけども、日本の女性の9人に1人が罹患すると言われる乳がん、子宮頸がんの日常検診を公立多良木病院の総合健診センター「コスモ」で実施すると、人吉新聞に載っていましたが、仕事や子育てなど働き盛りの年代の人に早期発見・早期治療に向け、平日に受診が難しい人は、この機会を利用してくださいということで呼びかけられたそうでございます。

マンモグラフィーの無料クーポンなど助成がある市町村もあるということを書いてありましたが、錦町の助成の現状について、錦町のことを教えていただければと思います。

○議長（荒川 孝一君） 箕田健康増進課長。

○健康増進課長（箕田 俊哉君） ただ今の質問についてお答えいたします。

がん検診の個人負担は、70歳未満の人は検診料金の3割、70歳以上の人は2割負担をお願いしており、残りについては町負担としております。個人負担金は300円から4,000円台と検診項目によって差があります。

また、がん検診を無料で受けられるクーポン事業として、41歳の乳がん検診と21歳の子宮がん検診の勧めを個別に郵送し受診を勧めています。

以上です。

○議長（荒川 孝一君） 6番、石松議員。

○議員（6番 石松まゆ子さん） 6番。ありがとうございます。今、錦町の現状について答弁をいただきましたが、特に今私も初めて聞きましたけれども、41歳の乳がん検診、21歳の子宮がん検診が無料で受けられるクーポン事業があるとのこと、本当に対象者の方には是非是非進めていただきたいと思っております。

助成については市町村で違いがありますが、第4期がん対策推進基本計画の中に、写真を出してください。この写真を見ていただきますと分かりますが、がん対策推進基本計画の見直しポイントの中で、一つはがん予防、がん医療、それと一つががんとの共生というのがあります。最後です。

このがんとの共生の中にあるがん患者への社会的な問題への対策として、治療に伴う外見変化に対する医療現場でのサポートの重要性が今認識されております。つまりがん治療、非常に抗がん剤なども使われますので、髪の毛が抜けたり乳房を切除したりといった外見的变化が現れることがあります。それを少しでも精神的に緩和する用品をアピランスケア用品といいます。医療用ウィッグや矯正具、補整具などがあります。

町民の中に、これは他の町村には助成があるが、錦町には助成はないのですかという声がありました。それは8月頃だったんですけども、9月の定例会の委員会の中で、8番議員も知っておられますが、助成の考えをお尋ねをしたとき、助成の相談は町にもあったということで、県の状況も考慮し実施の方向で検討されているということでしたが、されるのであれば時期として要綱の整備をして事業を実施できるのはいつ頃になるのか、町の考えをお尋ねいたします。

○議長（荒川 孝一君） 箕田健康増進課長。

○健康増進課長（箕田 俊哉君） ただ今の質問についてお答えいたします。

先ほどの質問の要旨2で、厚生労働省の第4期がん対策推進基本計画の3つの分野の中で、がんとの共生があります。内容については、資料にも記載がありますとおり9点ほど項目がありますが、まず町で取り組める対策としてアピランスケアについて取り組んでいきます。

内容は、錦町がん患者アピランス推進事業補助金交付要綱を定め、令和8年度から実施いたします。内容については、購入対象者へ限度額を2万円とし、交付要綱の通り助成してまいります。

以上です。

○議長（荒川 孝一君） 6番、石松議員。

○議員（6番 石松まゆ子さん） 6番。ありがとうございます。非常に前向きな答弁をいただきました。

ここで町長にお尋ねをいたします。私もアピランス用品に対して購入費用を助成する熊本県の市町村を調べましたところ、熊本市をはじめ22自治体、球磨郡ではあさぎり町と湯前町が2万円の補助をされております。

また、熊本にある医療用のヘアサロンにも電話をかけてみましたところ、医療機関にかかって治療をしている場合には、20%の割引があるということも分かったところでございます。

がん患者やその家族が安心して療養生活を送ることができるよう、緩和ケアの一つとして医療用ウィッグなどの購入費用に対する助成を、今課長の答弁がありましたように前向きに検討されているようでございますので、是非要望するものでありますが、町長の考えをお尋ねいたします。

○議長（荒川 孝一君） 森本町長。

○町長（森本 完一君） ただ今、課長が答弁しましたように、しっかりと検討しながら令和8年度から実施できるようにしていきたいと思っております。

以上です。

○議長（荒川 孝一君） 6番、石松議員。

○議員（6番 石松まゆ子さん） 6番。ありがとうございます。どうぞよろしくお願いいたします。

本当に、がんは進むほど医療費がかかると言われております。人生今100年と言われる時代です。健康の確保がますます重要と考えます。長寿社会に向け、がん対策についても着実に取り組んでいただきますようよろしくお願いいたします。申し上げまして、次の質問に移ります。

次に、過去の質問より、令和2年7月豪雨災害からの復旧・復興についてお尋ねをいたします。

令和2年7月3日から4日にかけて、熊本南部を襲った線状降水帯による豪雨被害は甚大なものでした。あれから5年、熊本県の復旧・復興プランにおいて、新たな流水型ダムを含む緑の流域治水の考えを示され、国においても河川整備基本方針が見直され、策定された河川整備計画に基づき必要な事項を進められてこられました。

錦町でも、住宅、農地、農業用施設、河川、林道、道路など甚大な被害が出たところであります。河川についても上流から球磨川の合流点まで甚大な被害がっております。

令和2年と令和4年の質問の中で、土砂災害を防ぎ下流の人家や道路、農地を守る砂防ダムや山の崩壊を防ぎ森林や山地の安定を図る土砂が流れる前に食い止める治山ダムの整備が必要ではないかと質問をさせていただきました。

また、令和2年豪雨災害から錦町としても色々な対策をしていただいておりますが、この頃の雨の量は半端ではない量のため、一度に大雨が降ると河川の土砂が流れ堆積したなど感じます。

今年も皆様方も御存じのとおり、令和7年8月10日から11日にかけて線状降水帯が発生し、八代市、上天草市など7市町村に観測史上最多の猛烈な雨が広範囲に降り続き豪雨災害が発生し、甚大な災害が発生しております。本当に幸いなことに八代市で雨が止まりましたので、人吉球磨にはどうか災害は逃れたところでございますが、本当に前のような再び災害が起こるのではないかなという心配があります。

国や県の事業は災害が起きてからの対策が多いのですが、起こる前の対策が必要だと本当に思います。前回の答弁の中で、錦町の管内には県の河川の砂防ダムが11ヶ所あると言われておりましたが、その中で高柱川については、砂防堰堤3基のうち最上流で流木対策を講じる予定という答弁がっております。

また、そのほかの水無川、小さく川をはじめとする6河川7ヶ所及び準用河川汁谷川については、堰堤部の堆積土の掘削、流木補正の施設を要望しているという答弁でございました。

また、そのほかの河川については、保全対策の状況、発生原因を調査し検討していくという答弁をいただいておりますが、その後の進捗状況についてお尋ねします。

また、豪雨災害を防止するためには、森林の整備が必要と思っております。山からの倒木や土砂の河川への流出で土砂が堆積し、川の増水につながっていると感じているところでございます。前回、山止めとか谷止めとかなど治山ダムの要望をお願いしておりましたが、令和6年度には、そのときの答弁の中に谷止め6ヶ所を要望する予定という答弁でございましたが、その後の進捗状況について、2点についてお尋ねをいたします。

○議長（荒川 孝一君） 高山地域整備課長。

○地域整備課長（高山 拓二君） ただ今の質問にお答えいたします。

地域整備課関係でございますが、現在町内における砂防堰堤につきましては、熊本県により11基整備されており、その内訳としましては、西地区に6基、一武地区に5基となっております。

令和2年7月豪雨において被災した砂防堰堤は、小さく川に1ヶ所ございましたが、令和3年から復旧工事に着手し、本年令和7年6月に工事が完了しているとのことです。

また、既存の砂防堰堤施設については、異常に堆積した土砂の掘削を高柱川と汁谷川にある堰堤において、過去4回、令和3年度、令和4年度、令和5年度、令和7年度に実施されております。

さらに流木の流出対策としまして、既存の砂防堰堤を活用しました流木等の捕捉施設の整備が進められております。これまでに高柱川にある既存の砂防堰堤1ヶ所において捕捉施設の整備が完了しており、今後も下流の堰堤に整備される予定と伺っております。

以上です。

○議員（6番 石松まゆ子さん） 続けてお願いします。

○議長（荒川 孝一君） 東農林振興課長。

○農林振興課長（東 貴志君） お答えいたします。

治山事業における砂防ダムについて、令和2年12月定例会にて御質問いただいた時点では11ヶ所と答弁をさせていただいております。実際には緑化が進んで予定地から外れた箇所もあり、県が優先度の高いものを精査し最終的には2ヶ所の工事が実施され竣工されております。

以上です。

○議長（荒川 孝一君） 6番、石松議員。

○議員（6番 石松まゆ子さん） 6番。ありがとうございます。今、答弁の中で砂防ダム、治山ダムの進捗状況を説明をしていただきました。私も3ヶ所ほど令和2年以降整備をされている箇所を見に行きました。町としても色々な調査をして国や県に要望されて災害復旧を進めてこられたなということで、非常に感謝をしているところであります。

砂防堰堤はもう何回も言いますが、土石流となって流れ出てくる土砂や流木を砂防堰堤でしっかりと受け止めることで、下流の農地や民家に被害が出るのを防ぐための整備だと思っております。

これは球磨郡内の町村の例でございますが、令和2年の災害を受けて、予防のための整備が進められております。写真をお願いします。

これは、湯前町の国道219号線の湯楽里の行く右手から横谷のほうに300メートルほど上ったところに、左手に2つのスリットダム、スリット式の大きい堰堤が造っております。それは国道に、令和2年の豪雨災害のときに土砂と流木が流れ出てきたということで、今回7月ぐらいに完成をしているところでございます。次に、いいですか。

これは山江村の万江川の土砂・洪水氾濫対策として、令和8年、来年からですけど取り組まれる国の事業であります。緑の流域治水として、河川事業、治山事業と連携して対策に取り組まれるという予定でございます。

大規模取水対策だけでも、不透過型、スリット型、透過型堰堤など堰堤にも色々あるようでございますが、今回6基を設置を予定されているということでございます。事業費だけでも58億円かかるとされておりますが、地元負担はゼロということを知っております。

また、これと一緒に、もう一つの資料。これが治山関係や中小の出水対策として11ヶ所、右手に書いてあるんですけど、事業費はまだ算出中ということでありまして、11ヶ所の治山関係のダムを造られる予定ということを知っております。これは、流木捕捉工などが主だということを書いてあるところであります。

また、ここにもありますけれども、相良村の初神地区にも大きい堰堤の計画が令和8年度より事業にかかるということで、計画書をもらってきたところであります。

錦町でも、錦町総合計画の中で国土強靱化地域計画が示されております。事後対策の繰り返しを避け、大規模災害が発生しても致命的な被害に遭わないよう、また総合的な対応を行うことで被害を最小限にとどめる対策をしていくとされております。

私は、令和2年の豪雨災害を振り返ってみて、河川から球磨川に流れる土砂や流木を山で止めることによって、これは私の一つの考えですけれども、洪水氾濫対策ができるのではないかと考えますが、砂防河川に砂防堰堤や治山ダムの計画の要望はされないのか。

また、今私も、鼠川の上流に上ってみましたけれども、非常に土砂でいっぱいになった砂防堰堤が何ヶ所かあるのではないのかなと思っておりますが、土砂の掘削やそこで堰堤を土砂がいっぱいに詰まっていたら、かさ上げなどそういう要望というのは町としては考えていらっしゃるのかお尋ねをいたします。

○議長（荒川 孝一君） 高山地域整備課長。

○地域整備課長（高山 拓二君） 砂防堰堤の計画についてお答えいたします。

熊本県、こちら球磨地域振興局の土木部の砂防班になりますが、こちらのほうに確認したところ、砂防堰堤の新規整備計画は未定とのことです。

なお、砂防施設の新設要望については、令和6年の熊本県単独事業の要望ヒアリングの際に、汁谷川への堰堤新規設置の相談をしたところ、区域内の戸数が少ないため困難であるという回答を受けた経緯がございます。

今後において、砂防堰堤の設置が必要な該当箇所があるようであれば、再度県の担当部署と協議を行い、交付金事業等の採択要件の確認を含めて要望してまいります。

以上です。

○議長（荒川 孝一君） 東農林振興課長。

○農林振興課長（東 貴志君） お答えいたします。

治山ダムの要望につきましては、毎年度行っております。令和7年度においては3ヶ所を要望し、1つが8年度実施予定となっております。令和3年度以降、延べ十数ヶ所を要望しており、工事完了が2ヶ所、高柱川右岸の一武下がり山、左岸の西、藤の尾。工事中が2ヶ所、水無川上流の木上、南大平、堤尻ため池下流の一武、宮ノ谷。8年度中に調査測量及び工事予定が、高柱川右岸川の一武曲り谷3ヶ所と人吉境の西上大宮寺となっております。

以上です。

○議長（荒川 孝一君） 6番、石松議員。

○議員（6番 石松まゆ子さん） 6番。ありがとうございます。本当に町としてもいろんなことを要望しながらいただいているということで、本当にありがとうございます。

これ今、先ほどお示しました事業にしても、今回治山ダム、それと町が要望している堰堤についても、これは国の事業、県の事業であります。インフラ整備といった災害復旧は国交省が管轄する政策の一つであります。

12月6日の新聞に、読まれた方も御存じと思いますが、金子交通大臣のインタビューがここに載っておりました。その中で「災害に強い地域づくり、国土強靱化の推進」というのを上げられておりました。その国土交通大臣は、我が人吉球磨の出身であります。また、熊本県選出の木原代議士が官房長官であります。

なかなかこういう機会、チャンスというのは、それは何回もあるということは考えられませんが、ないですので、事前の防災・減災対策及び災害に強い健全な森林整備、また治山事業、人家や農地、施設を守る砂防堰堤などを是非、この時期だからこそできるところもあるのではないかと思いますので、町長にお願いを申し上げます。是非、要望をしていただきますようお願い申し上げます。

それでは、次の質問に入ります。

次に、錦町の番地と地番についてお尋ねをいたします。

住民の方から錦町の番地と地番についてお尋ねがありました。錦町の番地の中に欠陥番地の放置があると思われるが、どうなっているかということでございました。

理由を聞いてみますと、以前は配達郵便が郵便主体であったため間違い配達、誤配ですけれども、そういうのはさほど多くはなかったと。ここ10年ぐらい前から配達業者やナビを使った荷物の配達が増え、それに伴う間違った配達が増え困っているということでございました。今年に入ってから配達業者の同じ番号のお尋ねやナビに住所を入れてきたが場所間違いでなかなか行き着けなかった。

また、救急車を要請したときにも場所番号、番地の確認のもたつきなど地域アプリ、カーナビ、ネット検索に頼った配達が増えたため、非常にトラブルになっているということでございました。

私は、農業委員もしておりますので、農地を確認するときに地区名、字名、地番、地目などを調べておりましたので、そのような間違いがあるのだろうかと思いましたが、色々調べてみましたところ、地番は法務局が管理する土地の登録に使用される番号に対し、地番は市町村の管理で住居表示で住所で使われる建物の所在地を示す番号で、郵便物などの配達や住民票の管理などに使われるということでございます。

地番については、字つきの土地のことですので、私も農業委員をしたときもそうだったんですけども、重複というのはないと思いますが、番地については郵便や役所手続などで使用される生活上の住所であり、市町村が定める建物の所在地の表示でありますので、間違いがあるのではないかなと思ったところであります。

住所表示は錦町は実施しておられるのか、また、町民の方が困っているような重複番地はあるのか、また、あるとしたらどのくらいあるのかお尋ねをいたします。

また、2点目ですけれども、もしあるとしたら、どのような原因でそのようになったのか、この3点についてお尋ねをいたします。

○議長（荒川 孝一君） 吉田住民福祉課長。

○住民福祉課長（吉田 誠二君） お答えをいたします。

本町で住居表示方式を採用しているかということですが、この住居表示方式というのは、主に都市部で使われております何丁目何番何号という表示の仕方でございます。主に都市部で採用されておりますけれども、本町では採用しておりません。本町におきましては、土地ごとに番号をつける地番表示方式、こちらを採用しておりますため、重複する番地はございません。

なお、重複している番地は、西地区33件、一武地区4件、木上地区7件、合わせて44件ございます。

重複している原因としましては、1つ目が、分筆前の地番のままである。2つ目が、小字は違うが地番が同じである。この2つが上げられます。ここで問題となるのは、2つ目の小字は違うけども地番が同じであるときだと思います。

役場で言いますと大字一武1587番地となりますけれども、これを小字まで表記しますと大字一武字清尾1587番地となります。ここで言う字清尾、いわゆる小字まで表記すると重複はしませんが、本町の場合は大字までの表記となることから重複している状況でございます。

以上です。

○議長（荒川 孝一君） 6番、石松議員。

○議員（6番 石松まゆ子さん） 6番。ありがとうございました。

住所表記がされていないということでございますけれども、迅速な配達、火災や救急車などの緊急車両がスムーズに到着するには、住所表記というのはメリットだと思います。町と比べて住宅が少ないということもありますけれども、今からは考えていかなければならない一つの問題ではないかと私は思っております。

現在、重複した、また欠陥番地の件数と原因について答弁をいただきましたけれども、以前は、私の場合ですけれども、錦町西字小峰何番地と書いていたように思いますが、いつからか西何番地となっているようでございます。答弁では、小字まで表記すると重複はしないが、本町の場合は大字までの表記で重複している状況ということですが、重複している番地だけでも字を入れて書いてもらうようにしたら間違いは減少するのではないかと思います、町の考えをお尋ねをいたします。

また、重複した欠陥番地に対処するのが困難であるならば、町としてはどのような対策をされるのかお尋ねをいたします。

○議長（荒川 孝一君） 吉田住民福祉課長。

○住民福祉課長（吉田 誠二君） お答えをいたします。

重複する番地の方だけでも小字まで表記ということですが、本町の住民票を出力しますシステム上で小字まで表記できるか確認したところ、対応しておりませんでした。住民票での住所は大字までの表記となりますが、配送先を登録する際に大字の後に行政区名や集落名などを御記入いただくことで、誤配等の問題は解消できるのではないかと考えるところでございます。

また、消防等緊急の場合、近くの目印となる建物等、こちらを伝えていただくことで間違いはないのかなと思うところであります。

本町で採用しております地番表示方式を住居表示方式に変更すれば一番いいんだと思いますが、住居表示方式にするには多額の費用と時間もかかります。また、全町民の方に、マイナンバーカードをはじめ免許証や銀行口座などのあらゆる個人情報に関わる変更手続が必要になり、大きな御負担を強いることになり混乱も生じますので、現在の地番表示方式を変更する予定はございません。

町からの通知等の郵便物は確実に届いておりますので、行政としてできることはないのかなと考えるところで。

以上です。

○議長（荒川 孝一君） 6番、石松議員。

○議員（6番 石松まゆ子さん） 6番。ありがとうございました。

町のシステム上で小字までの表記は対応できないということと、住居表示方式に変更すれば重複はないが多額の費用と時間がかかり、町民の皆様方に多大な影響があるため困難、自分で行政区名や集落名などを配送先に登録することで問題が解消するだろうということですが、本当に、町としては問題はないかもしれませんが、44件、これをたかが44件かと思うか、44件かと思うかという差だろうと思いますが、ほとんどの方が、ひよっとすれば我慢をされているかもしれません。できないという前に、できる方法を一緒に考えていただき、欠陥住所を放置しないよう、弊害を受けないよう、安心して暮らせるまちづくりのために、この問題だけではなく、住民福祉課には、また、町にはいろんな相談に来られると思います。本当に職員の皆様方も大変お忙しいとは思っておりますけれども、やはりみんなが安心して暮らせるまちづくりのために、住民サービスもよろしくお願い申し上げまして、私の一般質問とさせていただきます。本当にお世話になりました。

○議長（荒川 孝一君） 6番、石松まゆ子議員の一般質問が終了しました。

○議長（荒川 孝一君） ここで休憩します。休憩後は午後2時30分から開議します。

午後2時20分休憩

午後2時30分再開

○議長（荒川 孝一君） 休憩前に引き続き開議します。

9番、池田秀晴議員の一般質問を許可します。9番、池田議員。

○議員（9番 池田 秀晴君） 町民の皆様、また議場の皆様、こんにちは。毎日のお仕事御苦労さまです。ただ今議長の許可を頂きましたので、令和7年第4回定例会一般質問を行いたいと思います。

さて、今年も残り少なくなってきましたが、今年を振り返ってみていかがだったでしょうか。今年は地球温暖化の影響でしょうか、世界はもとより日本各地で豪雨による災害が全国各地で発生し、政治情勢でいえば、安定した政党はなく、政治家の言いたい放題のようで、この国の行く末を案じるようなことばかりが起きて、色々と考えさせられました。これから寒い時期に向かってまいりますので、町民の皆様におかれましても、くれぐれも健康に留意されながらお過ごしいただきますようお願い申し上げます。

では、ただ今から質問に入りたいと思います。

まず最初に、質問事項1、上水道料金の値上げについて。

質問の要旨1、料金値上げの理由は、値上げの時期は、施設の事業計画及び実行に支障を来すのか。詳しく説明をしていただきたいので、よろしく願いいたします。

次からは、質問席において行いたいと思いますので、よろしく願いします。

○議長（荒川 孝一君） 高山地域整備課長。

○地域整備課長（高山 拓二君） お答えいたします。

料金値上げの理由についてはございますが、平成29年4月の上水道事業への移行の際と令和3年10月の2回、料金改定を行ってまいりましたが、毎年度、損益収支が赤字の状況が続いており、令和6年度決算においても累積赤字が約1億円と、非常に厳しい経営状況となっております。

今後も、給水人口の減少や物価高騰の影響など厳しい状況が続く中、料金改定を実施しなければ、10年後には累積赤字が約2億3,000万円となる見込みであり、健全な経営のために料金改定が必要であると判断したためでございます。

また値上げの時期でございますが、今回12月議会で上程させていただいている給水条例の一部改正に関する議案について、承認いただければ、令和8年4月1日からの施行を予定しております。なお、下水道料金については、審議会で検討いただいた結果、今回値上げはいたしません。

また、施設の老朽化の件でございますが、今回の料金改定についてですが、管路等の老朽化による更新に係る事業費等は考慮しておりません。今後、管路等の更新費用まで考慮し値上げに反映させると急激な改定幅となり、加入者に相当の負担を強いることとなります。管路等の更新費用を考慮した料金改定は、今後の定期的な見直しにて検討させていただきます。

以上です。

○議長（荒川 孝一君） 9番、池田議員。

○議員（9番 池田 秀晴君） 実は審議会を行っておりますけれども、この審議会の6名のメンバー、本町の人間であるのか。また、水道加入者であるのか、ちょっとお尋ねします。

○議長（荒川 孝一君） 高山地域整備課長。

○地域整備課長（高山 拓二君） お答えいたします。

審議会ですが、水道事業運営審議会と下水道運営審議会がございます。こちら、どちらも委員の皆様は共通といたしますが同じですが、全て町内の方でございます。

また、審議会のメンバーが水道に加入しているかどうかでございますが、こちらについてはお答えできません。失礼いたします。

以上です。

○議長（荒川 孝一君） 9番、池田議員。

○議員（9番 池田 秀晴君） そうですね、本来なら、水道、下水道に加入されているところが一番親身になって調整できるのかなと思いますけれども、そのところがお答えできないということであれば、それでも結構ですが、やはり組合員の加入者は、値上げに対しては物すごく敏感になっていかれるんじゃないかなと思っております。

それで、質問の要旨の2に、現在加入されている町民の皆様方への説明は万全かということでお尋ねしております。議会で答申して、賛成を入れればこれでよしとは私はおかしいと思いますし、広報などに記載しても、全員が読んでいただくことはないと思います。たとえ議会在賛成多数で決まっても、時間をかけて加入者の8割か9割の皆さんが納得しなければいけないと考えますが、いかがでしょうか。

それと、水道のまとめの中にも、やはり加入者の方が納得いくような、料金値上げに対しては色々な判断をされますので、そのところも踏まえた上でやっていただきたいというのが水道のまとめの中に入っております。そのところ、お尋ねします。

○議長（荒川 孝一君） 高山地域整備課長。

○地域整備課長（高山 拓二君） お答えいたします。

議会で賛成多数が決まっても、時間をかけ多くの加入者が納得しなければならないと考えるかどうかということですが、多くの方が納得いただけるかは別として、広報紙、皆さん読まれることがないかもしれないということだったんですが、広報紙、あいねっと、ホームページや加入者への個別周知など様々な方法により、料金値上げの周知だけではなく、なぜ料金の値上げが必要なのか、事業の仕組み、現在の経営状況や今後の推移、人吉球磨の市町村の中で、料金が何番目に安いのかなど、時間をかけ、納得ではなく御理解いただく必要があるかと思っております。

以上です。

○議長（荒川 孝一君） 9番、池田議員。

○議員（9番 池田 秀晴君） 9番。広報紙って簡単に言われますけれども、本来なら、区長さんを通じて、区長会でもそのような話を持っていかれるということも1つの方法じゃないかなと。区長さんにお話ししていただければ、区長さんが総会のときに、加入者のところの分館に対しては、区長さんが、こういう値上げをするような話になっていますから、一応考えていただけませんかというような周知のやり方もあるんじゃないかと思うんです。ここで決まったので上げます、というのは、私は納得いかない考えです。

値上げの料金は幾らかお尋ねしますが、この前、案として私いただきましたけれども、町民の方は値上げの案に対しても分からないと思いますので、御説明をお願いいたします。

○議長（荒川 孝一君） 高山地域整備課長。

○地域整備課長（高山 拓二君） お答えいたします。

値上げの料金は幾らかということでございますが、水道料金については議案第99号で説明させていただきました。

が、こちら水道使用料については、使用水量10立方メートルまでの基本料金が現行1,200円でございますが、こちらを1,400円へ200円の値上げ、また基本使用水量10立方メートルを上回った使用水量に係る超過料金でございますが、現行の1立方メートル当たり140円から170円へ30円の値上げとなります。

一般家庭の平均使用水量20立方メートル或いは30立方メートルで見ますと、1ヶ月の水道料金は、20立方メートルのとき現行の2,600円から改正後は約3,100円となり月額約400円の増となります。また、30立方メートルのとき、現行の4,000円から改正後は約4,800円となり月額約800円の増となります。

下水道料金については、今回値上げを行っておりません。

以上です。

○議長（荒川 孝一君） 9番、池田議員。

○議員（9番 池田 秀晴君） 9番。このまとめの中で、令和3年10月のときに費用分の水道料金の改定を行われ、令和4年度は対前年度比プラスの291万円増、令和5年度は対前年比47万3,000円で、令和6年度でマイナスの112万4,000円、今度値上げした場合にどういうふうな形になるのか、ちょっとお尋ねします。

○議長（荒川 孝一君） 高山地域整備課長。

○地域整備課長（高山 拓二君） 今後、料金改定、今回承認をいただきました、であれば、改定率は19.5%程度となりますが、こちら税抜きで約2,200万円の増を見込んでおります。税抜きでございます。

以上です。

○議長（荒川 孝一君） 9番、池田議員。

○議員（9番 池田 秀晴君） 9番。今後値上げをして、また次に5年か10年後にはまたそういうふうな値上げの時期が来ると思うんです。そのところは計算されていけば、教えていただきたいと思います。

○議長（荒川 孝一君） 高山地域整備課長。

○地域整備課長（高山 拓二君） お答えいたします。

今回、水道料金の値上げに至った経緯は説明したとおりでございますが、検討いただいた水道事業運営審議会において、前回も今回も、水道料金の水準については、物価高騰等の社会情勢変化に順応できるよう、改定の有無にかかわらず3年から4年置きに十分な検討を行い、安定した事業運営ができるよう努めてくださいと答申がなされており、急激な値上げにならないよう、答申のとおり3年、4年置きに見直しを行っております。

今後においても、3年、4年後の令和10年度、或いは令和11年度頃の見直しになるかと思っております。

また5年、10年単位での計算ですが、料金を設定する際、今回料金改定を行わない場合、5年後の令和11年度には累積赤字が約1億7,000万円を超え、10年後の令和16年度には約2億2,000万円から3,000万円を超えると計算しております。

しかしながら、今回の改定は累積赤字が少しでも減らせるよう設定しておりますが、施設の更新等も考慮し設定しなければならぬ時期が来ますので、3年、4年ごとの見直しに反映させていきたいと考えております。

以上です。

○議長（荒川 孝一君） 9番、池田議員。

○議員（9番 池田 秀晴君） 9番。現在、本管が埋設してある箇所の地区で、全地区があれば100%といいますが、けれども、大体何%になっているんでしょうか。

○議長（荒川 孝一君） 高山地域整備課長。

○地域整備課長（高山 拓二君） お答えいたします。

水道の本管が埋設されているところの地区の加入状況になるかと思うんですけども、水道が整備されているところの加入状況でございますが、令和6年度末で93.9%でございます。

以上です。

○議長（荒川 孝一君） 9番、池田議員。

○議員（9番 池田 秀晴君） 9番。93.9%ということは約6%の方がまだ地域の水道に入っているということです。そのところを踏まえたときに、全戸加入のような状態、本管が通っているところ、そのところを100%にして、それから値上げするのは、私は致し方ないと思いますので、そのところの考えを教えてください。

○議長（荒川 孝一君） 高山地域整備課長。

○地域整備課長（高山 拓二君） お答えいたします。

こちら水道の加入についてですけども、それぞれ加入に対しては、こちらのほうも早く加入して100%に近づけるような努力をしなきゃいけないかなとは思っているんですけども、それぞれ御家庭のタイミングがあるようです。とはいえ、まだ加入されていない世帯への加入促進については必要ですので、町水道の加入のメリット、組合水道のデメリット等を含め、周知活動を通じて強化してまいりたいと思います。

料金値上げについては、全戸加入であろうとなかろうと、値上げ率が急激に高くないように、3、4年ごとに定期的に見直し、必要に応じて上げていかなければいけないと考えております。

以上です。

○議長（荒川 孝一君） 9番、池田議員。

○議員（9番 池田 秀晴君） 9番。本来なら全町、この木上、西、一武に全部配管をして、そして全町水道という形にするのが本来の姿であると思いますけれども、今から本管を新設していくことを考えていらっしゃるのか、どういうふうな検討をされているのか、教えてください。

○議長（荒川 孝一君） 高山地域整備課長。

○地域整備課長（高山 拓二君） 今のお話は、面整備が済んだところではなくて、まだ面整備が済んでないところを含めた水道管の管路の整備のことかとは思いますが、今後、安心安全な水を供給するに当たっては、いずれこちらのほう、まだ未整備のところ、こちらのほうについても将来的には整備を進めていって、町水道への加入を求めていくことになるかと思っております。

以上です。

○議長（荒川 孝一君） 9番、池田議員。

○議員（9番 池田 秀晴君） 9番。そうしたとき、本管を通しますよという、今後そういう計画があるときに、その地区の皆さんに必ず水道に加入してくださいという設定のもとで本管を埋設していかないと、いずれはという形でやっていって加入者が増えてこない、また赤字になっていく可能性が高いですので、そのところは100%加入していただいて、どうしても足りないときに値上げするというようなことが、加入者の1つの考えであると思いますので、よろしく願いいたします。

次に、質問事項2に移ります。

令和6年度決算審査を振り返って思うこと。

質問の要旨1、審査意見書のまとめで、職員の勤務状態に対してコメントされているが、についてお尋ねします。

私はこのコメントを読んで、町長、教育長はどのように捉えられたのかお聞きしたいと思います。人口減少が続いている中、職員数が減少している状況で、皆さんは最大限の仕事がされているとお見受けしています。職員の皆さん

は、町長や副町長、教育長の皆さんが色々な仕事に発揮できるよう、配置を考えながら作業を任されているのではあ
りませんか。仕事は一人ではできないものです。もう少し職員に飴と鞭をバランスよく行うことで、喜んで行動して
くれるのではないのでしょうか。

教育長にまずお尋ねします。

○議長（荒川 孝一君） 毎床教育長。

○教育長（毎床三喜男君） ただ今の御質問についてお答えします。

人事配置につきましては、森本町長が熟慮の上決定されていることですので、私どもは配属された職員と協力しま
して、町民の信頼に応えるべく、適切かつ丁寧に業務に対応するだけかと思っているところです。

配属された職員につきましては、それぞれが高い意識の下業務に当たっており、何事にも誠心誠意取り組んでいる
ところです。

○議長（荒川 孝一君） 9番、池田議員。

○議員（9番 池田 秀晴君） 町長にこの次、お伺いします。

私がコメントと言ったのは、漢字2文字が水道と一般質問の中に書いてあるものですから、それに対して、私はち
よっとコメントという形で言わせていただきますので、よろしく願います。

○議長（荒川 孝一君） 森本町長。

○町長（森本 完一君） 御質問の御指摘の事務怠慢という指摘があつてございますが、職員はもう本当に頑張つても
らっております。ただ結果として、未収金が増えたということでもありますので、これについては、真摯に職員も受け
止めていかなければならないと思っておりますし、町民の方もやはり義務を果たしていただきたい、税はしっかり果
たしてほしいと思っております。

今後についても、皆さん方にしっかりと説明しながら進めていこうと思っております。

以上です。

○議長（荒川 孝一君） 9番、池田議員。

○議員（9番 池田 秀晴君） 9番。ありがとうございます。

この漢字の2文字が、どうしても私ぐさっと、読んだときに思ったものですから、そのところをお尋ねしたいな
と、一生懸命職員も頑張っているのに。ただこれは文章で残りますので、そのところを考えていただけたらと思
った次第です。ありがとうございます。

それと、次の要旨2に、予算の計画が甘いとはについてお尋ねします。

令和5年度の決算書と令和6年度の決算書を比較してみると、不用額が大きいと考えますが、収入の面で、税収の
未収額が大きい部分もあります。税金は、町民一人一人が生活する上で納付する義務なのです。納税者の皆さんが責
任を持って完納いただければ、職員の皆さんは別の仕事ができると思うんです。令和6年度は一息ついたのではない
でしょうか。繰越額が大きいとありますけれども、いずれにしても職員のマンパワーの不足もあるのではないかと考
えますが、お尋ねします。町長にお尋ねします。

○議長（荒川 孝一君） 森本町長。

○町長（森本 完一君） 監査委員の御指摘は重くお受け止めております。しっかりと積算根拠のチェックをしていく
必要があると思っております。

以上です。

○議長（荒川 孝一君） 9番、池田議員。

○議員（9番 池田 秀晴君） 9番。ちょっと質問事項の1に返らせてください。

課長にお尋ねします。もし今度の条例が否決した場合は、今後の対応としてどういうふうな対応をとられるのか、そこのところをお尋ねしたいと思います。

○議長（荒川 孝一君） 高山地域整備課長。

○地域整備課長（高山 拓二君） お答えいたします。

否決となった場合どうするのかということだと思わすけれども、まず、次の改正のときには、改正の額が、改定額が上がります。どのくらい上がるかというのは、次の改定時期によるかと思わす。累積赤字が増えていくので、待ったなしの状態今回提案させていただいているんですが、次の改定を行う時期、こちら否決される理由にもよりますが、例えば、全戸加入とならなければ住民は納得しないという理由であれば、全戸加入まで5年かかるのか、10年かかるのか分かりませんが、それまで改定を待つということになります。どのくらい上がるのか、何%値上げかという話は、審議会のほうでも否決される想定では検討されていないため、正確な数字は答えられませんが、現在の累積赤字が1億円弱、5年後には1億六、七千万円、10年後には2億2,000万円、3,000万円となり、もっと短いスパンで累積赤字を減らす必要があるのであれば、5年後であっても30%以上の値上げは見えておかないといけないと思わす。

またこれは、水道管を含めた水道施設の更新は加味しておりませんので、次回の見直しでそこも加味するならば、もっとということになるかと思わす。

以上です。

○議長（荒川 孝一君） 森本町長。

○町長（森本 完一君） 今回、水道、特別会計でありますので、受益者が決まっているということから、今、受益者の方にその水道料金についてお願いしますと担当のほうで説明してきたところでございます。今のままだったらば、累積赤字があと5年先、10年先になりますと、2億円からそれ以上になっていくということがあって、今回、特別受益者であります水道を使われている皆さん方に、赤字が大きくなならないうちに、3年から4年ごとに切替えながらお願いしますよという条例の改正でございます。

やはり地方自治法等認めてありますように、特別会計の中で、ちゃんとその受益者の中で説明しながら、今まず議員さんの皆さん方に説明し、そしてできるだけ、できる限りといいますか、多くの皆さん方に、こういう会があるたびに担当が出ていって説明をしていくという話でございますので、その点を御理解をいただいて、是非この条例にも賛同をいただきたいと思っております。

そうしないと、今の段階ではいいですけれども、この先、5年先、10年先になりますともう2億円、それ以上の赤字になるという話でございますので、その点を御理解をいただければなと思っております。

以上です。

○議長（荒川 孝一君） 9番、池田議員。

○議員（9番 池田 秀晴君） ありがとうございます。

ただ私が考えたのは、人吉新聞に水道料金の値上げの提案って大きな見出しで載ったものですから、それに関しては、町民の方がある程度御理解されていくのかなって、いい提案だったなと思っております。ありがとうございます。

続きまして、質問事項3の給食費の無償化について。

質問要旨1、令和8年度給食費の無償化見直しは、についてお尋ねします。

現在、無償化になっていると記憶しています。国が完全無償化を実施し、本町にも補助金で賄うような措置がされればありがたいですが、いかがですか。

それでも、国民全体の税金、投入するのですから考えていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（荒川 孝一君） 尾方教育振興課長。

○教育振興課長（尾方 良一君） ただ今の質問にお答えいたします。

現在、給食費は全額補助、無償化としております。令和8年度までの施策として取り組んでいるところですが、その後については、今後検討することになるかと思えます。

一方で、11月21日に閣議決定されました物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金いわゆる重点支援地方交付金の拡充において、小中学校等における学校給食費への支援やプレミアム商品券などの消費下支えの取組を推奨事業メニューとして掲載されております。

今後においては、子育て支援や生活者支援対策として、国全体で取り組んでいくことになると思われま。重点支援地方交付金を活用できるのであれば、今現在町が単独事業として取り組んでおります無償化の取組の財源として充当することができますし、ふるさと納税等で積み立てた基金や一般財源を削減できますので、その分の予算をほかの事業に充当、配分することもできるようになると思えます。

令和8年度における給食費無償化の見直し、廃止ということは、考えていないという状況です。

以上です。

○議長（荒川 孝一君） 9番、池田議員。

○議員（9番 池田 秀晴君） 9番。私たちが子供を学校に出してるときは、学校給食費の徴収に一軒一軒巡った経験がありました。今の時代、個人情報の漏えいから色々制限がかかりますので大変ですが、人口減少社会が目の前に来ている状況の中、予算の計画もままならない状態が、今後起き得ることも頭の片隅に置くべきと考えますが、お尋ねします。

また、無償化以前の未収金は完納されているのか、お尋ねします。

○議長（荒川 孝一君） 尾方教育振興課長。

○教育振興課長（尾方 良一君） ただ今の御質問にお答えいたします。

現在につきましては、質問議員からおっしゃられましたとおり、学校給食費の徴収に関しましては個人個人での納付になっておりまして、口座振替が基本原則となっております。数件だけ、納付書或いは町から発行した納付書で納めていただいているという状況はございますが、個人個人で毎月の給食費を口座から引き落とさせていただくという取組を行ってまいりました。それは、こういう時代の背景に沿って、個人さん、納付いただく保護者様の御意向に沿って取扱いを変えてきたという経緯はあるかと思えます。

今現在、給食費は無償化しておりますので、ここ数年間給食費用の徴収はございません。御質問のありました無償化以前の給食費の未納額についてでございますが、2件ございます。1件につきましては、給食費の無償化全額補助になる段階で面会をさせていただいて、話し合いの結果、分納による納付をお願い、収納誓約をとっております。今年、ちょうど12月、今月、その方は完納いただきましたので、1件は収まっております。もう1件につきましては、もう以前の方ですけど、町外へ転出されておりまして、収納が進んでおりませんが、その方につきましては、給食費以外の税等の滞納もございましたので、令和3年度に税務課のほうで調査をしていただいております。差押え等の収納可能な資産がないということで、執行停止の措置が行われております。そういったことも含めまして、給食費についても、今年度で執行停止の措置をとらせていただくということにしております。

以上になります。

○議長（荒川 孝一君） 9番、池田議員。

○議員（9番 池田 秀晴君） 9番。ありがとうございます。無償化になった以前の給食費、やはり親として納入するのが義務だと思いますので、よろしくお願ひいたします。ありがとうございます。

次に、最後の質問事項に入ります。質問事項4、次期の町長選について。

質問要旨1、残り任期が1年4ヶ月になったが進退の考えは、についてお尋ねします。

町長は、まだ残り1年4ヶ月あるからもう少し先にと考えておられると存じ上げますが、新人の方で出馬をと考えておられる方は、出馬の準備もあると考えますので、現在の心境を教えてくださいたいと思います。よろしくお願ひします。

○議長（荒川 孝一君） 森本町長。

○町長（森本 完一君） 御質問を受け、あと任期が1年4ヶ月ですか、1年4ヶ月かなと思ったところでございます。あと1年4ヶ月ありますので、一生懸命頑張らなければならないと思ったところでございます。

以上です。

○議長（荒川 孝一君） 9番、池田議員。

○議員（9番 池田 秀晴君） ありがとうございます。

ですけど、町長、もう1回お尋ねします。いつ頃、進退の時期を考えていらっしゃるのか。来年の3月とか6月とかという形になるかと思っておりますけれども、そのところを遠回しに教えてくださいたいと思います。

○議長（荒川 孝一君） 森本町長。

○町長（森本 完一君） 全然考えておりません。

以上です。

○議長（荒川 孝一君） 9番、池田議員。

○議員（9番 池田 秀晴君） ありがとうございます。

全然考えてないということで、自分の職務に全うするということでもありますので、そう受け止めていきたいと思ひます。

時間もあと26分ありますけども、今回、私の質問は4点ありました。

来る年が明るく楽しい年であることをお祈りしまして終わります。御静聴ありがとうございました。

○議長（荒川 孝一君） 9番、池田秀晴議員の一般質問が終了しました。

○議長（荒川 孝一君） ここで休憩します。休憩後は午後3時15分から開議します。

午後3時04分休憩

午後3時15分再開

○議長（荒川 孝一君） 休憩前に引き続き開議します。

10番、金山民幸議員の一般質問を許可します。10番、金山議員。

○議員（10番 金山 民幸君） 皆様、こんにちは。10番議員の金山民幸です。議長の許可がありましたので、ただ今から令和7年第4回議会定例会一般質問を行います。

今回の質問は、質問事項1、人口減少進行における財政運営について。

質問事項2として、くま川鉄道全線開通後の利用者促進対策について。

質問事項3としまして、高齢者福祉対策についてであります。

あとは質問席から行いますので、よろしくお願いいたします。

○議長（荒川 孝一君） 10番、金山議員。

○議員（10番 金山 民幸君） 10番。まず、質問事項1、人口減少進行における財政運営について質問をいたします。

要旨1、一般会計及び5つの特別会計、財政運営への影響はどのような予測がされるかについてですが、御承知のように、自治体における人口の数は、財源の確保や行政サービスの提供水準、地域社会の活力、そして自治体の存続基盤そのものに関わる極めて重要な意味を持っていると言われております。

現在本町の人口は、10月末で9,980人となっておりますが、10年後8,618人、20年後には7,489人になると推定されておりますが、さきに行われました国勢調査の結果が、来年の9月ぐらいいはつきりするかと思いますが、その人口の数が気になるところです。

人口減少が進む中で、5年後、10年後、或いは15年後以降の財政運営についての予測は大変難しいこととは思いますが、現時点での人口減少に伴う一般会計及び5つの特別会計の財政運営への影響について、どのような考えを持っておられるかお尋ねします。

○議長（荒川 孝一君） 森本町長。

○町長（森本 完一君） 人口減少進行における財政運営への影響はどのように予測されるかということでございます。

前回、2020年10月1日現在を基準日とした国勢調査の人口は1万288人でありました。今回、5年ぶりに調査が行われカウントはされておりますが、公表は来年、今質問議員おっしゃったように、9月の予定のようでございます。この5年間、大災害やコロナ、そして何よりも第二次ベビーブームが終わり、出産年齢適齢期の減少が大きく響いており、今回の調査での人口は、恐らく1万人を割り込み9,600人から9,700人台になるのではないかと推測をしております。人吉球磨の中心地である本町がこのような減少状況でありますので、人吉球磨の活力、経済全体の行方を非常に心配をしているところでございます。

人口減少による財政への影響をお尋ねですが、1番目として、働き手の数が減少することで、所得税や住民税等が減少します。特に若年層が減少することにより、企業活動が鈍化します。

②として、今、高齢化率も36%台になり、高齢者は増え続けております。財政負担を圧迫していきます。

③として、税収が減少する一方で、教育、福祉、交通、水道などの町単独事業、例えば子ども医療費補助、子育て祝い金、子宝祝い金、住宅リフォーム補助、農畜産業や商工業補助などの公共サービスを維持するコストは高くなり、過疎化が進み、行政サービスの提供が厳しくなるのではないかと予想をしております。

あと、担当のほうからまた説明をさせます。

以上です。

○議長（荒川 孝一君） 有瀬総務課長。

○総務課長（有瀬 耕二君） 一般会計、特別会計、財政運営への影響についてお答えいたします。

人口が減ることによって、町財政には幾つかの面で影響が出ることが予想されます。

大きく分けると、入ってくるお金が減る部分と、必要な支出が減らない、むしろ増える部分がございます。

まず歳入への影響ですが、住民の数が減りますと町税が減ってきます。次に、公営住宅の家賃や上下水道使用料なども減少し、施設の維持管理に影響を及ぼすことが危惧されます。地方交付税につきましては、人口減少が直接効い

てきますのは、基準財政需要額のほうになります。基準財政需要額の中には学校数、道路延長、面積、高齢者割合など人口以外の指標も入っておりますので、一概には言えませんが、総じて地方交付税は減じる方向には向かうかと思えます。ただし、地方行政の計画的な運営を保障する制度として設けられた制度になりますので、落ち方は緩やかになるかと思えます。

次に歳出への影響ですが、人口減によって、同時に高齢化が進行するケースもありますので、人口は減っても介護保険や国民健康保険のサービス給付費や療養給付費の増加に伴い、一般会計からの繰り出しなど医療・介護・福祉関連経費の増加も予想されるようです。また、歳入でも申し上げましたが、上下水道設備や公営住宅などのインフラについても、人口が減ったからといって急には縮小はできませんので、維持管理に係る1人当たりの行政コストが上昇し、住民の方へ負担を求めなければ維持できないおそれがあります。さらに、一般財源の縮小により、町単独で実施しております子ども医療費補助や住宅リフォーム補助、農業・諸工業関係の補助金などを継続していくことができなくなることが予想されるようです。

以上です。

○議長（荒川 孝一君） 10番、金山議員。

○議員（10番 金山 民幸君） 10番。ただ今町長そして総務課長より、人口減少に伴うところの財政運営への影響について、できる限りの詳しい説明いただいたような感じがいたします。

歳入面では、概略申し上げますと、財政の根幹であります諸税と地方交付税は減少し、歳出面では人口は減っても、いわゆる先ほど言われましたように、人口は減っても高齢化の進行によりまして、福祉・医療・介護保険の増加や、先ほど質問等も出ておりましたけれども、上下水道等の維持管理費の行政コストの上昇により、町民へ負担を求めなければならない状況も予想されるというような説明であったかと思えます。

あわせて、私は人口減少に関係なく老朽化した公共施設、特に図書館等の箱物整備は、先ほど国勢調査の人口の話が出ましたけれども、過疎地域指定外により、多額の経費を伴うことから長期にわたる財源需要が予想されます。また、町税等の一般財源の縮小により、言われましたように、町単独の医療費等の各種補助金の継続についても難しくなるというようなことで、いずれにしましても、将来にわたり厳しい財政運営が予想されるようです。お世話になりました。

それで、今のような影響の見通しの中で、次に質問要旨2として、その影響を受けるであろう色々な諸条件を少しでも緩和するために、どのような対応を考えられるかお尋ねします。

○議長（荒川 孝一君） 有瀬総務課長。

○総務課長（有瀬 耕二君） お答えいたします。

まずは、財源が確保としまして、町税等の確実な収入に努めながら、事業に取り組む際には各種補助制度等の取りこぼしのない最大活用、また、公共施設や町有財産についても、将来的には利用状況や維持管理コストを精査し、統廃合や複合化、貸付けや売却などを進めていかなければならないと考えております。

さらに、職員体制が縮小する中でも、効率的な執行により必要な施策を展開できるよう、デジタル化も重点的に取り組んでいかなければならないと考えております。

以上です。

○議長（荒川 孝一君） 10番、金山議員。

○議員（10番 金山 民幸君） 10番。影響緩和への対応についての答弁がありました。

対応として、まず、町税等の確保と補助制度等の活用や公共施設等の利用状況により、統廃合や複合化、町有財産

の売却等をしながら、効率的な行政執行のためにデジタル化に取り組んでいくというような内容であったかと思いません。

基本的には、町総合計画と令和3年度に改定されました8年度までの錦町行財政改革大綱がありますが、令和9年度以降の改革大綱も、答弁事項も含めて策定されることと思います。

さきに述べましたが、自治体における人口数の重要性から、いかに人口減少を緩和する施策、例えば、現在もやっておられますけれども、子育てや後継者育成、そして雇用の場の確保等の施策にかかっているのではないかと考えます。そのためには、基礎となります財政運営に危機感を持って対応することが大事なことではないかと考えるところです。その意味で、町では、毎年職員を対象として行財政状況の説明会を開催されておりますが、実は私はこのことについて職員の方と打ち合わせをしたわけではありませんが、今回、くしくも私も同じような質問をしたところです。同様なことを、このような場で議論できることを大変ありがたく思っているところです。今月の2日、3日にわたり、財政の現状と将来にわたる行財政展望を職員がお互いに共有し、日々事務事業に取り組んでおられることは大変意義があることであり、今後、職員の頑張りに期待をしているところです。

以上で、財政運営については、質問を終わりたいと思います。

次に、質問事項2として、くま川鉄道全線開通後の利用者促進対策について。

質問要旨1、本町の鉄道利用者促進の計画等についてお尋ねします。

くま川鉄道の運営や利用客増加策につきましては、数名の議員からこれまで質問があっており、重複する部分もあるとは思いますが、令和8年度全線開通を目指して、現在、くま川第4橋梁掛け替え工事が進められ、令和8年度に待ちに待った全線開通になるということです。新聞で読みましたが、肥薩おれんじ鉄道の女性の社長ですが、社長は、駅は町の拠点、駅に人が立ち寄る場所にしないとローカル鉄道は生き残れないという考えの下に、懸命な経営努力に取り掛かっておられます。くま川鉄道沿線市町村は、行政と民間による駅を拠点とした観光施設やイベント等の施策を推進し、地域活性化と利用者増の促進をしていることが、人吉新聞等で拝見するところです。

本町にあります3つの駅の立地状況は、町中や産交バスとの連携があっている他の市町村と違い、箱物の観光施設やイベント等の開催は厳しい環境下にあります。人口減少や車社会が進む中、本町における利用者増加対策について、どのように考えておられるかお尋ねします。

○議長（荒川 孝一君） 有瀬総務課長。

○総務課長（有瀬 耕二君） お答えいたします。

くま川鉄道利用促進につきましては、今年10月に国土交通省の認定を受けました鉄道事業再構築実施計画に基づいて、くま川鉄道株式会社及び人吉球磨管内10市町村と熊本県で設立した一般社団法人くま川鉄道管理機構で、令和8年4月1日から令和18年3月31日までの10年間取り組んでいくこととなっております。

まず、地方公共団体等が行う支援の主な内容としては、くま川鉄道管理機構による設備投資、維持修繕等に要する費用の負担、沿線地域による利用促進、増収策の推進となっております。

また計画の中身で、利用者の利便の確保に関する主な事項としまして、主要駅から二次交通、タクシーやバス等への乗換え、利便性の向上、人吉球磨の観光や地域コミュニティ拠点となる各駅の乗換え情報の充実、デジタル定期券やキャッシュレス決済等への対応等を掲げております。

次に、継続可能で利便性の高い地域交通ネットワークの確保としまして、JR肥薩線復興方針やアクションプランで位置づけられた各種取組と連携を図ることとしております。

次に、地域の魅力向上による移動量の増加としまして、駅などの鉄道施設、駅周辺施設を利用したイベントの開催、

記念事業イベント等と連携した企画列車の運行、鉄道を利用した企画ツアーの造成、キャンペーンの実施等に取り組むこととしておまして、最後に、鉄道事業者、人吉球磨10市町村の関係者で取り組む利用促進対策として、地元自治体及び沿線施設等と連携したイベントの開催やイベント列車の運行、並びに割引乗車券の発行、次に、インバウンド等観光需要の取組として多言語案内の強化、公民連携による地域外観光客への魅力的な観光ルート構築等を図ることとしております。

以上です。

○議長（荒川 孝一君） 10番、金山議員。

○議員（10番 金山 民幸君） 10番。くま川鉄道の利用促進関係については、答弁がありましたように、くま川鉄道と人吉球磨管内10市町村と熊本県で設立したくま川鉄道管理機構により、令和8年4月から10年間にわたりくま川鉄道を活用したまちづくりを展開させることにより、鉄道利用増加による収支改善を図る目的で、駅周辺施設等を利用したイベント等の開催や、鉄道を利用した企画ツアーの実施など6項目にわたり取り組んでいくということで、ただ今詳しく説明があったところですが、先ほど言いましたように、本町の場合は、独自の対策というのは、町内に置かれている3つの駅の状況から、先ほど言いましたように、単独では無理かなということですので、この機構と歩調を合わせた対応により、今後対処していくというようなことで、答弁であったというふうに理解しております。

さきにも述べましたが、町内3つの駅を取り巻く諸状況から、観光、いわゆる箱物の他町村のように、箱物の観光施設やイベントの開催は困難でもう致し方ないことだと思いますが、実は私は観光開発をすることにより、利用者増加対策につながるのではないかと考えたところですが、少し長くなりますが、話を聞いていただきたいと思っております。

肥後西村駅から一武駅、そして木上駅間の風景は、私どもにとっては普通の見慣れた風景で何でもないとは思っておるところですが、都市部や外国の人々には、沿線に広がる田園風景は斬新な風景といえますか、或いは別世界の風景に映るのではないだろうかという発想の基に話をするわけですが、御承知のように、田園地帯の四季の移り変わりの中での桜や彼岸花、菜の花、ツクシイバラ、サクラソウや、清流球磨川があり、そして堤防や自転車道、そして里山といえますか、段丘による、いわゆる湧き水と私どもは言いますが、湧水があり、蛍も舞うところがあります。また、京ヶ峯古墳群や新宮寺、木本神宮等の文化財やひみつ基地ミュージアムもあり、3駅にはもう既に駐輪場もありますので、自転車を配置し散策やサイクリングしたりするようなことの観光開発の観光資源になるのではないかと考えるところですが。

また、皆様知っておられる方もおられると思いますが、過去に田園の鉄道には不似合いのBSテレビ放送の鉄道に関する番組で、日本一豪華な通学列車が走るくま川鉄道と放送されたと聞いたことがあります。

利用者増加のために、企画観光課や観光協会と、先ほどの質問でもありましたが、協会のホームページに関することも出ましたが、そういった私が今述べましたことを協議・検討され、観光開発をされることを実は提案しておきたいと思っております。どうか、私が言った、少し分かりにくい説明かもしれませんが、趣旨は、独自の利用者増加を増やすのは無理だと、それならば観光開発に力を入れて、その効果として利用者を増やそうじゃないかというのが私の発想でございます。これは、一応提案ということでお受け取り願えばと思っております。

次に、質問要旨2、町内各駅の環境整備についてですが、これまで皆様御承知のとおり、各駅周辺の方々の奉仕により、桜や紅葉等や四季の花々の植付けや、駅舎や広場周辺の環境美化に努めていただいておりますことにつきましては、見たり聞いたりしているところで感謝しているところであります。

近年、町民の御協力により鉄道沿線等の除草作業は行われておりますが、災害による不通や高齢化等の理由により、

駅周辺の除草作業が困難な状況にあり、一目見た限りでは荒廃の状況にあると私は判断しております。町内各駅の樹木等の整備に取り組む必要があると思いますが、管理権というか管理上の問題もあると思いますが、そこら辺も含めながら取り組む必要があると思いますが、お尋ねいたします。

○議長（荒川 孝一君） 有瀬総務課長。

○総務課長（有瀬 耕二君） お答えいたします。

10月には、球磨中央高校の生徒、先生たちによって、肥後西村駅を利活用した地域づくりとして、構内の除草やトイレ、待合室の清掃を行っていただいたところです。大変ありがたいことでした。

現時点では、除草や木の剪定等について住民の方から連絡、相談があった場合は、くま川鉄道に連絡し、くま川鉄道のほうで対応していただいている状況ですが、今後は、駅などの施設の設備投資、維持修繕につきましても管理機構において計画的に実施していくこととなりますが、費用負担については各自治体で支援していくこととなります。

以上です。

○議長（荒川 孝一君） 10番、金山議員。

○議員（10番 金山 民幸君） どうか現地調査をしていただいて、鉄道管理機構で是非駅の整備ができますように要望していただきたいと思います。

次に、先ほど、6番議員の一般質問に関しての、独居高齢者の全国的な状況等々について話があっていましたが、質問事項3として、高齢者福祉対策について質問します。

総合計画における高齢者福祉対策として、独居高齢者の社会との関わり創出として、独居高齢者、特に男性の高齢者が自宅にひきこもり、社会と交わらない傾向にあることから、希望する環境整備や支援等についてのアンケート調査を行った上で必要な対策を講じるとありますが、その辺の状況についてお尋ねします。

まず、質問要旨1、本町の高齢者及び世帯数と独り暮らし世帯数についてお尋ねします。

○議長（荒川 孝一君） 大森保険政策課長。

○保険政策課長（大森 光春君） お答えいたします。

高齢者数、65歳以上は令和8年4月1日時点で3,542人、2,396世帯を見込んでおります。高齢者の独り暮らし世帯数は661世帯を見込んでおります。参考までに、70歳以上になりますと2,848人、2,062世帯、独り暮らし世帯は569世帯になります。

以上です。

○議長（荒川 孝一君） 10番、金山議員。

○議員（10番 金山 民幸君） 今、本町における高齢者数の状況について答弁ありましたが、その中でも70歳以上の独居老人の数が569名ということでしたか。こういう私もその中の一人でございます。そういうことで、質問するに当たってはちょっと考えることもあったんですけども、高齢者のことだから、みんなのことだからといって質問を申し上げる次第でございます。

それで、次に質問要旨2として、独り暮らし世帯の安否、いわゆる無事確認の現状についてお尋ねいたします。

○議長（荒川 孝一君） 大森保険政策課長。

○保険政策課長（大森 光春君） お答えいたします。

独り暮らし世帯の安否確認につきましては、区長、民生委員、地域の方々と連携しながら、必要に応じた見守りを行い、要支援1、2の介護認定者については、包括支援センター職員による訪問を行っております。地域包括支援センターシステムで情報を管理し、毎日の始業開始後のミーティングで情報共有を行い、必要な対応につなげていると

ころです。

以上です。

○議長（荒川 孝一君） 10番、金山議員。

○議員（10番 金山 民幸君） 10番。対象者の安否、つまり無事の確認の現状につきましては、区長さんはじめ民生委員の方々による見回り等を行い、有事の際は必要な対応をしているというようなことでありますが、あつてはなりません、年間何件ぐらいの事案があつているか、お尋ねします。

○議長（荒川 孝一君） 大森保険政策課長。

○保険政策課長（大森 光春君） お答えいたします。

件数につきましては、昨年12月から今年11月までの1年間で48件。主な内容は、体調不良、熱中症、所在不明、認知症に関することがございました。

以上です。

○議長（荒川 孝一君） 10番、金山議員。

○議員（10番 金山 民幸君） 内容は色々な状況のようでございますが、私の頭では結構あつているのだなという感じがいたします。これも、先ほど言いましたように、民生委員はじめ区長、様々な関係者の方々の努力の結果で、これくらいで止まっているというようなセーブできたのかなという感じがしないでもありません。

次に、質問要旨3として、これはもう遡ること大分前のことですが、緊急通報システムの事業が町にあります。それで、このシステムの利用者数とその状況について、これは平成9年度から始まっている事業と思いますが、長年経っておりますが、利用者数とその状況についてお尋ねします。

○議長（荒川 孝一君） 大森保険政策課長。

○保険政策課長（大森 光春君） お答えいたします。

利用者数につきましては、令和4年度から6名、5名、3名の利用で、令和7年度が10月末現在で2名となっております。

警備会社から利用者へ、月2回程度の連絡、お元気コールと申します、を行い、利用者から緊急通報も受け付けております。緊急通報があつた場合は、状況に応じて事前に登録されている協力者へ連絡が行くようになっております。

以上です。

○議長（荒川 孝一君） 10番、金山議員。

○議員（10番 金山 民幸君） 10番。件数のみからいけば、思ったより利用されていない状況と思いますが、その原因といいますか、分かればお尋ねします。

○議長（荒川 孝一君） 大森保険政策課長。

○保険政策課長（大森 光春君） お答えいたします。

利用が少ない原因につきましては、それぞれの方が携帯電話を持っていらっしゃる、周りの方が見守っていらっしゃる、そして申請の際は協力員2名を確保しないといけないんですけども、その2名を確保できないこと等が考えられます。

以上です。

○議長（荒川 孝一君） 10番、金山議員。

○議員（10番 金山 民幸君） 10番。分かりました。私はこのシステムも使いようではないシステムだと思っておりますので、いろんな機会を通じて周知をして、もし要望があつたらば対応をお願いしたいと思います。

次に、質問要旨4でございます。いきいきサロン等への参加、勧誘についてですが、質問要旨4として、いきいきサロン等への参加、勧誘についてですが、いきいきサロン等の内容と参加者の現状についてお尋ねします。

○議長（荒川 孝一君） 大森保険政策課長。

○保険政策課長（大森 光春君） お答えいたします。

いきいきサロンにつきましては、町内41ヶ所で開催されており、周知方法は、区長からの回覧やあいねっと放送、地区のキーパーソンからの声かけ等が行われているものと認識しております。

参考のために、41ヶ所の内訳ですが、26ヶ所がいわゆる健康体操などを行っていただき、残りの15ヶ所がお茶を飲みながら世間話とかをしていただいているというのが現状でございます。

以上です。

○議長（荒川 孝一君） 10番、金山議員。

○議員（10番 金山 民幸君） 10番。分かりました。実は私も参加して、介護予防とか健康体操等を体験しておりますが、私のこれは個人の感想ですが、大変ためになります。何よりもよいことは、普段、私は口数が少のうございますが、こういう会に出ればつい会話も弾み、様々な情報が、よいことも悪いことも混ぜて出るような雰囲気、大変生きがいにつながっているのではないかなと思っております。この開催に当たっては、本当に、区長とかキーパーソンですか、関係者の方々に、本当はこの方たちも受ける側に回っていいような方々もおられますが、それを犠牲にして、私たちのために精いっぱいしていただいておりますので、例えば、こんなことをいえばよその分館から羨ましがられるかもしれませんが、当8分館はそうお金も出さずにお昼ご飯も食べさせてもらえます。1食分のお金も浮きます。そういうことも大変ありがたく思っているところでございます。

先ほど言われましたように、独居老人、女性のほうが多いか男性のほうが多いかちょっと分かりませんが、私に言わせれば、男性のほうが多いんじゃないかなと思います。それで、様々な個人の自由がありますし価値観の違いがありますので、全て独り暮らしの方を引っ張り出しなさいではなくて、話をして、なるだけ出てきてもらえるような雰囲気づくりを、なかなか役場では難しいと思っておりますが、様々な機会を通じて、どうかそういうことを周知をさせていただいて、なるだけ参加できるようなことにつなげていただければと、周知を要望しておきます。

次に質問要旨5、黄色いハンカチ運動による安否確認についてですが、これは、昔映画でもありましたが、この映画の黄色いハンカチとは若干意味が違いますので誤解のないようお願いしたいと思っておりますが、さきに安否確認の状況について、色々な民生委員さんの見回りとか区長さんの見回りとか等々について説明ありましたが、今後、安否確認をさらに推進するために、毎朝、独居高齢者に黄色いハンカチを玄関等に掲げていただき、地域の人たちに、私は今日も無事ですよってあることの表示をする運動を進めてはどうかと思っております。

まずモデル地区を設定し、実施して状況を検証して対応してほしいと思っております。この実施に当たっては、はっきり言いまして経費はそう高くはかからないと思っておりますので、どうかそういうのをやってほしいと思っておりますが、その考えについてお尋ねします。

○議長（荒川 孝一君） 大森保険政策課長。

○保険政策課長（大森 光春君） お答えいたします。

災害時に、無事であること等を示すために、玄関先などに黄色いハンカチを掲げる安否確認の方法として防災訓練等に取り入れている自治体があります。注意しなければならないのは、地域高齢者の3人に1人が日常生活において毎年転倒し、転倒した5人に1人は重症を負う、10人に1人は骨折することで長期の入院が必要となり、その後の生活自立度の低下につながっているというデータもあるため、そのリスクと併せて、掲げっ放し、いわゆる下ろし忘

れによる見守り支援者の未訪問による発見遅れ等のリスクを考慮しながら検討していく必要があると認識しております。

以上です。

○議長（荒川 孝一君） 10番、金山議員。

○議員（10番 金山 民幸君） 10番。分かりました。日常生活において、高齢者の転倒は重症につながり生活自立に支障を来すことなどのリスクが、このハンカチ運動にも考えられるというような答弁でございました。

この黄色いハンカチ運動による安否確認方策については、私は答弁では検討の必要があるとの答弁でした。現に実施している自治体もあり、先ほど言いましたように経費も多額は要しませんので、是非検討されることを要望しておきます。

今回の高齢者福祉対策の質問におきましては、要望だけ3点要望しましたが、高齢者福祉の充実に対応していただき、老いても安心して暮らせるまちづくり実現のために、町長をはじめ職員の方の努力をお願いしておきたいと思っております。

以上で、私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（荒川 孝一君） 10番、金山民幸議員の一般質問が終了しました。

○議長（荒川 孝一君） 本日予定されました日程が全部終了しました。

これにて、令和7年第4回錦町議会定例会3日目の会議を散会します。

午後3時55分散会

令和7年 第4回 錦町議会定例会議録 (第3号)

招集年月日	令和7年12月 9日	招集の場所	錦町議会議場
開閉会日時及び宣告	開議 閉会	令和7年12月12日 令和7年12月12日	午前10時00分 午後 3時50分
出席及び欠席議員	議席 番号	氏 名	議席 番号
出席議員 11名	1	出 谷 口 一 也	10
欠席議員 1名	2	〃 丸小野 聖 一	11
	3	欠 梶 原 誠 二	12
凡例	4	出 早 田 和 彦	
出 出席	5	〃 吉 田 眞 二	
欠 欠席	6	〃 石 松 まゆ子	
公欠 公務欠席	7	〃 竹 田 農利人	
	8	〃 岡 田 武 志	
	9	〃 池 田 秀 晴	
会議録署名議員	11	高 田 孝 徳	1
職務のため議場に出席した者の職、氏名		議会事務局長 蓑 田 和 也	
地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した者の職、氏名			
職	氏 名	職	氏 名
町 長	森 本 完 一	住民福祉課 課長	吉 田 誠 二
副町長	深 水 英 雄	健康増進課 課長	大 森 光 春
総務課長	有 瀬 耕 二	健康増進課 課長	蓑 田 俊 哉
教育長	毎 床 三喜男	健康増進課 課長	岩 尾 和 文
会計管理者	上 野 陽 一	健康増進課 課長	中 村 裕 二
議 事 日 程	別紙のとおり		
会議に付した事件	別紙のとおり		
会議の経過	別紙のとおり		

議事日程

- 日程第1 一般質問
- 日程第2 議案第85号 令和7年度錦町一般会計補正予算（第5号）
- 日程第3 議案第86号 令和7年度錦町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）
- 日程第4 議案第87号 令和7年度錦町介護保険特別会計補正予算（第3号）
- 日程第5 議案第88号 令和7年度錦町水道事業会計補正予算（第3号）
- 日程第6 議案第89号 令和7年度錦町下水道事業会計補正予算（第3号）
- 日程第7 議案第99号 錦町給水条例の一部を改正する条例
- 日程第8 議案第100号 錦町下水道条例の一部を改正する条例
- 日程第9 陳情第2号 介護保険制度の抜本改善、大幅な処遇改善を求める陳情書
- 日程第10 陳情第3号 夜勤規制と大幅増員で安全・安心の医療・介護の実現を求める陳情書
- 日程第11 陳情第4号 安全・安心の医療・介護提供体制を守るため、すべてのケア労働者の処遇改善につなげる報酬10%以上の引き上げを求める陳情書
- 追加日程第1 発委第2号 介護保険制度の抜本改善、大幅な処遇改善を求める意見書の提出について
- 追加日程第2 発委第3号 夜勤規制と大幅増員で安全・安心の医療・介護の実現を求める意見書の提出について
- 追加日程第3 発委第4号 安全・安心の医療・介護提供体制を守るため、すべてのケア労働者の処遇改善につなげる報酬10%以上の引き上げを求める意見書の提出について
- 日程第12 議員派遣の件について
- 日程第13 委員会の閉会中の継続調査申し出について

本日の会議に付した事件

- 日程第1 一般質問
- 日程第2 議案第85号 令和7年度錦町一般会計補正予算（第5号）
- 日程第3 議案第86号 令和7年度錦町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）
- 日程第4 議案第87号 令和7年度錦町介護保険特別会計補正予算（第3号）
- 日程第5 議案第88号 令和7年度錦町水道事業会計補正予算（第3号）
- 日程第6 議案第89号 令和7年度錦町下水道事業会計補正予算（第3号）
- 日程第7 議案第99号 錦町給水条例の一部を改正する条例
- 日程第8 議案第100号 錦町下水道条例の一部を改正する条例
- 日程第9 陳情第2号 介護保険制度の抜本改善、大幅な処遇改善を求める陳情書
- 日程第10 陳情第3号 夜勤規制と大幅増員で安全・安心の医療・介護の実現を求める陳情書
- 日程第11 陳情第4号 安全・安心の医療・介護提供体制を守るため、すべてのケア労働者の処遇改善につなげる報酬10%以上の引き上げを求める陳情書
- 追加日程第1 発委第2号 介護保険制度の抜本改善、大幅な処遇改善を求める意見書の提出について
- 追加日程第2 発委第3号 夜勤規制と大幅増員で安全・安心の医療・介護の実現を求める意見書の提出について

追加日程第3 発委第4号 安全・安心の医療・介護提供体制を守るため、すべてのケア労働者の処遇改善につなげる報酬10%以上の引き上げを求める意見書の提出について

日程第12 議員派遣の件について

日程第13 委員会の閉会中の継続調査申し出について

午前10時00分開議

○議長（荒川 孝一君） 定刻となり、出席議員が定足数に達しておりますので、ただ今から令和7年第4回錦町議会定例会4日目の会議を開きます。

なお、3番、梶原誠二議員から、本日の会議を欠席する旨の届出がありましたので、報告します。

本日の日程は、お手元に配付してあるとおりであります。

日程第1. 一般質問

○議長（荒川 孝一君） 日程第1、ただ今から一般質問を行います。

本日は、5番、吉田眞二議員、4番、早田和彦議員、7番、竹田農利人議員、12番、私、荒川孝一の予定です。

5番、吉田眞二議員の一般質問を許可します。5番、吉田議員。

○議員（5番 吉田 眞二君） 皆さん、おはようございます。5番議員の吉田眞二です。議長の許可を頂きましたので、令和7年第4回錦町議会定例会、一般質問をさせていただきます。12月に入り、寒い日が続いております。体調管理に十分に御注意いただき、新年をお迎えいただきたいというふうに思っております。

さて、町民の皆様は御存じかと思いますが、道の駅錦農産物等出荷協議会が、今回、豊かな村づくり全国表彰事業において、農林水産大臣賞の栄誉に輝き、受賞されました。これは、協議会はもとより、錦町、そして、人吉・球磨全体の発展と、観光PR、地域発展の契機になると思っております。お祝いを申し上げます。会長をはじめ役員、出荷者、そして行政のこれまでの成果が重なった受賞と、改めてお祝いを申し上げますと共に、今後ますますの御繁栄を御祈念申し上げます。

また、一武東原の桑原成水さんが、第55回西日本菊花大会宗像大社において、地元の国土交通大臣、金子大臣の国土交通大臣賞を受賞されました。誠に名誉なことであると思っております。

私も、受賞をされたということで、国宝青井阿蘇神社に奉納されているというようなお話を聞きまして、御拝領できればと足を運ばせていただきました。御本人様、また、会員の皆様にお会いができ、受賞へのお祝いを述べさせていただきました。今回受賞され、頑張っておられる団体、そして個人の方、錦町の本町の誇りと思っております。今後もお体に御留意いただき、今後ますますの御活躍を御祈念申し上げ、次節は、是非内閣総理大臣賞、そして天皇賞を受賞いただきますよう、御祈念を申し上げ、お祝いを申し上げます。

また、年末を迎え、今、けが、病気等で入院されておられる方々の一日も早い御回復と元気に復帰されることを切にお祈り申し上げます。

さて、今回も、町への思いと住民の皆様からの要望等をお聞きしての一般質問です。執行部におかれましては、大変お忙しいところ恐縮ですが、よろしく願いいたします。

まず初めに、質問事項1として、過去の一般質問についてを上げております。質問事項2、町民の利用者の快適性のために、質問事項3といたしまして、球磨川両岸の鳥獣害被害対策についてを、以上3項目についての質問をいたします。

また、通告書に沿って、今後は質問席より質問をさせていただきます。

○議長（荒川 孝一君） 5番、吉田議員。

○議員（5番 吉田 眞二君） それでは早速、質問事項1、過去の一般質問についてということで、要旨1、町道の消えかかった白線の引き直しの計画はということで質問いたします。計画があるかないかについてお尋ねいたします。

写真をお願いいたします。はい、これは、木上地区の写真でございます。答弁のほうよろしくをお願いいたします。

○議長（荒川 孝一君） 高山地域整備課長。

○地域整備課長（高山 拓二君） 町道の消えかかった白線の引き直しの計画はについてお答えいたします。

町道の白線については、多くの路線で摩耗し、消えかかっている状況が見受けられます。白線の引き直しについては、各種交付金ではなく、一般財源にて予算を確保する必要がありますが、相当数の路線、費用がかかることから、道路改良工事、或いは舗装復旧工事に併せて引き直ししている状況でございます。

しかしながら、町道を巡視する中で、或いは地区からの要望等の中で、交通安全の確保上、どうしても優先的に引き直しが必要な箇所については対応してまいります。

以上です。

○議長（荒川 孝一君） 5番、吉田議員。

○議員（5番 吉田 眞二君） 5番。ありがとうございます。先ほどの写真ですけども、今答弁の中にありましたように、私も見て回る中で、多くの町道で消えかかっているのが散見されます。

あと、ずっと奥は、県道人吉水上線のほうになるところです。右側は、縁石があるおかげで白線が消えていないんですけども、左側は、本当に消えて見えないというようなところがございます。今の車ですか、スマートアシスト機能がついているそうでございます。これは、白線等に車が近づいていくと、スマートアシストが作動し、車線逸脱警報が作動するというところでございます。

つまり、白線を認識しないと、このアシスト支援、助けるということですか、補助機能が働かないということにつながると思っております。

この白線が白い理由というのを調べてみますと、アスファルトの黒やグレーとのコントラストがはっきりし、運転者や歩行者から見やすいようにするためとあります。また、路面の表示材にはガラスビーズが混入されており、夜間でも車のライトに反射して視認性を高める工夫がなされているという記載がありました。夜間でも車のライトに反射して視認性を高めるということでございます。

あいねっとでもありましたけども、熊本県では1月31日まで、夕暮れ時と夜間の交通事故防止を目的に、ひのくにピカピカ運動というのが実施中であります。これは何かというと、前照灯を早めに点灯し、歩行者は夜間外出時には反射材を活用し、明るい色の服装に心がけましょうということであるとされておりまして。

ということは、併せて言いますと、道路の幅員等がはっきり分かる、白線があれば通行される方々もより安全確保が保たれると思っております。

今の答弁の中に、経費も必要と思いますが、今述べたように、安全を確保する手助け、アシスト機能ですね、車もそういうアシストができるように、また安全が保たれるようにということでございます。

課長の答弁もありましたけども、このことについて、町長のお考えをお聞きしたいと思っております。

○議長（荒川 孝一君） 森本町長。

○町長（森本 完一君） ただ今、課長のほうから答弁したとおりでございます。

以上です。

○議長（荒川 孝一君） 5番、吉田議員。

○議員（5番 吉田 眞二君） 5番。課長の答弁と経費がかかって、たくさん見受けられるということですので、経費もあろうかと思えますけども、そのところ、町民の皆さんの安全安心ということでもありますので、できるならば、順次やっていただきたいと思っております。

それでは、次の質問に入らせていただきます。

質問要旨2といたしまして、子ども議会に高校生の登用の考えはということで、お尋ねいたします。

以前子ども議会に高校生をと、要望をお願いしました。そのときも申し上げましたが、小学生、中学生の子ども議会も必要ということは、重々大切ということは認識しているわけがございますけども、そのとき、高校生は熊本県の教育委員会管轄ということが、答弁頂いたというふうに思っております。

高校生の参加を再度お尋ねいたしたいと思えます。

○議長（荒川 孝一君） 尾方教育振興課長。

○教育振興課長（尾方 良一君） ただ今の質問にお答えいたします。

子ども議会は、平成30年度の一武小学校皮切りに、町内3小学校及び錦中学校がそれぞれ実施しております。今年実施するとなると、6回目になるかと思えます。

現在は、中学生を対象として取り組んでおりますが、毎年のものであり、質問内容も固定化した面もございます。中学校からも、一区切りしてほしいとの申出もあっており、今後のことについて検討が必要と考えております。

御提案のとおり、高校生を対象とした議会の開催も検討する必要があるかと思えますので、高校の教育課程の調整が可能であれば、令和8年度において、取り組んでみることも可能ではないかと考えております。

まずは、球磨中央高校と協議を行ってみたいと考えているところです。

以上です。

○議長（荒川 孝一君） 5番、吉田議員。

○議員（5番 吉田 眞二君） ありがとうございます。次の写真をお願いしたいと思います。

これは、私どもの議会だよりの広報クリニックが熊本県であったとき、休憩時間に、全国の優秀賞を頂いた議会だよりを見ているうちに、令和8年度からということでしたのが、この和歌山県の議会、同じく子ども議会を青年議会へと発展させてはというお尋ねで、お答えが先進事例を参考にしながら子ども議会を発展させると、令和4年に質問が出たわけです。

その後ということで、令和5年度の子ども議会から町内の笹田高等学校と紀北農芸高等学校の4人の高校生が議員として参加。令和6年度から子ども議会を未来創造会議に名称を変更するというふうにあっております。

ここも県立ですけれども、この町に2校の高校があるということかなと思っております。もちろん真ん中付近に町民の方の声だと思います。未来創造会議についてということで、各世代の未来ある若者たちが議会で討論できることを期待しておりますという、高校生の声が載ってるわけがございます。

令和8年度からということがありましたけども、よく聞くのが、高校生が地元に残ってくれば等々、よく聞くわけがございます。

周りからはそう思っている、いざ高校生はどういうふうにいるのかな、町への色々なことを、お考えをお持ちだと思っております。

これ、地元の球磨中央高校があるわけがございます。議員の中にも、よく8番議員が子どもたちのバス停利用についてとか、色々そういうことで度々質問をされているわけですが、なかなか難しいところもあるのかなという

ところでございます。

この和歌山県のかつらぎ町の取組を参考に、令和8年度からという答弁がありましたので、このことについて、教育長の御意見をお聞きしたいと思います。

○議長（荒川 孝一君） 毎床教育長。

○教育長（毎床三喜男君） ただ今の御質問にお答えします。

球磨中央高校におかれましては、御存じのとおり、町の特産品を活用した商品開発をはじめ、地域へのボランティア、また、町内の小学校、中学校との交流活動や学習支援など、地域に密着した活動を推進していただいているところです。そのような取組を通しまして、社会人間近の高校生という視点で、或いは町外に在住されている生徒さんもおられますので、そのような視点で、地域社会、錦町の現状をどのように捉えて、どのような問題意識を持って解決に向けた提言がなされるのかというのは、私としては大変興味深く感じているところです。

実際の開催に当たりましては、先ほど課長の答弁のとおり、高校との調整が色々必要になってくるかと思いますが、まずは高校側と協議する場を設けて検討していきたいと思っています。

以上です。

○議長（荒川 孝一君） 5番、吉田議員。

○議員（5番 吉田 眞二君） ありがとうございます。本当に高校側の対応ももちろんでございますので、意見を取り入れていただいて、是非高校生の御意見も、冒頭申し上げたとおり、小中学生が非常に大切だと重々分かっているわけでございますけども、高校生の御意見というのも、私たちが参考に勉強するところもあろうかと思っておりますので、是非実現に向けてよろしくお願ひしたいと思っております。

次に、要旨3といたしまして、豪雨被害軽減対策、公共施設に雨庭設置の考えはについてお尋ねいたします。

これ以前も、改めてでございますので、雨庭の設置の考えについてということで、本年度は、人吉、球磨以外の県南地域で大雨による被害が発生しております。そこで、この雨庭の再設置についてのお尋ねをいたします。

○議長（荒川 孝一君） 有瀬総務課長。

○総務課長（有瀬 耕二君） お答えいたします。

雨庭の設置につきましては、現在も具体的には検討はしていない状況です。

本来、手軽に取り組み豪雨時の雨水浸透や景観面で、一定の効果があることがメリットだと考えておりますが、本町の公共施設の形状から見ますと、屋根に降った雨水が雨どいなどから地下まで埋設してある排水管を通して、直接下水道に排水されている箇所が多くあります。

整備するにはそれなりの整備費用が必要になることや、また収水量に応じた適地の確保など、こうした点を踏まえますと、直ちに進めることが難しいと判断しております。

以上です。

○議長（荒川 孝一君） 5番、吉田議員。

○議員（5番 吉田 眞二君） ありがとうございます。なかなか難しいということですが、豪雨災害で、下流域の方の生命、財産を守るということでございますので、農業者は田んぼダムを取り組んでいただきたいと思っておりますし、先ほど申しましたように、下流域の方々の生命、財産を守るということで、構造上難しいということもあろうかと思っております。防災・減災には色々取り組んでおられますけども、役場庁舎を含む公共施設に、よその公共施設が取り組むようなお話も聞いておりますので、もしそういう事例で取り組んで災害の軽減につながるということであれば、考えて、導入をいただきたいと思っております。

それでは、質問事項2といたしまして、町民・利用者の快適性のためにということでお尋ねいたします。

要旨1といたしまして、町民グラウンドトイレ、洋式トイレの増設の考えはないかについてお尋ねいたします。

○議長（荒川 孝一君） 尾方教育振興課長。

○教育振興課長（尾方 良一君） ただ今の御質問にお答えいたします。

洋式トイレ増設に関しましては、令和6年3月議会において御質問を受けております。町民グラウンドに限らず、社会体育施設のトイレにつきましては、洋式トイレが当時約3割という状況でしたので、今後においては計画的に順次洋式化を進め、最低6割程度ぐらまでは、更新していく必要があると考えているところです。今後において予算を確保しながら計画的に進めていきたいと思っております。

以上です。

○議長（荒川 孝一君） 5番、吉田議員。

○議員（5番 吉田 眞二君） 5番。ありがとうございます。そういうふうを考えていただくということでございます。私がなぜこれを取り上げたかといいますと、ふるさと祭りのとき、町民の方々からの話で、若い、特に女性の方が和式トイレを避けて、洋式のほうに並ばれて、たくさんの方が並ばれて集まっているということでございます。

男性のトイレを見たときに、和式、洋式が1つずつあったわけですけども、女性の方が言われるには、どうしても今現在は洋式のほうに行くということでございますので、どうにかできないかということでございます。

先ほど若い方と言いましたけども、お年を召された方も、足腰が悪い方は、特に洋式のほうを進んで行かれるということでございますので、できるだけ早く増設変更をお願いしたいと思っております。

これ、追加の質問ですけども、和式を1室は設けなさいとか、どこに行っても和式が1室ぐらいは設けてあるような感じなんですけども、そういう決まりとか、そういうのはあるんでしょうか。お尋ねします。

○議長（荒川 孝一君） 尾方教育振興課長。

○教育振興課長（尾方 良一君） ただ今の御質問にお答えいたします。

施設の構造上の問題等もあるかと思っておりますけれども、特に基準等が定めてあるわけではございません。

ただ、洋式に慣れていない方にとっては、和式がこれまでどおりあったトイレということになりますので、どうしてもなじめないという方もいらっしゃるということで、和式も一応残しているというのが現状でございます。

以上です。

○議長（荒川 孝一君） 5番、吉田議員。

○議員（5番 吉田 眞二君） 5番。ありがとうございます。私が聞く範囲では、和式がというのはあまりいらっしやらないのかなというふうには思いますけども、色々な御意見、自分の好みもあろうかと思っておりますので、そこんところも参考にはしたいと思うんですけども、できるならば、洋式のトイレのほうを町民グラウンドのトイレにお願いしたいと考えておりますので、よろしくお尋ねいたします。

それでは、要旨2といたしまして、町民グラウンド東側駐車場の舗装化の考えについてお尋ねいたします。

その質問に入る前に、町民グラウンド東側駐車場なんですけども、ここは民有地なんでしょうか、公有地なんでしょうか、お尋ねいたします。

○議長（荒川 孝一君） 有瀬総務課長。

○総務課長（有瀬 耕二君） お答えいたします。

町有地となっております。

以上です。

○議長（荒川 孝一君） 5番、吉田議員。

○議員（5番 吉田 眞二君） 5番。ありがとうございます。これも町民の方からの要望でございます。これ見ていただいて、進入入り口は少しくぼんで、雨の日は水たまりができる。晴れの日でも砂利道で、車から降りたとき等に足をねんざしたりとか、そういうのもあるというようなお話でございます。

錦町民グラウンド、よく皆さんが、他町村の方もお使いになるとき、本当に錦町は役場の前に立派なグラウンドを持っておられて羨ましいと、しかし、あそこの駐車場が砂利道で、少しその点が残念だというようなお話も聞くわけでございます。

特に、ナイターで子どもの送迎に来られたとき、先ほど言いましたように、つまずいたり、砂利に足を取られるというような御意見もお聞きしますので、このところを先ほど総務課長のほうから、町有地ということがありましたので、舗装化する考えはないかについてお尋ねいたします。

○議長（荒川 孝一君） 尾方教育振興課長。

○教育振興課長（尾方 良一君） ただ今の御質問にお答えいたします。

町民グラウンド東側駐車場については、町の各種行事の際に、多くの町民の方々に御利用いただく便利な駐車場かと思えます。

現在は未舗装であり、採石の飛散や除草対策など手間がかかるものの、どうにか管理ができていく状況かと思えます。快適性のためには舗装すれば済むわけですが、役場前の駐車場とは違い、常時使用する場所ではないため、費用対効果の面から考慮すると、優先順位は低いかと考えているところです。

以上です。

○議長（荒川 孝一君） 5番、吉田議員。

○議員（5番 吉田 眞二君） ありがとうございます。優先順位が低いというようなことは理解したわけでございますけれども、できるだけ、町外の方、町民の方も言われますけれども、できるだけ優先順位というのを、でき得るならば上げて、できることならば上げていただいて、錦町のグラウンド横の駐車場ももっと立派にしてあるよと言われるような、外見からも、そういうふうと言われるような舗装化について、よろしくお願ひしたいと思っております。

それでは、質問事項3に移らせていただきます。質問事項3といたしまして、球磨川両岸の鳥獣害被害対策についてお尋ねいたします。要旨1といたしまして、球磨川周辺の鳥獣害対策、国管理の球磨川河川敷が鳥獣害の住処にならないように、対策を要望できないかについて、お尋ねいたします。

以前も要望いたしましたけれども、お尋ねしました。本年、球磨川右岸、左岸の両岸で鳥獣害、特にイノシシと思われる農作物への被害が多いとお聞きしております。

これは、私が西地区の田島から一武地区の浜川あたりまで稲刈りするときの、委託を受けて稲刈りするとき、30アールぐらいの田んぼで、ここが一番ひどかったんですけども。次の写真をお願いします。これが帰っていくときなんですけれども、イノシシで踏み倒されているというような状態で、私も稲刈りに行って、申し訳ないな、収量が減ってというような気持ちになるような稲刈りで、私が申し訳ないような思いをしたわけでございます。

ここだけではなくて、本当今年、球磨川両岸でイノシシに被害があるというふうなことをお聞きしているわけでございます。

球磨川のこの少し上のほうですけども、堤防沿いを散歩される町民の方も多く、そこで被害に遭われないか、心配しているところでございます。国管理の球磨川河川敷が鳥獣害の住処にならないように、対策を要望できないかについてお尋ねいたします。

○議長（荒川 孝一君） 東農林振興課長。

○農林振興課長（東 貴志君） お答えいたします。

球磨川河川敷周辺の鳥獣害対策についての御質問ですが、特に地域に絞った対策は実施しておらず、目撃情報や通報などがあれば、町内全域で行っている状況です。

御指摘のあった河川敷に対しても、くりわなや箱わなの対応を行ってまいりたいと思いますが、地形及び地面の状況により設置が困難な場合もございますので、その設置場所に適したもので対応を行ってまいります。

また、作物の被害を事前に防ぐためにも、補助を行っております侵入防止用電気柵の設置の検討をお願いしたいと思っております。

以上です。

○議長（荒川 孝一君） 5番、吉田議員。

○議員（5番 吉田 眞二君） 5番。もちろん農家、耕作されている方が対策努力をしなければならぬと考えておりますけれども、ほかに何か対策がありますでしょうか。

○議長（荒川 孝一君） 高山地域整備課長。

○地域整備課長（高山 拓二君） お答えいたします。

質問がございました球磨川の河川敷については、国交省の管理になりますが、八代河川国道事務所人吉出張所にお尋ねしたところ、既に錦大橋周辺、球磨川の左岸側の一部では、鳥獣害対策を兼ねて住処となる箇所について撤去が進められており、今後も対応いただくものと考えております。町からも引き続き対応いただくよう要望してまいります。

以上です。

○議長（荒川 孝一君） 5番、吉田議員。

○議員（5番 吉田 眞二君） 5番。ありがとうございます。私もどうなっているのかなと思って、昨日見に行ったわけですが、本当に今答弁のように、きれいに伐採、刈り取りをしてあります。本当にこういうことをずっとやっていただければなというふうに思っているわけですが。

昨日の1番議員からもありましたように、広域的でこういうのも取り組んでいただかないと、仮に部分的にやっても、今度は刈り取っていないところに住みかをつくって、また今度こっちが茂ったらまたこっちに帰ってくる、いたちごっこになるのかなと思っておりますので、広域的によるしくお願いしたいと思っております。

本年、東北地方を中心に熊による被害、人的被害が連日のように報道されているわけですが、イノシシの被害も報道があり危惧しているところでございます。

12月9日の日本農業新聞の記事ですが、先ほど設置場所とか色々ありました、国土交通省は熊の通り道となる河川敷で木々の伐採を進めていると、各地で相次ぐ被害を受け、熊の隠れ場所となる茂みの除去や重機による草木のなぎ倒し作業を加速し、出没しにくくする。捕獲用箱わななどの河川敷での設置許可手続も簡素化し、効率的な駆除につなげているということでございます。

そして、先ほど言われました、設置場所ということもあるんですけども、自治体や猟友会が箱わなや電気柵を河川敷に置くには、河川を管理する国などに地点ごとに申請する必要がある。この運用を見直し、より広いエリアで設置を許可することで手続を経ずに移動できるようにしたというふうに新聞記事に載っているわけでございます。

まさしくこれは熊かと思っておりますけれども、熊もイノシシも一緒かと思っております。先々週ぐらいだったですか、ニュースの番組でイノシシが車に次々に体当たりするという映像が放送されたわけでございます。同じ鳥獣害です。い

つこのイノシシも襲ってくるかも、人に襲ってくるかも分かりません。農作物が被害に遭わないという対策もお願いしたいわけですが、先ほども言いましたように、堤防やいは町道を利用される方々が被害に遭わない対策として、国管理の球磨川河川敷の鳥獣害の住処にならないように、広範囲での町村で伐採、撤去を国土交通省に強くお願いしたいと思っているわけですが。

本当、広域的にやっていただかなければならないのかなど、球磨川でいいますと、人吉市ももちろんでございますけれども、上流の多良木町、水上村ぐらいですね、お願いしたいというふうにいるわけですが、この点について町長にお伺いいたします。

○議長（荒川 孝一君） 森本町長。

○町長（森本 完一君） 現在、国のほうでいろんな整備をしていただいております。御指摘のように、1番議員も昨日ありましたけれども、やはり言われますように、広域的にしていかなないとどうしても、部分的では効果が薄いということをおっしゃるので、しっかりと、町村首長で話をしながら国に要望をしていこうと思っております。

特に本町においては面積も広うございまして、兩岸、右岸、左岸、非常に危ないところもございまして、しっかりと要望してまいりたいと思います。

以上です。

○議長（荒川 孝一君） 5番、吉田議員。

○議員（5番 吉田 眞二君） 5番。ありがとうございます。先ほどは、左岸側の映像を出したんですけども、木上側の方々も、イノシシがというふうに常に言われるわけですが、この河川敷、球磨川が住みかになっているだろうと私は考えるわけですが、先ほど言いましたように、町長の答弁もありましたように、そういう住みかにならないように、是非農家、そして堤防沿い散歩される方、そしてまた車で通られる方に、被害が及ばないようにお願いしたいと思っております。

今回、以前の質問等を入れて質問させていただいたわけですが、本当に町民の方々、色々要望もされるわけですので、執行部におかれましては、大変お忙しいとは思いますが、町民を第一に考えていただいて、よろしくお願ひしたいと思います。

お忙しい中、調査をいただき、丁寧な御答弁を頂いたことに感謝を申し上げます、私の一般質問を終わります。

○議長（荒川 孝一君） 5番、吉田眞二議員の一般質問が終了しました。

○議長（荒川 孝一君） ここで休憩します。休憩後は午前10時50分から開議します。

午前10時36分休憩

午前10時50分再開

○議長（荒川 孝一君） 休憩前に引き続き開議します。

4番、早田和彦議員の一般質問を許可します。4番、早田議員。

○議員（4番 早田 和彦君） 皆様、こんにちは。4番議員、早田和彦でございます。ただ今議長より質問の許可を頂きましたので、令和7年12月錦町議会定例会一般質問を行います。

今回の質問では、事項1に錦町の公債権と私債権の回収について、事項2に最低賃金上昇による農業・商工業への影響について、事項3にアレルギー食対応の弁当持参家庭への補助について、事項4、二次元コードによるふるさと納税PRについて、この4つの事項で本日は質問を行います。

それでは、これより質問席にて行います。どうぞよろしく願いいたします。

○議長（荒川 孝一君） 4番、早田議員。

○議員（4番 早田 和彦君） 4番。まず質問事項の1、錦町の公債権と私債権の回収について。要旨の1、公債権と私債権の種類について質問を行います。

町監査委員の意見書から多額の未収金が生じていると、公平性の確保から全額徴収に努められ、町民の信頼回復を図られたいとの意見がありました。

未収金状況を見ますと、御指摘どおりの金額も多いと感じたわけであります。町の債権は、町税と公債権並びに私債権に大別されると思いますが、公債権と私債権の種類について伺います。

まず初めに、この質問ですけれども、非常に難しい、公の言葉であれば難しいと感じた次第です。より普通の生活上に戻しますと、サービスを提供を受けたらその対価として支払う、これが債権でございまして、これが公になるのか、私ごとになるのかということを書いてございました。

サービスを受けたら、当然その対価を支払わないといけないと、これが順調に回収できるかできないか、ここが大ききところだと思います。それでは、種類についてまず伺います。

○議長（荒川 孝一君） 岩尾税務課長。

○税務課長（岩尾 和文君） ただ今の御質問にお答えいたします。

主なものということになりますけれども、各課ごと受け持つ、担当する債権をお答えいたします。

まず税務課ですけれども、個人・法人の町民税、固定資産税、軽自動車税、国民健康保険税、保険政策課ですけれども、介護保険料、後期高齢者医療保険料、住民福祉課ですけれども、保育所の利用料、災害援護資金、総務課ですけれども、行政財産使用料、大王原住宅使用料、企画観光課ですけれども、錦ネット使用料、告知端末使用料、農林振興課ですけれども産業振興資金、地域整備課ですけれども、住宅使用料と住宅の浄化槽使用料、上下水道使用料、下水道分担金、最後に教育振興課ですけれども、奨学金貸付金、学校給食費と各教育施設の使用料等がございます。

以上です。

○議長（荒川 孝一君） 4番、早田議員。

○議員（4番 早田 和彦君） 4番。今色々債権の種類が出ましたけれども、この中には公債権と私債権というのがございます。その中で税務課の徴収係が担当する債権についてを、どれに当たるのかを教えてくださいたいと思います。

○議長（荒川 孝一君） 岩尾税務課長。

○税務課長（岩尾 和文君） ただ今の御質問にお答えいたします。

税務課で担当しておりますのが、個人、法人の町民税、あと固定資産税と軽自動車税と国民健康保険税を担当しているところでございます。

以上です。

○議長（荒川 孝一君） 4番、早田議員。

○議員（4番 早田 和彦君） 今、答弁いただきましたけど、今御紹介いただいた分については、一番分かりやすい公債権の一部だとそういうように思っているところであります。

公債権については、滞納処分ができますので、かなりな高徴収率になるかと思えます。ところが、それを強制徴収公債権というらしいんですけども、一番は給与の差押え、預貯金、不動産、これを差し押さえますようになると、徴収率もぐんと上がってくる。

逆に、私債権になりますと、今言われた中でちょっと紹介させていただきますと、地域整備課が一番、取扱いが多いのかなと思いますが、住宅使用料、それから上水道、それから下水道分担金等々です。こういったものが私債権になりまして、これがさっきのような滞納処分ができない債権、つまりは人出もかかるし、コストもかかる債権というようにことになるかと思えます。

債権の中でも、強制徴収できる公債権もありますけど、強制徴収ができないものもあるわけですが、その場合には、さっきも申しましたけど、コストがかかる手続で、最終的には裁判を行って、強制徴収をするというような方向になるかと思えますが、これが回収金額に合うかどうかということも、今から考慮しないといけない、そのように感じておるところであります。

それでは要旨の3に参ります。直近の債権未回収額について質問をいたします。合計額で結構ですけど、よろしくお願ひします。

○議長（荒川 孝一君） 岩尾税務課長。

○税務課長（岩尾 和文君） ただ今の御質問にお答えいたします。

まず、税務課が担当する未回収額ということでよろしかったかと思うんですけども、令和6年度の決算時点でのお話ですけども、個人、法人の町民税と固定資産税と軽自動車税と国民健康保険税の合計としまして、未納額が1億277万5,188円となっております。

以上です。

○議長（荒川 孝一君） 4番、早田議員。

○議員（4番 早田 和彦君） 徴収率も併せてお願ひします。

○議長（荒川 孝一君） 岩尾税務課長。

○税務課長（岩尾 和文君） お答えいたします。

全体の現年度分、滞納繰越分合わせたところの徴収率ですけども、92.3%ということになっております。以上です。

○議長（荒川 孝一君） 4番、早田議員。

○議員（4番 早田 和彦君） 4番。それでは、地域整備課長に伺いますが、私債権の中でも一番項目が多いかと思いますが、地域整備課で抱えていらっしゃる分について答弁をお願ひいたします。

○議長（荒川 孝一君） 高山地域整備課長。

○地域整備課長（高山 拓二君） お答えいたします。

地域整備課関係では、水道使用料、下水道使用料、下水道受益者分担金、住宅使用料、公営住宅の浄化槽使用料が該当いたしますが、直近の債権未回収額についてですが、地域整備課関係では、令和6年度の決算ベースで、未収金の合計額1,895万6,169円でございます。

以上です。

○議長（荒川 孝一君） 4番、早田議員。

○議員（4番 早田 和彦君） 4番。一応の参考として頂いている金額では、平成31年度以前分につきまして未収金額418万2,819円、約420万円は回収不能というふうに、私のほうには頂いておりますが、相当過年度分だと思えます。この金額についてはどのように処理をされますか。

○議長（荒川 孝一君） 高山地域整備課長。

○地域整備課長（高山 拓二君） お答えいたします。

先ほど質問議員が言われました、平成31年以前、こちら12月1日現在で418万ほどございますが、こちらについて回収不能と思われるが、今後回収不能に至っているところについては、今後滞納処分といいますか、整理を行いたいと思っております。

以上です。

○議長（荒川 孝一君） 4番、早田議員。

○議員（4番 早田 和彦君） 4番。これは、不納欠損というような形でまた後でお聞きしますけれども、地域整備課長に伺いますが、徴収率について伺います。

○議長（荒川 孝一君） 高山地域整備課長。

○地域整備課長（高山 拓二君） お答えいたします。

水道使用量と下水道使用量については、こちら徴収率といいますか、令和6年度において、こちらの未収金が、水道使用量が740万2,705円でございます。これに対しまして12月1日現在で382万2,120円を回収し、未収金が358万585円となっております、徴収率が51.6%となっております。

下水道使用量については、令和6年度分までの未収金584万1,764円でございますが、これに対し12月1日現在で、236万8,060円を回収いたしまして、未収金が347万3,704円、徴収率は40.5%でございます。

昨年度、令和6年度だけで絞ってお答えいたしますと、水道使用量は未収金としまして残った額が441万4,640円でございますが、12月1日現在で326万1,400円を回収し、徴収率は73.9%、下水道使用量については、未収金として残った額が290万3,640円でございますが、これに対し12月1日現在で219万5,900円を回収し、徴収率は75.6%、12月1日現在でなっております。

以上です。

○議長（荒川 孝一君） 4番、早田議員。

○議員（4番 早田 和彦君） 以前は、たしか徴収率は6年度分までだったら33.5%ぐらいだったですか、となりますと、直近では水道、下水道を上げていただきましたけれども70%、水道に関しては51%超え、また下水道に関しては40%超え、6年度だけに絞って考えると73.9%、非常に徴収率が急に上がってきております。これはもう職員の方々の努力だろうと思えます。

しかしながら、公債権である税については90%超えですので、この差についてなぜ20%以上の差がつくのか、税務課長のお考えをお聞きしたいと思います。

○議長（荒川 孝一君） 岩尾税務課長。

○税務課長（岩尾 和文君） ただ今の御質問にお答えいたします。

先ほど質問議員もおっしゃいましたけれども、税務課で担当している税というのが公債権ということで、強制執行、いわゆる滞納処分ができるということは大きいのかなというところで、滞納処分をすることで、差押えをすることで、基本時効が5年なんですけれども、そこで時効期間がリセットされて、差押えた日付からまた5年伸びるというメリットは、大きいのかなという考えでいるところです。

以上です。

○議長（荒川 孝一君） 4番、早田議員。

○議員（4番 早田 和彦君） 4番。やはり公債権の強みは、滞納処分を差押えができるということが大きい、私債権についてはやはり先ほど申しましたが、債権の管理、それから職員の労力、そして回収のコストというようなこと

で、やはり非常に回収が難しいといえますか、厳しいというか、少しほっといてだけでも債券額が膨らんでいくというところに、やはり問題があるかと思えます。

では、要旨の4に移りますけれども、私債券の回収を今現在どうやって取り組んでおられるのか、その点についてお伺いをいたします。

○議長（荒川 孝一君） 有瀬総務課長。

○総務課長（有瀬 耕二君） お答えいたします。

現状では、それぞれの課において対応しておりますが、1人の方の債権が複数の課にまたがっている場合とかは、連携した上で回収業務に当たっている状況です。

以上です。

○議長（荒川 孝一君） 4番、早田議員。

○議員（4番 早田 和彦君） つまりは、それぞれの担当課で情報を共有しながらということですが、やはり私債券には回収のリスクもありますので、即座に支払いが不能になったときとか、そういうときにはもう連絡が必ず必要だと、そのように私も考えますが、ここで要旨の5に移りまして、1つ私のほうから御提案をさせていただきたいと思えます。私債権の回収を一本化できないかということで御提案をさせていただきます。

先ほど総務課長の答弁の中では、それぞれの課が担当し、そしてまた複数にまたがる場合には、情報を共有して行うということで答弁をいただきました。しかしながら、各担当がよく分かっているからということであろうかと思えますが、一本化できないかということ、こちらから提案させていくわけですが、例えば回収に専念する組織を、税務課がもう中心となって事務局を務めて、未収金回収機構的な組織、大きな組織じゃなくて結構なんですけど、短期的に未収金回収機構的な組織を設置して、短期間で取り組んでいただければいいのではないかなと、特に任意的な組織としてつくっていただく。内容的には、各課が未回収分を整理して、一部の未収金について法的措置をとる。法的措置といいますが、回収金額と法的措置をとるコストと比べないといけないと思えますけれども、そういった場合も考えられるんじゃないかと、この組織を設置することによって、それぞれの情報を共有ができ、複数債権の滞納や、滞納の把握や公平な充当も可能になるのではないかと考えますが、いかがでしょうか。

○議長（荒川 孝一君） 有瀬総務課長。

○総務課長（有瀬 耕二君） お答えいたします。

未収金の適切な回収は、町財政の健全性を確保する上で非常に重要であると認識しております。一方で、新たに回収をする新たな部署という設置につきましては、事務分掌の再編が必要となりますが、現時点では職員数に余裕がなく、新設が困難な状況です。

一方、議員が言われましたような関係課の連携強化を図るために、新たな組織に代わって、各課の協力体制をできるような組織をつくるというのは、いい考えかなと思っております。今後、限られた人数ではありますけれども、可能な限り取組を引き続き続けてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（荒川 孝一君） 4番、早田議員。

○議員（4番 早田 和彦君） 4番。ただ今の答弁の中では、新設は困難ということで答弁がございましたが、債権がある限りは、何らかの方法で回収に努めなければならないと考えますし、皆さんもそうだと思います。公債権、私債権にかかわらず滞納が生じたら、原則として払われない限りは、督促、訴訟提起、強制執行しなければならないと思えます。債権回収はスピードが重要となるのではないかと考えています。情報の一元化、迅速かつ効率的な債権

回収に向けた体制づくりは、やはり必要だと考えます。特に過年度分の回収業務はおろそかになりがちですので、未回収組織の編成も今後、是非検討をしていただきたいと、そのように考えます。

先ほど、地域整備課から直近の金額と回収を、報告を受けましたけど、非常に職員の方々は、ぴりぴりと回収業務を迅速にされている様子が最近見受けられるなど、頑張っておられるなと思います。7年度決算では、是非よい数字を、監査委員の方々にも御提案、開示できるように頑張っていたいただきたいなと思います。

町長に伺いますけれども、この債権の回収の新組織の体制づくりについて、どのような感想をお持ちでしょうか。

○議長（荒川 孝一君） 森本町長。

○町長（森本 完一君） 質問議員おっしゃいましたけれども、やはり平等性という意味からは、しっかりと町民の皆さんも、自分の義務を果たしていただきたい。いろんな要望はございますけれども、中には納めていただけない方もいらっしゃいますので、まず自分の義務を、お願いしたいと思っております。それをお願いしつつ、我々も今いいアイデア等も頂きましたので、今後、副町長をトップにしながら、そういう組織いいですか、それをつくっていかうと思っております。

以上です。

○議長（荒川 孝一君） 4番、早田議員。

○議員（4番 早田 和彦君） 4番。未収金も回収すれば町の資産ということになりますので、これが大きくならないように、是非体制づくりをつくっていただいて、今後の町の発展に利用していただきたいなと、そのように思うわけでございます。

これで質問事項の1は終了いたしまして、次に質問事項の2、最低賃金上昇による、農業・商工業への影響についてを伺います。ここで写真をお願いいたします。

これは最低賃金ということで、最低賃金は令和8年の1月1日から、熊本県も上げないといけないとなります。82円時給上がりまして1,034円ということになることが決定しておるわけですね。その中であって、商業、商工業につきましては、このような最低賃金でちゃんとチェックというチラシなどをつくって、商工業の事業主の皆さんに、厚生労働省から賃金をアップするならば、こういった制度を使えますよというようなことが紹介をされております。

ところが、商工会に行くと、相談員さんがいらっしゃるので色々と相談できますけど、農業関係についてはそういった窓口もございませんので、非常に対応も苦慮されるのではないかなと思うわけですね。労働者、従業員に対して、今回賃上げになります。よい方向になるわけですねけれども、事業主の方々には、賃上げについては利益の圧迫等々厳しくなるのではと考えております。商工業におかれましては、どういった対応をされるところが多いですかと聞きましたところ、時間給の影響が出るものの労働時間調整しながら、やっていくのかなというような言葉が返ってきたところでございます。

この賃金上昇によって、やはり錦町にある各産業にも影響が出てくると、私も考えます。商工業に関しては、商品、それから代金等に価格転嫁が可能だとは感じますが、農業については、価格転嫁が非常に難しいと、そのように思います。

それで要旨の1、この最低賃金の上昇によって、各産業に影響が出ると思われますが、町長はどのように分析をされておられるのか、お尋ねをしたいと思います。

○議長（荒川 孝一君） 森本町長。

○町長（森本 完一君） 最低賃金上昇によって、各産業に影響が出ると、町長の分析はというお尋ねでございます。

最低賃金は物価賃金一体の改革に基づき、令和以降継続して上げが行われています。これにより地域経済の活性化や労働者の生活安定に寄与する一方で、人件費の増加や原材料価格の上昇に見合う価格の転嫁も困難で、先行きが見通せない状況にあり、一定の影響が出ているのではないかと考えております。

今、経済状況の分析は、私は足踏み状態ではないかなと、決していいほうには向いていないのではないかなと考えております。そのために、やはり最低賃金もある程度改革が必要な部分もありますけれども、しかしながら、業種によっては、私は厳しいものがあるのではないかなと考えております。特にこの地域においては、農業が主要産業でございますので、農業においては、やはり厳しさがあるのではないかなと危惧をしているところでございます。

以上です。

○議長（荒川 孝一君） 4番、早田議員。

○議員（4番 早田 和彦君） 4番。町長の分析を頂きましたけれども、やはり農業に関しては厳しくなるかなと、私も考えております。商工業には、先ほども言いましたけど、賃金上げを支援する業務改善助成金制度というのがあります。これは直接賃金に関わるわけではないのですけれども、生産性を向上させて、賃金上げを図る中小企業や小規模事業者を支援する助成金ということであるわけです。

しかしながら、農業にはございませんので、非常に厳しい状況になるのかなとは予想をしておるところです。特に収穫期が集中する種類の農家とか、それからそのときに雇う方々の人件費が、こっちはまともだ、こっちは安いというような、人が欲しいという、動いたりする可能性も出てくるかと思うわけです。そこで、そうなるとうちも遅れたり、それから年間通しての売上げに関しても影響が出るのではないかと、そのように私は考えておるところでございます。

そこで、商工業には国の制度もありますけど、農業にはございませんので、今後の重点支援地方交付金の中から、短期的にでもよろしいですけれども、農業の価格転嫁ができないのですけど、予想ができる時期までの短期間、この制度を使って新しく所得補償並びに農業全体の飼料高騰とか、それに対応するような交付金制度を新設してはいいかなと思います。それについて質問をいたします。

○議長（荒川 孝一君） 東農林振興課長。

○農林振興課長（東 貴志君） お答えいたします。

御指摘のとおり、商工業には国の制度として生産性の向上や賃上げを後押しする各種制度が講じられておりますが、農業分野では同様の直接的な支援制度が十分に整っていないのが現状です。農繁期の季節雇用やパート労働者を活用する経営体では、労働者を確保するのも困難な状況になることも予想される所です。最低賃金上昇に係る補助制度につきましては、今後も最低賃金が上昇することも考えられるため、出口戦略を考慮した上で、一時的、緊急的な支援にとどめるのか、或いは継続的な取組とするのかなどの制度設計について、慎重にならなければならないと考えます。

以上です。

○議長（荒川 孝一君） 4番、早田議員。

○議員（4番 早田 和彦君） 4番。ありがとうございます。ただ重点支援地方交付金には、私も色々見てみましたが、やはり商業工業に関してはメニューが豊富でございまして、なかなか見つからないということです。是非これも制度を使って新設してほしいのですけれども、短期間、農業が対応できるような状況にできないかと思うところですが、もう一度伺いますが、物価高騰に対して支援はできないかということで、もう一度お願いいたします。

○議長（荒川 孝一君） 東農林振興課長。

○農林振興課長（東 貴志君） お答えいたします。

あらゆる物価が高騰している中、農業全般の支援といたしまして、財源確保の観点やほかの自治体の動向、国や県の施策との整合性を踏まえ、どのような施策が最も効果的か、検討をしているところです。また農業者の人件費負担に配慮した支援措置について、国、県に要望してまいり、農業経営の安定化に向けて実効性のある支援が行えるよう努めてまいります。

以上です。

○議長（荒川 孝一君） 4番、早田議員。

○議員（4番 早田 和彦君） なかなか国、県に要望に行く機会も少のうございます。是非町長におかれましては、国、県に行かれた場合には、こういうふうにつきい産業もあるのだということを、是非要望して支援をお願いしたい、そのように考えます。

以上で、最低賃金による影響については、これで終了をさせていただきたいと思えます。

次に、質問事項3アレルギー食対応の弁当持参家庭の補助について伺います。まず現在の1食当たりの給食費と年間に提供する日数について、質問をさせていただきます。

○議長（荒川 孝一君） 尾方教育振興課長。

○教育振興課長（尾方 良一君） ただ今の御質問にお答えいたします。

給食費1食当たりの単価ですけれども、小学校が350円、中学校が365円です。年間の提供回数でございますが、小学校、中学校若干違いますけど、大体183回程度ということで計画をしております。

以上です。

○議長（荒川 孝一君） 4番、早田議員。

○議員（4番 早田 和彦君） 4番。今350円、それから365円ということ、年間183回、この全てが一応現在は無料化されておるわけでございますが、その中にありまして、アレルギーをお持ちの家庭もやはりございます。

以前はアレルギー食の場合には、給食費を徴収していたときは、アレルギーの方にはまた後日給食費を返還していたと記憶しておるところであります。しかしながら、今は無償化になっておりますので、そのようなことがあまりないのかなと思えます。アレルギーをお持ちの方は、今現在、ほぼほぼ弁当を作られまして、学校に持たせて、アレルギー食対応にされておるといふことであります。しかしながら、弁当ですので、経費がかかるということになります。一般の生徒さんでしたら、中学校でも360円は払わなくても食べれますけど、アレルギー食対応の弁当を作るには、恐らくこの金額では、365円ではできないかもしれません。しかしこれが一般家庭での経費となるわけですが、この弁当持参家庭において、食材の経費を補助していただけないかという、私の要望でございます。この件について教育振興課長に伺います。

○議長（荒川 孝一君） 尾方教育振興課長。

○教育振興課長（尾方 良一君） ただ今の御質問にお答えいたします。

それから、先ほどの答弁で1ヶ所訂正をお願いいたします。小学校について350円と申し上げましたが、300円の誤りでございます。申し訳ございません。

それから、アレルギー食対応の方への経費の補助についてお答えいたします。

現在、アレルギー対応の給食提供は、給食センターの設備状況からできておりません。該当する児童生徒、それから教職員には、給食センターの栄養士から、毎月の献立表の中にある該当する食材の有無を明記した資料を配付し、その日ごとに個別に対応していただいている状況です。町内の小中学校で十数名の対象者がいます。そのうち全部を

食べられない弁当持参者は、今年度お一方いらっしゃいました。来年度については2人、お二方になる見込みです。

一方で、給食提供に係る経費については、町が全額補助を行っており、保護者の負担はない状況ですので、アレルギー対応食が必要な方と給食の提供を受ける方では、差が出ている現状でございます。

質問議員から御指摘のありましたとおり、その差を埋めるとなると、弁当持参の方に対しての補助が必要になるかと思われまます。給食費の補助、全額免除の取組自体が、子育て支援、保護者の負担軽減としての対策でありますので、今後協議、検討が必要かと考えているところです。

以上です。

○議長（荒川 孝一君） 4番、早田議員。

○議員（4番 早田 和彦君） 4番。弁当が来年度から2人になる予定だということですが、やはり弁当を作るとなると、時間的余裕もありますし、それから食材の経費もありますし、やはり保護者の負担ということは、意外と時間的余裕もなかなかできませんので、かなり負担は増えるかと思えます。

そこで、これちょっと紹介しますが、やはりほかのところも、できそうなところがありまして、1年間申請をして、経費を補助するというようなところも実際はあるわけです。どことは申しませんが、やはりアレルギー対応は自治体としても必要だということで、取組をされているところがございます。

そこで、これは来年の4月からなるかなと、実は思っておりましたけれども、答弁書を頂いたときには、検討が必要だということでしたので、是非、保護者、それからアレルギー食の方々に関しては、食材提供をしていただくのが、公平感があるのではないかなとそのように思います。

町長に伺いますが、アレルギー食対応の弁当持参家庭の補助については、どのようにお考えをされますか。

○議長（荒川 孝一君） 森本町長。

○町長（森本 完一君） 先ほど来、税の質問を頂きまして、どうやって皆さんから税を頂きながら、そしてその税を有効に使って、どのようにして使っていくかという話になりますけれども、しっかりと公平を保ちながらその税を使っていく必要があるわけですが、今、御質問の食べるという部分について、全てまた町が負担するとなると、本当に町もお金がないわけですので、しっかりとコストをかけないようなやり方をしながら、できるだけ公平に保つという意味では、アレルギーを持っている方にも、別の角度から補助をしていく以外はないかなと、今思ったところでございます。しっかり検討をさせていただきたいと思えます。

以上です。

○議長（荒川 孝一君） 4番、早田議員。

○議員（4番 早田 和彦君） 4番。この件につきましては、しっかり精査、検討をしていただきまして、前向きな方向に行ければと考えております。是非よろしく願いいたします。

続きまして、事項の4、二次元コードによるふるさと納税PRについて伺います。

ここで写真をお願いします。ちょっと小さいんですけど、今、これは人吉市のお店ですが、飲食店に人吉市から配布されまして、二次元コードを読み取ってふるさと納税をしていただくというようなことが、各店に置いてあります。今、店に行って皆さん注文をしたら何をするかといいますと、まずメニューは見ます。メニューが来て料理が来るまで何をするかと、大体皆さんスマホをいじって、料理が来てスマホを置いて、今度はユーチューブを見ながら御飯を食べるというようなこのパターンです。これにつきましては、スマホを見るときに一番目につくところに置いてありますので、読み取ろうと思えば読み取る。私もこれ写真を撮ったときに、あまり近づくと読み取ってしまうというようになるもので、ちょっと遠目から撮りました。よその自治体なので。

こういったものを、各町内の飲食店やゴルフ場、そういうところに置かせていただいて、ふるさと納税のPRをできないかということで、今回提案をさせていただくわけです。この件についていかがでしょうか。質問をいたします。

○議長（荒川 孝一君） 中村企画観光課長。

○企画観光課長（中村 裕二君） お答えいたします。

現在、町内事業者と協力したふるさと納税の推進として、旅先でできるふるさと納税というものを、令和6年3月から実施しております。その内容は、寄附者が指定の方法で寄附した場合、寄附額に応じたPay Pay商品券を返礼品として受け取ることができるものです。そのPay Pay商品券は、現在町内の25店舗で利用可能となっております。

御質問いただいた二次元コードにつきましても、この加盟店には、資料、この写真のようなQRコードが表示されたPR素材を配布できるよう、今後進めていきたいと考えております。

以上です。

○議長（荒川 孝一君） 4番、早田議員。

○議員（4番 早田 和彦君） 4番。そうですね、今はもうデジタルでありますので、興味がある方は必ず読み取りをされるのではないかと思います。そして、また少しでもふるさと納税納入につなげればなと思った次第で、今回、人吉市のお店でのこの写真を撮って皆さんにお知らせをしたところであります。

今回12月定例会におきましては、質問事項を4つほど上げて、提案を、質問をさせていただきました。また、それぞれ丁寧に、町長をはじめ、執行部の皆さんから答弁を頂いたことに心から感謝を申し上げます。そして、今後ますます、今年も残り半月ぐらいとなりましたけれども、皆さん、それから町民の皆さんの安心安全で新しい年を迎えられることを祈念申し上げまして、私の一般質問を終了したいと思います。ありがとうございました。

○議長（荒川 孝一君） 4番、早田和彦議員の一般質問が終了しました。

○議長（荒川 孝一君） ここで昼食のため休憩します。休憩後は午後1時30分から開議します。

午前11時34分休憩

午後1時30分再開

○議長（荒川 孝一君） 休憩前に引き続き開議します。

7番、竹田農利人議員の一般質問を許可します。7番、竹田議員。

○議員（7番 竹田農利人君） 皆さん、こんにちは。7番議員の竹田農利人でございます。議長の許可を頂きましたので、令和7年12月第4回錦町議会定例会にて一般質問をさせていただきます。

本日は大変お忙しい中に、あいねっと放送をお聞きの皆様方に感謝申し上げます。今年も早いもので12月を迎えました。皆さんにとってこの1年いかがだったでしょうか。今年は梅雨明けも早く、夏は全国的に猛暑となり、作物等にも影響がりましたが、水稻の出来はよく、農家の方々は、少しは安心されたことだと思います。今年もあと20日余りです。寒い日が続きますが、体には十分気をつけていただきたいと思います。そして新しい年を迎えていただきたいと思っております。

さて、今回の一般質問は、質問事項1、大王原住宅について、事項2、球磨川サイクリングロードについての質問をさせていただきます。

あとは、順次、質問席にて質問させていただきますのでよろしくお願い申し上げます。

○議長（荒川 孝一君） 7番、竹田議員。

○議員（7番 竹田農利人君） 7番。要旨1、大王原住宅についてですが、令和6年4月1日付で県より無償譲渡とされました。その後、町有住宅として整備され、管理は地域整備課の担当とっておりましたけれども、町営住宅には、公営住宅法に基づき整備され、低所得者の住宅確保を目的とし、国の補助制度を活用して建設管理するもの。収入に応じて家賃を決定し、収入基準や同居親族要件などの法令上の制限があるとあります。

今回は熊本県からの譲渡ということでございますので、町営住宅としての取扱いはならないということでございますので町有住宅は地方自治法上の町財産と整備管理するもので、家賃や入居基準については、町の条例や要綱により自由度の高い設定が可能、用途変更や処分をもち、裁量で対応できるということから、錦町有住宅となったことにより、総務課の担当と伺っておりますが、その点について伺います。

○議長（荒川 孝一君） 有瀬総務課長。

○総務課長（有瀬 耕二君） お答えいたします。

大王原住宅につきましては、議員が言われましたように、町有財産として整備、管理しているものになりますので、町の財産管理を総括する総務課管財係のほうで担当しております。

以上です。

○議長（荒川 孝一君） 7番、竹田議員。

○議員（7番 竹田農利人君） 7番。今言われましたけれども、総務課の管轄担当ということでございます。

次に、質問要旨2ですけれども、現在の入居者数についてですが、町有住宅と町営住宅とでは、運営実態が違うようですが、県より譲渡された町有住宅として整備し、入居者を募集されておられますけれども、現在全部で60世帯の住宅があるということでございますが、入居者はどれぐらいか、また町営住宅から移られた方がどれぐらいおられるのか、会社の借り上げ住宅はどれぐらいか、外国の方はどれぐらいか、また町外からの入居者数などについてお伺いいたします。よろしくお願いたします。

○議長（荒川 孝一君） 有瀬総務課長。

○総務課長（有瀬 耕二君） お答えいたします。

全60戸中、現在入居されていますのが44戸、1月から入居予定を含みますと46戸となりまして、入居率は76.7%。現在入居の相談に来られている方もおられますので、ホームページ等では、入居募集の個数としては1DKが6戸、2DKが1戸の計7戸分を募集している状況です。

入居の状況ですけれども、まず町営住宅から移ってこられた世帯というのが6世帯ございます。そして会社のほうで借り上げられている住宅戸数が12世帯です。外国人の方が入居されている世帯というのが6世帯の10名となります。町外から移ってこられた方が22世帯の31名となっております。

以上です。

○議長（荒川 孝一君） 7番、竹田議員。

○議員（7番 竹田農利人君） 7番。ありがとうございます。今11月で44件今後は46件となるということでございますが、この中で外国の方が6戸、10名ほどおられます。ありがたいことに、町外からの入居者が22戸、37名ですか、それと町営住宅のほうから6世帯が、こちらのほうになおってこられているということでございますので、あと残り少しではございますけれども、全部入っていただくように今後のPRをよろしくお願したいと思っております。

そこでこのまま行きますけれども、要旨3についてお伺いいたします。

要旨3、駐車場、駐輪場対策についてでございます。

大王原住宅の1世帯で一人暮らしのところ、2人暮らしの世帯、多いところでは4人暮らしの世帯もありますが、駐車場は住宅の西側にありますけれども、舗装されているところには、1世帯当たり車1台分の舗装部分が60台分あるようです。世帯において2台持っておられるところが多いと伺っております。

ここで写真1をお願いいたします。ここは今舗装されているところの駐車場でございます。これは平日撮っておりますので、日曜日になれば結構満杯の駐車状況が伺えると思います。ただ、私が残念なのは、ここの住宅に入る通路がないんです。全部全て車の駐車場としてしか取ってありません。途中途中で通路があれば、安全性もあって住宅のほうに出入りもできるのではないかなとは思っておりますけれども、これがちょっと残念なところではあります。

次に写真2の2をお願いいたします。ここは駐車場の反対側になりますけれどもここに2台目の車はこちらの方にやはり止められております。これ自体も日曜日になりますと左の方にも多くの車が止まっているというような状況でございます。今この駐車場のところにトラロープが張ってありますけれども、それから先が少し段差がありまして、車がちょっと行きにくいというようなこともあります。ちょうど今、黒辺田野橋の工事があっておりますので、そういった関係でなされているのかなとは思っておりますけれども、2台目のこのスペースを今後どのような計画で駐車場を増やしていくのか、それともこのままの状態で行くのか、この点について伺いいたします。

○議長（荒川 孝一君） 有瀬総務課長。

○総務課長（有瀬 耕二君） お答えいたします。

まず、駐車場につきましては、住宅西側部分と南側部分合わせまして60台分確保しております。また仮設駐車場として未舗装部分を42台分確保しているところです。駐車場につきましては、当面の間、このままの状況で様子を見たいと考えているところです。

以上です。

○議長（荒川 孝一君） 7番、竹田議員。

○議員（7番 竹田農利人君） 7番。答弁ありがとうございます。

現在のところ、当面の間現状のままでいくということでございますけれども、様子を見ながら対応をよろしく伺いいたします。この黒辺田野橋の工事が終わった後には、工事完成後駐車場の、区割をトラロープでもいいですので、もう一度検討していただき、整備をお願いしたいと思っております。

次に、写真3をお願いいたします。

これは入居者の方の玄関前の写真です。各入居者の方の自転車ですが、特に外国の方が多いわけですが、自転車のほかバイクなど、ほとんどが玄関の前、軒先に止められておられます。出勤前はハンドルやサドルなど濡れているので、不便を感じておられます。大王原住宅に駐輪の設置を検討していただきたいのですが、できれば、駐輪場の配置場所についても、十分考慮していただき設置をできないか、この点について伺います。

○議長（荒川 孝一君） 有瀬総務課長。

○総務課長（有瀬 耕二君） お答えいたします。

駐輪場につきましては、現在整備しておりませんが、私も現地を訪れた際に、結構な台数の自転車が玄関横に、野ざらしになっている状況を見かけましたので、財源との絡みもありますが、整備について前向きに検討してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（荒川 孝一君） 7番、竹田議員。

○議員（7番 竹田農利人君） 7番。ありがとうございます。

是非この点については、冬は霜が降りたりで、拭くのも大変でございますので、すぐにはできませんけれども、できるだけ早く設置ができるように対応をしていただきたいと思います。と思っております。

次に、要旨4、雨水対策についてお伺いいたします。

大王原住宅は、球磨村からの仮設住宅として設置されたもので、短期間で建てられた住宅ではないかと思えます。家庭の排水処理はできていると思えますけれども、雨水の排水路が今のところ、写真1をお願いいたします。

先ほど駐車場で使ったところでございますが、ここに溝が、排水溝が1列一番先まであります。それと南側に1列あります。この2本でございますが、この1ヶ所しかありません。

○議長（荒川 孝一君） 竹田議員、少し待ってください。

改めて申し上げます。議員の皆様、携帯電話をオフにしてください。

では、7番、竹田議員、続きをお願いします。

○議員（7番 竹田農利人君） これ2ヶ所しか排水溝がありませんので、住んでおられる方に伺ったところ、住宅の通路、そこには大変水がたくさんたまると、ふだんは10センチ、15センチですけども、大雨が降ったときには、20センチを超えるというようなことでございました。

それは1つとして、この敷地内にこの2本だけしか排水溝がないということです。これに雨水、上の屋根の樋からは、排水路には全然パイプは入っておりません。砂利のところに自然に落ちるようにしてあるだけで、浸透はしますけれども、そんなに浸透はしないというようなことで、水がたまるというようなことでございます。特に若い世帯のところには小さい子どもさんがおられますので、非常に心配するところでもあると言われておられますので、このようなことでは、住まいにおられる方々も大変ではないかと思っておるところでございます。これを、排水路の増設をどうにかしてできないかということで、質問をお伺いいたします。

○議長（荒川 孝一君） 有瀬総務課長。

○総務課長（有瀬 耕二君） お答えいたします。

住宅の通路部分につきましては、排水対策として有孔管が埋設してあり、雨の量にもよりますが、対策はできている状況でした。しかし、そういった状況ということで、必要であれば対応できるかどうか、今後も検討していきたいと思えます。

以上です。

○議長（荒川 孝一君） 7番、竹田議員。

○議員（7番 竹田農利人君） 7番。ありがとうございます。すぐすぐには言いませんけれども、雨量によりましては、短時間で本当大雨降るということもございますので、是非お願いしたいと思えます。

あの敷地内か、東側のほうも、桜の木が植えてあるほうですけども、あちらのほうにもありませんので、そのところも今後の1つの検討課題としてお願いしたいと思えます。

次に、質問要旨2に移らせていただきます。質問事項2、球磨川沿いのサイクリングロードと堤防法面除草についてお伺いいたします。

要旨1、サイクリングロードの管理者はどこかといいますと、熊本県で、私も球磨事務所の土木課に行きまして、再度確認をしておりますけれども、ここは県の管轄というようなことではございますけれども、このサイクリングロードですが、町道の山江錦線の木綿葉橋入り口の堤防より、町道錦中央線、錦大橋までの区間、ここ写真の1をお願いいたします。

これはサイクリングロード側の法面の草です。非常に2メートル、3メートル、これが先ほど言いました、木綿葉橋の入り口から町道錦中央線までのところが、こういう状況であります。私もここだけなのかなと思ひまして、各町村のサイクリングロードをずっと見てまいりました。ここがやはり一番ひどいです。

次に、写真2をお願いいたします。

これは、サイクリングロードの道幅の半分は、こういった形で草が伸びております。これではサイクリングでお互いに入れ替わることもできないような状況が現在あります。また横の車道と自転車ロードのところにも、草が結構伸びておりますので、このことを、地元でも、このサイクリングロードで、サイクリングをされたり、ジョギングをされたり、散歩をされる方が大変困っておられます。

このように茂った草の中は鹿の隠れ場所にもなっております。今年堤防沿いで2頭の鹿を確保していただきました。田んぼにも多数の被害があります。今年はまだおまけにイノシシの被害も相当出てきたところです。

このようなことから、錦町にサイクリングに来られた方は、錦町のサイクリングロードは管理が悪いと言われる方もおられますので、錦町のイメージはよくありません。サイクリングロードと、それに面した法面の管理は、錦町ではなく、県土木課河川係だと思っておりますが、町民の方もサイクリングロードを利用されておりますし、散歩される方も多くおられますので、あえてお尋ねですけれども、こういったことの現状を町として、町内の町道だけでなく、こういったところにも目を向けているのか、そういった面について現状を知っているか、お尋ね申し上げます。

○議長（荒川 孝一君） 高山地域整備課長。

○地域整備課長（高山 拓二君） お答えいたします。

球磨川サイクリングロードは、一般県道湯前人吉自転車道の続称で、湯前駅から人吉駅までの約29キロメートルの自転車道です。町内においては、球磨川に沿って木上平野地区から一武平岩地区、浜川地区を通り、西地区は木綿葉大橋から小さで川に沿って国道219号につながり、人吉方面は石野公園付近で鳩胸川沿いを、西一丸の町道一丸久保宇野線に抜け、歩道との併用で人吉市とつながっております。

サイクリングロードの現状についてですが、当町としましては、一般県道湯前人吉自転車道、いわゆる球磨川サイクリングロードの管理が県であり、町での巡視を行っていないため、現状については把握しておりません。

以上です。

○議長（荒川 孝一君） 7番、竹田議員。

○議員（7番 竹田農利人君） 7番。よく御存じではないというようなことでございますけれども、やはり錦町のイメージが悪くなるのも一つあると思っておりますので、こういった面についても目を向けていただければ、助かるなというふうに思っております。

確かに言われましたように、このサイクリングロードは人吉駅より湯前駅までの29キロメートルあります。こういった中で、大変草が茂っていると思っております。この写真の2つを見ていただきましたけれども、こういった中で4メートルくらいありますけれども、この間12月の3日に当時の第4工区の役員で、堤防の草払いをしている、この部分です。非常に高いです。この部分を約400メートルほど、朝の8時から15時ぐらいまでかかって、10人ほどで草刈りをしたところでございます。

非常に危険なところでもあるし、高齢者でもありますので、大変御苦労もされたところでございます。ここには本当に太い幹の草もあります。これが、今葉っぱがある程度枯れておるからいいですけれども、これが生育がいいときには、重労働になっております。また一番困るのが、カズラが多いことです。切っていくながら、カズラに引っかかり引っかかりで、なかなか大変というようなことでございますので、こういった点もよく知っていただいて、お願い

したいと思いますけれども、写真の3と4をお願いいたします。

これがある程度、農道に面したところを3メートル、または4メートルぐらいの道幅のところを、草を切ったところですけども、またこれでも遮るものには届いておりません。こういったことでございますので、是非、町からも、県に刈っていただけるような対策、要望を出していただきたいと思っておりますが、その点についてお伺いいたします。

○議長（荒川 孝一君） 高山地域整備課長。

○地域整備課長（高山 拓二君） お答えいたします。

球磨川サイクリングロードは、場所によっては、堤防内側の河川敷を通るところ、或いは堤防沿いを通るところがあるかと思います。堤防の川側か、外側かで管理者が異なりますが、サイクリングロードの管理者である県にお尋ねしたところ、質問議員お尋ねの箇所については、県で対応予定とのことでございます。詳細な場所確認のための立会い等を予定しているとのことございました。

以上です。

○議長（荒川 孝一君） 7番、竹田議員。

○議員（7番 竹田農利人君） 7番。是非、要望をしていただければと思っております。私も今まで3回ほど行って、説明してどうにかできないかというようなことまで言っておりましたが、この頃やっと1回目の返事が戻ってきました。予算がすぐにはつかないけれども、来年度予算、また今年の余った予算があれば、少しでも皆さん方のお役に立ちたいという答えは一応頂いておりますので、是非今後のこともありますので、よろしくお願ひしたいと思います。

地元の方で元役場職員の方もおられます。担当された役場の方もおられますが、平成18年頃課長をされておられましたけれども、この方も数回に当たって今まで言ってきたと、でも何も受けてくれなかったと、それが歯がゆくて、歯がゆくてというようなことも言っておられました。今はもう工区の役員をしておられますので、余計そういった思いがあって、どうにかできないかという御相談もあっておりました。

こういった状況が続いておりますので、堤防ばかりではなくて、県道にしても、町道にしても、こういったところがあつたら、町も率先して県のほうに要望を出していただくように、皆様方、職員もこういったところに気をつけていただきたいし、私たちも見て、通行上危ないところがあれば、御相談をすることもあると思っておりますので、仕事も多くなると思いますが、そういった面も十分検討していただけたらと思います。

これもちまして、私の一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（荒川 孝一君） 7番、竹田農利人議員の一般質問が終了しました。

○議長（荒川 孝一君） ここで休憩します。休憩後は午後2時10分から開議します。

午後1時57分休憩

午後2時10分再開

○議長（荒川 孝一君） 休憩前に引き続き開議します。

ここで議長を石松副議長と交代します。

○副議長（石松まゆ子さん） 議長を交代しました。

それでは、これより12番、荒川孝一議員の一般質問を許可します。12番、荒川議員。

○議員（12番 荒川 孝一君） こんにちは、12番議員の荒川孝一です。ただ今より、私の2025年、令和7年12月定例会の一般質問を始めたいと思います。

町長をはじめ、各課長におかれましては、今定例会も既に8人の議員が一般質問され私で9人目と、お疲れだと思いますが、私が最後となります。よろしく申し上げ、質問に入っていきたいと思います。

まず初めに、先月11月7日に熊本市の自治会館において広報特別委員会の研修及びクリニックがありました。クリニックとは、講師の方と各町村で発行した広報紙の感想等でチェックをしていく方法なんです、そのクリニックで、本町議会広報紙「ほおじろ」について、他町村議会広報の方々からの指摘の中に、町長答弁が少ないという指摘がありました。確かに、私も議長席からほかの議員の質疑を聞いていても、町長に回答を求めるのが少なくなったのではと思っています。

そこで、今回私の一般質問、主に町長に答えていただく質疑を用意しております。答弁におかれましては、質問の趣旨に反したものにおいては、回答ストップの割り込みを遠慮なくさせていただきますので、あらかじめ御了承ください。

さて、今回私の一般質問事項は、錦町役場における組織内責任の所在を問うであります。本町における責任者は町長である。ただそれは対外的といえますか、町民の方々に対しても、一般的にはそうだと思います。ですが、私たち議員、或いは監査委員は、言わば内部の責任あると思います。そういう立場として、あえて組織内の責任の所在、組織内の責任の所在とさせていただきます。責任の所在とは、けじめのつけ方と捉えてもらってもいいと思います。3点ほど要旨を上げ聞き込んでいこうと思っております。

まず壇上からは、1点目、令和6年の決算により、ふるさと納税納入額減額から見える今後の財政管理。

私は今、議長を務めておりますので、決算認定審議のときは、各常任委員会の報告書を受け取るだけで、審議、質疑はできない。そこでその報告書を受けての質疑は今回すべきものと思っております。

まずは、ふるさと納税額の年々大幅に減額、減収要因は聞いております。その説明は要りません。今回の趣旨は総務課財政担当から聞いたふるさと納税寄附金で、給食無償化に対する費用等々充てている。このままでいけるのかという問には、あと4、5年はと、裏を返せば、このままではあと4、5年しかたない。

給食費の無償化、町長の任期中の限定条例かもしれないが、一度無償になったものは元には戻せない。給食費の材料も委託先の人件費も上がっている。また来年4月からと思われた公立小学校給食無償化国費支出も、いきなり県にも負担を求めるなど、混沌としている状態で先送りにされると私は思います。

町長に問います。ふるさと納税収入額減額から見える今後の財政管理はどう思っておられるのか、簡潔に回答をお願いします。もう一度申し上げますが、減少要因の説明は要りません。町長、答弁をよろしくお願いします。

○副議長（石松まゆ子さん） 森本町長。

○町長（森本 完一君） ふるさと納税の現在での、11月時点での納税額ということをお述べさせていただきますが、現在4,887万9,640円でございます。前年度に比べますと161%となっているところでございます。

ふるさと納税そのものが、少し時代の流れといえますか、それによって大きく左右されるなど、つくづく思うところでございます。

特に本町においては、返礼品によって納税される額というのが違いますので、その返礼品をやはりしっかりとPRしていく、そして返礼品を逆につくっていくと、そういうふうにならなければならないなどつくづく思っているところでございます。

現在、錦町の全てのいわゆる財源といえますか、基金が38億6,000万円ぐらいでしたかね。そこまで下がっ

て、ピーク時は、失礼しました。38億円が、今36億円ですね。大まかにいって、その程度にありますけれども、今後やはりこの基金そのものも、減ってくるのではないかと、そこを私は心配しているわけです。

ですので、今いろんな方からあれもしてくれ、これもしてくれという、たくさん申出がありますけれども、慎重にしていかなければならないと、つくづく思っているところでございます。そういう会計予算の運営といいますか、それをしていかなければならないと思っているところでございます。

以上です。

○副議長（石松まゆ子さん） 12番、荒川議員。

○議員（12番 荒川 孝一君） 12番。私として聞きたかったのは、ふるさと納税の今後ではなくて、今財政のこれを、影響を与えて、これからもあるのではないかとということも含めてお聞きしたつもりです。

今回、これはもう皆さん御存じですが、ガソリン税、上乘せされる暫定税率が31日に廃止されることになっていると、ガソリンが安くなる。これは喜ばしいことではあるけれども、ただ暫定税率の廃止に伴う年間1兆5,000億円に上る税収減が予測され、そのガソリン税の一部を地方自治体に譲与されており、また軽油取引税の暫定税率も4月1日に廃止されると、地方自治体全体で5,000億円を超える収入減となる。熊本県も82億円の減収が見込まれている。

これに関しては、先ほど来の新聞にも出ておりました。いきなり国が、県にも負担をしると、給食費の国費の件ですけど、県のほうは、皆さん、県知事会のほうでは、これ反発をしていると、こういうことで、また県の税収も減っていく、予測される。ますます県自体も財政は厳しくなっていくって、今回のこの給食費に限らず交付税減税は考えていかなければいけないと、私は思っております。

以前、これはふるさと納税ですが、2013年ですか、今から12年前、12月の定例会で、私は一般質問でふるさと納税、錦町も始めてみてはという提言をさせていただきました。当時、球磨郡では湯前町と山江村だったかな、それだけだったので、錦町もやるべきだと申し上げましたが、当時、町長は行政が金もうけをするには抵抗があると答弁されていました。ですが、ここですぐにもまたふるさと納税でも、錦町が始められて、基金を集めていたという状況であります。

今回、自治体、国、県からの交付金だけでは、住民への施策も思うようにいかない状態になっていくのではないかと、町長、ここ数年、私がお聞きしたいのは、ふるさと納税増収への、減っている、食い止める、品目がペットボトルの代わりにいろんなことをやったのか、その施策はどうだったのか、錦町どうだったのか、その点、町長はどういうふうに考えて、感想を持っていらっしゃるかお聞きしたいと思います。

○副議長（石松まゆ子さん） 森本町長。

○町長（森本 完一君） 我々のような人口1万そこそこの町で、なかなか税、町独自の税というのは難しいと思っております。今回、国勢調査がございまして、公表にはなっておりませんが、1万人を切っているのではないかなと思っております。

そうしていきますと、やはり皆さんから頂く税、そのものもやはり減っていくということでありますので、その中でふるさと納税への返礼品をつくっていくということを、議員の皆さん方も行政に対して、我々に、執行部に対して言われますけれども、議員の皆さん方におかれましては、何かこう提案でも示していただければ、そういうのを、みんなで町全体でものをつくっていくということに、尽きるのではないかなと思っております。

今、御質問いただきました何かあったかということをお尋ねされましたけれども、それはなかなか厳しいものがあったということでございます。

以上です。

○副議長（石松まゆ子さん） 12番、荒川議員。

○議員（12番 荒川 孝一君） 12番。皮肉なもので、お茶のペットボトルが主力だったと思うのですが、今は逆にお茶、抹茶ですか、今これがインバウンド人気もあって、かなり需要があるところいった、どこで、何が、どのような品がヒットするか、またはそういうふるさと納税の増収につながっていくかは、分からない状態ではあるかと思えます。

その中で、例えば県下のこのときは山都町、御存じのようにふるさと納税募集費用の割合50%を以下とする制度を破り、事前警告はなく、警告はなく、ぱっさりと2年間除外されるという国の処分を受け、3億円減収になるといいます。

私は危機感を持っていったほうが良いと思います。また仲介業者に頼りすぎという警告もありますが、町長は仲介業者に頼りすぎる、これは錦町ではどう思っているのか、お聞きしたいと思います。

○副議長（石松まゆ子さん） 森本町長。

○町長（森本 完一君） 失礼いたします。その前に企画課長より、今開発しておりますふるさと返礼品の品物について、発表させます。よろしいですか。（発言する者あり）確かに、職員そのものが、私も含めてですけども、中介業者をお願いする分もありますので、そこを尋ねてみながら開発をしているところで、レッドホースがありますけどですね。

○副議長（石松まゆ子さん） 12番、荒川議員。

○議員（12番 荒川 孝一君） 12番。一方では、あさぎり町、隣です。ふるさと納税額につながる米が、歌舞伎内飲食店と提供使用の覚書を交わし、全国的PRを、チャンスのできる機会を得たと報道され、あさぎり町の議長も、この調印式には同行されたんですが、お聞きすると、かなり人と人の出会いというか、そういったので、こういうふうにつながったということもあります。

また、ちなみに五木村の議長も、人吉市の議長も、県人会に出席してアピールしているそうです。以前、私もここで申し上げましたが、錦町の議長は行かんとですか、私はそういう誘いは1回もありませんという形をお答えして、どうせ行くならそういう雑誌、今、広報をどういうふうにやっているのって言ったら、広報を持っていっております。

私がここで言い方が悪かったんでしょう。広報だけではどうにもならないでしょう、ただそのときの課長が、つまらん広報ですいませんねと、あらぁ取り方違うんだ、私が申し上げたのは、あのときに、例えば人と、熊本県錦町出身の方とどうつながっていくか、昔を思い出せるために、昔の写真とか持って行ったりとか、そういうのをまとめた冊子とかつくって見たらどうだという提案したんですけど、非常に残念な思いをしたことがあります。

これから、ふるさと住民をかきあつめ、先ほど4番議員さんも言われました。飲食店にQRコードをつくってそういうすること、私もふるさと住民とかきあつめるようなことやってます。ここで写真をよろしいでしょうか。

これは、この前常任委員会で研修に行つて、道の駅彼杵の荘に寄つたときに、これが大きいポスターで貼つてあったんですよ。そこにQRコードで住民登録オフィシャルサポーターという形で登録していきませんかということで、いろんなことをやってます。あらゆる、いろんなことで、もちろん商品開発、さっきおっしゃられました商品開発がベストでは、私もないと思います。これは流行り廃りがありますから、それよりもまずはそういう住民登録、ふるさと住民登録制度というもの、今後は発展していくでしょうし、そういったものをやるべきではないかと思っております。

一つは町長も出席されたと思うんですが、一武八幡宮ですかね、大祭のときに、総代の方が大型バスで、これは夏目友人帳の関係で来てらっしゃる。例えばそういったところにも、こういうQRコードを使いながらも、ふるさと住民という形で紹介をしていく。これはもう先ほど4番議員の質疑、提案をそのまま受け取って申し上げますが、やはりそこで錦町のあらゆるところを紹介していく、そういったのもできるのではないかと思います。

そういったつながりを増やす手段も考えてみてはいかかかと、商品開発ではなくて、こういうやり方はどうかと思うのですが、町長いかがですか。

○副議長（石松まゆ子さん） 森本町長。

○町長（森本 完一君） 一武八幡さん、夏目友人帳、これにつきまして非常に今、東京のお客さんが多いということで、私も数回、日にちが合えば、自分の軽トラックに乗って現場に行き、その方たちと話をするわけです。私も、今言われましたように、多くの方が来ていただく。そのために情報をしっかり出していくということは、これはもう絶対大事なことでありますので、それについては、今後しっかりとそういうやり方をしていこうと思っています。

以上でございます。

○副議長（石松まゆ子さん） 12番、荒川議員。

○議員（12番 荒川 孝一君） 12番。我々は商品開発はなかなかできません。もちろんそこに関しては、今御紹介されかけましたけど、本当に色々やっけていらっしゃると思います。

私たちがやれることは、それに関してまたほかのどこから仕入れてきた情報、こういったやり方もあるのではないですかと提案ですので、そういったのを委員会も含めて申し上げますので、参考にできる分は、是非よろしく願いたいと思います。

それでは、質問の要旨2番目に入っていきたいと思います。

令和6年度決算より、介護保険特別会計不用額多額から見える予算算定管理、所管である厚生文教経済常任委員会の決算審査報告書には、介護保険特別会計は第9期保険料となって1年目の年であった。第10期に向けて保険料上昇を抑制するために検証に努められたい。また予算の執行については不用額が多い項目があるため、適切な管理執行を望みたい。

また監査委員の報告書にも、歳出の保険給付金各項目において、多額の不用額があり、予算執行の管理が著しく適正を欠いたものであるとあります。厳しく意見してあると私は思います。

私は、決算審議のとき、毎年議長席に座っていないときでしたが、最も注視していたのが監査委員の報告書です。監査委員は言わば自治体のかかりつけドクター、かかりつけの医です。私はそう認識しています。確かに令和6年度の介護保険料特別会計不用額が約8,300万円、令和5年度の不用額が1,300万円からすると大きく変化している。その中には6月にも補正、7月にも補正、監査委員の話では、補正の約72%が不用額となっている。

まずは町長、この監査報告書、常任委員会含め、監査委員さん方の決算書の報告書を見て、この決算不用額どう思っているのかを、町長にお聞きします。

○副議長（石松まゆ子さん） 森本町長。

○町長（森本 完一君） この不用額につきましては、私も質問議員の言われたとおり、やはりもう少ししっかりと精査といたしますか、しっかりと予算を組むといたしますか、余りにも予算そのものが大きく見方というんですかね、それだなとつくづく思ったところでございます。

今後についても、今御指摘のありました点につきましては、しっかりと精査をしながら予算を計上して、そして議員の皆さん方、或いは住民の皆さん方のサービスの向上に努めたいと思っています。

以上です。

○副議長（石松まゆ子さん） 12番、荒川議員。

○議員（12番 荒川 孝一君） 12番。監査委員は行政のかかりつけドクター、医だからこそ、不正を暴くのではなく、不正を回避するため、指摘されていると私は思います。

令和6年度担当課長が移動している。このような場合、令和7年度の担当課長が引き継いでいるかもしれませんが、当然引き継いでいるでしょう。令和6年度の担当課長がどう思っているのか、これが私は肝だと思えます。これが今回の質問の要旨のタイトルの責任の所在者のはずです。当時課長、前任者はなぜこのようになったのか、指摘をどう思い、後任課長に伝えるかをお聞きしたいと思います。住民福祉課長。

○副議長（石松まゆ子さん） 吉田住民福祉課長。

○住民福祉課長（吉田 誠二君） お答えをいたします。

決算で大きな不用額が出たということで、1つ上げられるのは、繰越金これが大きな不用額が出た要因かと、私は分析をしております。といいますのは、繰越金が前年度6,200万円ございました。これを全て6月補正で予算に計上した関係で、これをまた3月末の補正で3月の専決処分、これで全額1,000円なりに計上すれば2,000万円ほどの不用額になることになるんですが、これは予算の執行状況といいますか、組み方でもありますし、また歳出のほう、給付費、これが思ったほど伸びなかった。これが主な要因かなと、私のほうでは分析をしております。

以上です。

○副議長（石松まゆ子さん） 12番、荒川議員。

○議員（12番 荒川 孝一君） 12番。今特に補正予算で上げた金額がまたあったということです。先ほどおっしゃるように、そういった繰越金含めて、どういうふうに計算していくか、もちろんこれが監査委員の方、議員選出の監査委員、または代表監査委員、そういった方々には、しっかりと説明して、そっちのほう納得していただいたのですか。

○副議長（石松まゆ子さん） 吉田住民福祉課長。

○住民福祉課長（吉田 誠二君） お答えいたします。

私のほうから直接監査委員さんのほうに説明したということはございませんが、そのことは、今の保険政策課長のほうにお尋ねしてあるかと思えます。そこで納得されたかどうかは、私のほうではちょっと確認はできておりません。

以上です。

○副議長（石松まゆ子さん） 12番、荒川議員。

○議員（12番 荒川 孝一君） 12番。監査委員の報告からいくと、納得はしていない文章です。こんだけ不適切という形の言葉が、監査委員の報告の中に入っているんです。申し上げたように、私は、かかりつけのドクターであり、いろんなことを修正、改正、だからそういったのをしっかりと伝えて、そういうふうに、それが私の正論ですという形で言うなら、それをはっきり担当課長ではなくて、決算に関しては、令和6年度に関してはあなたですよ、担当者は。そこが1つは怠っている。これが正しいかどうかは、後でまた監査委員の方も話すかもしれませんが。

ただ監査員の報告、我々は受けるわけです。監査委員の報告書として、そこにしっかりと書いてあるのがこの部分なんです。だからそこははっきり言って、そういう私がどうのこうのではなくて、しっかりと監査委員に伝えて、監査委員が納得してそれは仕方なからうと言ったら、なからうです。先ほど言われたように、そのくらいの金額で済むのでしょから。

でも、報告文、我々が受けるのはここなんです。監査委員の報告書がまずは出てくるんです。ですから、今後、次

の課長はしっかりとそういったのは、そういう計算になりましたと、ですからこうですと、それをするのが責任だと、私は思いますので、是非今後そういったものは改善していただきたいと、私はと思いますが、町長いかがですか。

○副議長（石松まゆ子さん） 森本町長。

○町長（森本 完一君） 先ほど言いますように、予算そのものづくり方と申しますか、基礎の部分がやはり欠けていた分があるのかなと思っております。予算を組むときにはしっかりと精査しながら、今後対応していきたいと思っております。

以上です。

○副議長（石松まゆ子さん） 12番、荒川議員。

○議員（12番 荒川 孝一君） 12番。介護保険に関する質疑はこれで終わります。ただ決算書に関しては、私も冒頭、先ほど申し上げましたが、議長という立場、常任委員会のほうにも、総務建設常任委員会にももちろん入ってはいますが、決算書に関して審議ですね、この議場で、そこには、その議長席に座っていますから、議長席から手を挙げて聞くわけにはいかないものですから、そこはいつも思いながら、決算書を受けて、私は議長として受けたものとしては、ここはまだ私も納得できないと思う部分は、しっかりと今後も聞いていかないといけないかなと思っておりますので、どうぞよろしくお願ひしたいと思ひます。

それでは3番目、2件の職員不祥事処分対応から見えるコンプライアンス違反に関する危機管理です。

まずコンプライアンス、基本的には法令遵守、直訳です。ですが、これに関しては意味だけでなく社会的規範、会社内の論理、理論、倫理、そういったものが入っているというのが本来の意味だと私は思っていますので、こういった意味で聞いていきたいと思ひます。

ここに、2枚の懲戒処分ものがあります。書類がです。もちろんこれは役場の総務課長から受け取ったものなのですが、一方は停職6ヶ月、30代地域整備課ということです。もう一件が20代、懲戒免職です。あと書類もらっているのが、懲戒処分等の公表基準という書類なんですけど、単純に、私は今回ここに8月付、10月23日そうですが、町長をはじめ、同僚の職員の皆さん、そして我々議員も今回のこの件に関しては残念でなりません。

町長のコメントは広報等に記してありました。この件に関して二度と起こさないためにも、確認をせねばならないと私は思っています。

まず、初めに、合計約1,100万円互助会組合横領した分の件ですが、全額返還されたということで、ないにしないでということで訴えはしないと、組合の方々も判断されたようですが、犯罪は犯罪です。私は、この20代の若者が1年足らずで巨額の金をなぜ必要としたのか、訴えはしないにしても、それはそれでいいんですが、何に使ったのか。

例えば、今オンラインカジノというのがあります。これはこの間新聞に載ってましたが、中学1年生の少年がオンラインカジノで700万円使った。または犯罪に巻き込まれているかもしれない。起因は聞いているのか。これは総務課長でいいですか。

○副議長（石松まゆ子さん） 有瀬総務課長。

○総務課長（有瀬 耕二君） お答えいたします。

今回の事案につきまして、最終的な組合側、互助会側からの報告というのは、まだ頂いていない状況です。告訴しないという状況についても、まだ確認はしていないところなんですけれども、中身につきましては、相手方の使途とかが明らかにならない限りには、刑事告訴もしますよという段階で止まっているところです。そういったところです。

以上です。

○副議長（石松まゆ子さん） 12番、荒川議員。

○議員（12番 荒川 孝一君） 12番。そういった意味では、私のほうがまだ情報不足というか、そこまで聞いていなかったものですから、ただ懲戒処分の公表が出たものですから、ある程度は、また町長の職員の不正行為のお詫びという形の文書も出たので、一段落して何らかの概要も含め分かってきたのかなと思って聞いたところです。

今回も議案の中にありますが、町長、副町長、10分の1、1ヶ月減給の件です。この件、専決報告、これはこの1,000万円のほうの方に対しての、自らの処分ですか。確認させてください。

○副議長（石松まゆ子さん） 森本町長。

○町長（森本 完一君） 今回の不祥事に関しまして、2件の分の件についてでございます。

以上です。

○副議長（石松まゆ子さん） 12番、荒川議員。

○議員（12番 荒川 孝一君） 12番。では、この8月と10月、この2人の分に対しての処分ということによろしいですね。

では、その前に、町長の職員の不正行為のお詫び、これに関してはどちらの分ですか。それとも2つ一緒ですか。

○副議長（石松まゆ子さん） 森本町長。

○町長（森本 完一君） 2件の分でございます。

○副議長（石松まゆ子さん） 12番、荒川議員。

○議員（12番 荒川 孝一君） 12番。だとちょっと話が違ってきました。

というのが、まずその前に停職6ヶ月の処分を受けた者の件ですけど、ここに懲戒処分の公表があって、17件の事務処理を放置し遅延させたと書いてあります。ここで聞きたいのが、この職員は事務処理放置した。それを自分でちゃんと直したのか、それともう手は出さなくて、代わりの職員がやったのか、そこを確認させてください。

○副議長（石松まゆ子さん） 有瀬総務課長。

○総務課長（有瀬 耕二君） お答えいたします。

本人以外の同僚係員のほうで処理したと聞いております。

以上です。

○副議長（石松まゆ子さん） 12番、荒川議員。

○議員（12番 荒川 孝一君） 12番。だとすると、これは私もちょっと確認したんですけど、残業しているんです。これ現金ではない、公金ではない、でもお金です。公金というんですか、残業代という、それは現ナマではないにしても、しっかりと役場、公金を使っているという認識で、私はいいと思うんですが、よろしいですよ。

となると町長の文章おかしいです。公費は使ってないという形で入ってます。これ町長2件分だと、つじつまが合わないと思いませんか。いかがですか、町長。

○副議長（石松まゆ子さん） 森本町長。

○町長（森本 完一君） 今回の2件の分とも、職員の組合、それから互助会の分の担当ということで、そういう意味での町のお金が入っていないという意味での文章でございます。

以上です。

○副議長（石松まゆ子さん） 12番、荒川議員。

○議員（12番 荒川 孝一君） 12番。そういうことで処分ということですね。これをどうのこうの言っても、また水かけ論でしょうから、1つ確認なんですけど、停職6ヶ月の懲戒を受けた者というのと、これが17件と職員のクラブで二百何万かという形で、130万円で停職処分、懲戒免職になった者は1,000万円横領、でもこれは業務

がどうのこうのは書いていない。こちらが懲戒免職、1,100万円。

では130万円プラス事務処理を放置して遅延させた、こちらの方が停職6ヶ月。金額は町長の文章からいくと、どちらも公金ではない、公金ではないですよ、じゃあ130万円と1,000万円ですか、ただ事務処理を放置したのは17件、こちらが停職6ヶ月、これ私理解できないんです。この処分の停職6ヶ月と懲戒免職になって、金額が多いから懲戒免職なのか、そこだけ確認させてください。

○副議長（石松まゆ子さん） 有瀬総務課長。

○総務課長（有瀬 耕二君） お答えいたします。

いずれも町の顧問弁護士の方に相談しながら進めたところなんですけれども、金額の方といいますよりは、今回金額の大きいほうにつきましては、業務上の横領ということで、刑事罰にした際の刑罰の重さ、そこでよっての違いが出ております。

以上です。

○副議長（石松まゆ子さん） 12番、荒川議員。

○議員（12番 荒川 孝一君） 12番。これをどういうふうにな得したらいいのだろう。悩みます。というのが弁護士さんに相談してという形でいきますと、ただ私は、この17件の事務処理をし、そのフォローのために職員の方が残業までして、片づけなければいけなかった。私はこちらのほうが悪質という言い方がいいのかな、こちらのほうがちょっと始末悪いのではないかと私は感じるんです。

多分一般的な感覚でもそうではないのかなと思うのですが、その点について、そういったのがあったのですが、そういったのをちゃんと説明していただかないと、我々は単純にこれだと、そういうふうに取り扱ってしまうだけです。我々に配ってきた懲戒処分の公表については、なんでこうなんだろうかって、こっちは6ヶ月停職だけで、こっちは懲戒免職なんだ。そこはしっかりとしていけないといけない、先ほどから、この内容、起因も分かってない。そういったのはしっかりとしていかなければいけないと思うのですが、この件に関して、蒸し返すかもしれませんが、昨日、2番議員は質問されましたけど、職員に対してどういう指導をしているんですかと、お金に関しては、上野会計管理者、あなたは前回のこの件に関しての責任者だったんですよ。見ていなかったのですか。

○副議長（石松まゆ子さん） 上野会計管理者。

○会計管理者（上野 陽一君） 先ほどの事務処理に関してですけども、これにつきましては、係長はじめ、課員の者に再三言ってきたつもりではあります。ただ最終的に、事務処理が怠っていたという件については、私としては大変責任を感じているところであります。

以上です。

○副議長（石松まゆ子さん） 12番、荒川議員。

○議員（12番 荒川 孝一君） 12番。先ほどからずっとかなりきついことばかり言っておりますが、今回のタイトルが、組織内の責任の所在でありますので、そういったのを片づけていかないと、我々議会議員、私もいろんなことを、町民の方から言われました。副議長もそうだったか。いろんな方から、この事件に関して、錦町は、どぎやなととつとや、ゆるいじゃないかっていう感じの話も聞きます。

これに関しては、本当に我々も、職員に関しては我々なんか非常勤なんでどうしようもないんですけど、ただこういったことをしっかりと追求なり、はっきりとしていかないと、私はこれが議員としての仕事でもあるかと思って、今回質問しております。

これからまた申し上げますが、例えば、これは昨日やはり2番議員から言われた、副町長、あなたにお伺いします。

この最後に地域整備課で不祥事を起こしたこと、事務処理の不具合ですよ。起こした職員、その前にいた住民福祉課での事務処理があったと思います。これは私が情報を仕入れて、全員協議会でも、あなたがまだ総務課長だったときにどうなっているんですかとお聞きしたことがあります。そのときは追及したと思いますが、例えばそういった問題を起こす可能性がある者、昨日、課員の指導とかそういったので色々言われてましたので、改めてお聞きしますが、他の課に移動したときに注視すべきではなかったのか、これをもうちょっと確認させていただきたい。

○副議長（石松まゆ子さん） 深水副町長。

○副町長（深水 英雄君） ただ今の御質問にお答えいたします。

その直前の住民福祉課の課において、事務が滞る部分があったという職員が、結局その次年度に地域整備課に異動したわけですけれども、その地域整備課に異動した際に、そのような事案が発覚したということで、異動した際に当初にそういった注意喚起といえますか、本人への指導等が後手に回ったというのは否めないかなと思っております。以上です。

○副議長（石松まゆ子さん） 12番、荒川議員。

○議員（12番 荒川 孝一君） 12番。今、おっしゃったようにフォローではないですけど、人がどう変わるかは分かりませんし、真面目になったかもしれない。でも、この後に17件そういう事務処理をやったと。17件って、結構その大きさ、問題1件1件がどんなに深いのか、どんなに大事なのか、まだ私は知り得ません。でも、件数から言って17件やるというのは、もうはっきり言って常習性もあったのではないかと私は思うんですよ。

そうすると、そういったことを起こすというのをちゃんとチェックできなかったというのは、やっぱり前課長にも責任は私はあると思います。見抜けるか見抜けない、それ事務処理がどうだったのか分からない。その体制が難しい、無理があったのではないかと。

我々は私も総務建設常任委員会におりますので、地域整備課がとても忙しいというのは分かっています。ですから、残業代はたくさん出るよな、出ても仕方ないかという形で割り切っていた私どももチェックの甘さがあったかもしれない。その点は反省すべきだと私は思っています。

また、こういったことが二度と起こるか起こらないか、これは分かりません。二十何年前にもやはり建設課だったかな、何課って言ってたかな、ありましたよね。あとは給食費のほうもありましたよね。あとほかの町村でもあったりしています。

ですから、我々議員もそうですが、役場職員の方々も聖人君子ではないですが、何か起きたときには錦町議会議員何とか何とか、錦町役場職員何とか何とかと、名前は出ないにしても、本名は出ないにしても、そちらのほうは絶対出るはずですよ。こういったのがやっぱり起きると、町民の方は物すごく、今、なんばしよとやという形で声がかかります。また、今回一般質問で皆さんがやったように、我々議員には町民の方がすぐいろんなことで電話されてきます。ですから、そういったので、どう答えていいのかも今回も分かりませんでした。

ただ言えることは、ここはこのまましとつとやと、私は今回あえて皆さんから、また荒川は要らん事言ってと言われるかもしれませんが、言わないといけないのが議員であり、私はこれが議長の仕事だと私は思いましたので、今回一般質問させていただきました。多分気分を悪くされたかもしれませんが、是非これはお互いのチェックをしっかりとって、錦町のために日頃の活動、一生懸命やっている姿が無駄にならないようにやっていただければと思います。

10分ほど早くなりましたが、これで私の一般質問は終わります。

○副議長（石松まゆ子さん） 12番、荒川孝一議員の一般質問が終了しました。

○副議長（石松まゆ子さん） ここで、議長を荒川議長と交代いたします。

○議長（荒川 孝一君） ここで休憩します。休憩後は、午後3時10分から開議します。

午後3時00分休憩

午後3時10分再開

○議長（荒川 孝一君） 休憩前に引き続き開議します。

日程第2. 議案第85号

日程第3. 議案第86号

日程第4. 議案第87号

日程第5. 議案第88号

日程第6. 議案第89号

○議長（荒川 孝一君） 日程第2、議案85号令和7年度錦町一般会計補正予算（第5号）から日程第6、議案第89号令和7年度錦町下水道事業会計補正予算（第3号）についての5議案を一括議題とします。

本案につきましては、去る9日に提案理由の説明が終わっております。

ただ今から本案に対する質疑を許可します。質疑ありませんか。8番、岡田議員。

○議員（8番 岡田 武志君） 8番。予算書41ページの人吉海軍航空基地資料館空調設備の新設工事に対する不用額1,004万円に対しての、この不用額の発生した内訳というのを教えてください。工事金額の中で、これだけの工事が行われて、これだけの不用額が生じたということを詳細を教えてください。

○議長（荒川 孝一君） 中村企画観光課長。

○企画観光課長（中村 裕二君） お答えいたします。

人吉海軍航空基地資料館の空調設備新設工事につきましては、エアコン2基を新設、あと低圧から高圧に変えるキュービクルを設置するものでございます。こちらのほうが予算額2,000万円に対しまして、工事の精算額は995万9,726円ということで、執行残の部分を1,004万円減額するものです。

以上です。

○議長（荒川 孝一君） 8番、岡田議員。

○議員（8番 岡田 武志君） 8番。これはもともと予定工事と工事の内容的にはそのままだったのか、例えば工事をやるに当たって内容が少し変更されたとか、工期が大幅に短縮してこういった数字が表れたのかということであったのか、お願いします。

○議長（荒川 孝一君） 中村企画観光課長。

○企画観光課長（中村 裕二君） お答えいたします。

工事につきましては設計内容どおりに行われまして、若干工事の段階で変更が出た部分、土工とかそういう部分で出ましたけれども、おおむね設計どおりの施工となっております。

以上です。

○議長（荒川 孝一君） 8番、岡田議員。

○議員（8番 岡田 武志君） 2,000万円の工事に対して約1,000万円の半分でできたということは、見方によっては工事業者が一生懸命頑張ってくれたというふうにも取れますが、逆に言うといろんな憶測も出てきます

ので、やはり工事予定、積算ですね。そういうのはきちっと持って、このように半分ぐらいでできることは余りありませんので、もう次から積算が甘かったとか、あとは業者が無理して落札したとか、そういったことがないように、次にそういうことはないようにしていただきたいと思います。

以上です。

○議長（荒川 孝一君） ほかに質疑ありませんか。9番、池田議員。

○議員（9番 池田 秀晴君） 9番。51ページの小学校と中学校のタブレット購入費減額で、1,800万円ちょっとあるんですけど、これはどのような関係でこれだけマイナスが出たんでしょうか。

○議長（荒川 孝一君） 尾方教育振興課長。

○教育振興課長（尾方 良一君） お答えいたします。

タブレット購入に関しましては、9月議会において財産の取得、物品の購入の議案として上程させていただいて、御承認をいただいた案件でございまして、そのときも御説明しましたが、発注自体は熊本県内の同機種を購入する自治体をまとめて共同で購入しました。錦町を含め8市町村、大体1万3,000台分ぐらいだと思います。熊本県の共同審査プロポーザル方式による業者選定の下で購入をしております。

当初予算の際に、国の補助単価1台当たり7万3,500円で予算を計上させていただきました。実際に業者が決定して、購入する額1台当たり5万6,650円、約1万7,000円弱の下落と言いますか、安くなったということです。

錦町単体で1,000台ぐらいを買うよりも、共同で1万3,000台ぐらい買ったほうが、納入単価が安くなったということによる不用額です。大体1万7,000円ぐらいの差の、錦町は約1,000台ぐらいでしたので、1,700万円ぐらいの減になったということになります。

以上です。

○議長（荒川 孝一君） 9番、池田議員。

○議員（9番 池田 秀晴君） 9番。今後もこういうふうなタブレット購入の時期が近づいてくるかもしれませんが、今後は単体でなくて、そういうふうな各市町村と打ち合わせしながら進めていただければ、予算の確保もできるのではないかと思いますのでよろしく願いいたします。

以上です。

○議長（荒川 孝一君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 孝一君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

それでは討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 孝一君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

よって、これから採決に入ります。

お諮りします。議案第85号令和7年度錦町一般会計補正予算（第5号）については、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 孝一君） 異議なしと認めます。よって、議案第85号は原案のとおり可決されました。

お諮りします。議案第86号令和7年度錦町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）については、原案のとおり

可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 孝一君） 異議なしと認めます。よって、議案第86号は原案のとおり可決されました。

お諮りします。議案第87号令和7年度錦町介護保険特別会計補正予算（第3号）については、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 孝一君） 異議なしと認めます。よって、議案第87号は原案のとおり可決されました。

お諮りします。議案第88号令和7年度錦町水道事業会計補正予算（第3号）については、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 孝一君） 異議なしと認めます。よって、議案第88号は原案のとおり可決されました。

お諮りします。議案第89号令和7年度錦町下水道事業会計補正予算（第3号）については、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 孝一君） 異議なしと認めます。よって、議案第89号は原案のとおり可決されました。

日程第7. 議案第99号

日程第8. 議案第100号

○議長（荒川 孝一君） 日程第7、議案第99号錦町給水条例の一部を改正する条例と日程第8、議案第100号錦町下水道条例の一部を改正する条例についての2議案を一括議題とします。

本案につきましては、去る9日に提案理由の説明が終わっております。

本案に対する質疑を許可します。質疑ありませんか。10番、金山議員。

○議員（10番 金山 民幸君） 10番。議案第99号錦町給水条例の一部を改正する条例について、質疑いたします。

本案件につきましては、一般質問等で内容等について説明があつているところですが、改めて次の4点について、担当課長にお尋ねします。

まず、4点を読みますのでよろしくお願いいたします。

1点目、令和6年度末の加入戸数と未加入戸数について、2点目、令和6年度末累計水道料未収金について、3点目、令和6年度決算において、一般会計からの繰入金について、4点目、水道料金改定率と増加額について、お尋ねします。

○議長（荒川 孝一君） 高山地域整備課長。

○地域整備課長（高山 拓二君） お答えいたします。

まず、令和6年度末の加入戸数と未加入戸数についてということで、加入戸数でございますが、こちら戸数でございますと3,705戸でございます。令和6年度末の世帯数が、こちら横山、中原地区を除いたところの整備済みのところで、3,944戸ございますので、率としましては93%となっております。未加入戸数については、278戸でございます。

次に、令和6年度末の累計水道料の未収金でございますが、こちらは累計の水道料未収金740万2,705円で

ございます。令和6年度末の未収金でございますが、こちらについては441万4,640円でございます。

次に、令和6年度の一般会計からの繰入金の額についてでございますが、繰入金の額は9,183万8,000円、そのうち基準内が8,329万2,000円、基準外が854万6,000円でございます。

最後に、水道料金の改定率と増加額ということであったかと思うんですけれども、こちら全体を平均しまして、それぞれの使用水量に応じて若干変わりますが、平均としまして改定率、大体19.5%くらいになるかと思われます。この改定をしたときの増加額でございますが、税抜きで約2,200万円になります。税込みでございますと2,420万円くらいになるのかなと思っております。

以上でございます。

○議長（荒川 孝一君） 10番、金山議員。

○議員（10番 金山 民幸君） 10番。分かりました。

以上で終わります。

○議長（荒川 孝一君） ほかに質疑はありますか。9番、池田議員。

○議員（9番 池田 秀晴君） 9番。今、未加入が278戸と言われましたですね。それは本管が通っているところだけの計算ですか。

○議長（荒川 孝一君） 高山地域整備課長。

○地域整備課長（高山 拓二君） こちらは、町の水道が来ているところでございます。

以上です。

○議長（荒川 孝一君） 9番、池田議員。

○議員（9番 池田 秀晴君） 9番。この278戸の未加入のところに、1回でも御相談に行かれたことがありますか。加入してくれと。そこのところちょっとお尋ねします。

○議長（荒川 孝一君） 高山地域整備課長。

○地域整備課長（高山 拓二君） 未加入戸数の278戸とお答えしましたが、そちらについて、1戸1戸地域整備課のほうで、町の水道に加入してくれというような戸別の依頼はしておりません。この加入の促進としまして、一つの方法として住宅リフォーム補助金の中で説明をして、加入の促進を図っていったところです。

以上です。

○議長（荒川 孝一君） 9番、池田議員。

○議員（9番 池田 秀晴君） 私が思うのは、向こうから加入しますと言ってくるよりも、やっぱりそこのところの手ほどきを、何らかの形で手を打っていかないと、絶対加入する人は少ないと思うんですよ。やっぱりそういう努力をしていただきたいと思うんです。いかがですか。

○議長（荒川 孝一君） 高山地域整備課長。

○地域整備課長（高山 拓二君） お答えいたします。

質問議員言われるように、この278戸の未加入世帯について、こちら協力をお願いしていくことになるかと思うんですけれども、一般質問の中でお答えはしたんですけれども、今後、未加入の組合水道に入っていच्छやる方について、組合水道ごとに説明と言いますか、丁寧な説明ですね。制度ではなくて、今後こういうメリットがある、デメリットがあるということを説明しながら、また水道組合のほうも農業関係者等、水道組合の水道を大事にされている方もいच्छやいますので、こちら町の水道が来ているところについては、町の水道も入っていただいて、水道組合のほうの水道は、農業用に使っていただくというようなハイブリッドと言いますか、今ふうに言いますと二刀流

というか、そういう形で両方使っていただいているのかなというところも説明して、加入促進につなげていきたいと思っております。

以上です。

○議長（荒川 孝一君） ほかに質疑はありませんか。2番、丸小野議員。

○議員（2番 丸小野聖一君） 今回の料金改定に伴いまして、一つ昨日の一般質問の中でお話をさせていただいたのに、地方公務員というのは公共の利益のために勤務するとありました。私はその観点で、この水道事業、下水道事業については、今回の議案というか考えではなくて、10年、20年単位で広域化を進めなければ、なかなか解決しないところ、あると考えています。

その部分で、今現在で、そのいわゆる人吉、球磨が一体となって、何かこういう広域化の話というのはございますでしょうか。御質問いたします。

○議長（荒川 孝一君） 高山地域整備課長。

○地域整備課長（高山 拓二君） お答えいたします。

国のほうで、広域化の話、補助金と言いますか、国の制度を用いて広域化を図っていくというような動きがあるということが11月の中旬くらい、或いは昨日も新聞に載っていたところがございます。

ただ、こちらの広域化、国の補助を頼っての広域化については、人口が約10万人以上のところが対象になるというところで、広域化した後の人口が10万人以上ということでありますので、人吉、球磨10万人切っておりますので、そちらの国の制度はちょっと活用できないのかなとは思っておりますが、現在、広域化の検討については、まだしてないところがございます。水道施設の更新、或いは維持管理、事務費と、これからも事業の多額の経費がかかってまいります。

今後、単体ではなくて、人吉、球磨で広域化についても考えないといけないと思っております。その時期が来るかと思えますけれども、広域化に伴うメリット、デメリットを踏まえて、将来を見据えた町の水道事業の在り方について検討してまいります。

以上です。

○議長（荒川 孝一君） 2番、丸小野議員。

○議員（2番 丸小野聖一君） ありがとうございます。

やはり、私たちが地元に戻りまして、今回の議案が無事通りまして、料金が上がりましたという中で、説明なり今後どうなるのという御不安は、これは水道料金だけじゃなくて、いろんな料金が上がってくる中で、御質問をよく受けます。

その中で、私なんかはこれがあつたらいいなというところで、10年後、20年後、自治体の動きがこのままだったら、安いところと高いところって10倍ぐらい変わってくるんですね。これは国土交通省が出してます。1,000円台のところもあれば2万円ぐらいのところもあると。

そういう意味で、実際、10年、20年単位のロードマップこれをお示し、なかなか難しいところではあるんですけど、中長期的なこういう体系になっているんですよという御説明が、私自身もそれがあつたら一生懸命できますし、なくても一生懸命、料金は上がっていくんですよという御説明を差し上げて、気持ちよくではないんですけど、住民の方にそういうことで料金が上がるのは大変なんだなということを御理解いただく。こういう作業が、今後、皆さんもお問合せいただきますし、私たちも住民の方からお問合せをいただくことがありますので、これは要望になるんですけど、すぐつくってくれではないんですけど、やっぱり中長期のロードマップをおつくりいただくと、御説明という

か、住民への御納得も増えるのではないかと思いますので、そこは是非お願いしたいと思います。

以上です。

○議長（荒川 孝一君） ほかに質問ありませんか。8番、岡田議員。

○議員（8番 岡田 武志君） 8番。今回の水道料金の改定なんですけれども、先ほどから話を聞いていますと、未加入世帯の中には本管整備がなされている地区と本管整備がない地区ですね。整備がなされている地区は、例えば今すぐにも工事をすれば、町水道に加入できると。しかし、本管が通ってないところは、実際、町水道に入ろうと思っても、工事計画を練ってまた予算立てをしていかないといけないことであって、横山、中原地区のほうがないということなんですよ。

ですから、これ100%を目指すというのは理想なんですけれども、実際はつきり言って本管延長が長ければ長いほど工事費もかかりますし、コストもかかる、維持管理もかかるわけですから、そういった意味での町水道の将来像というんですかね。そういうのをきちんと示す必要があるのかなと思っています。

実際、この公共料金というのはどんどん上がっていきます。これは避けられないことなんですよ。ただ町水道は安心安全、何かあれば町が責任を持ってくれる。しかし、簡易水道組合は、何かあったら自分たちでやらなければならない。もし、水道。

○議長（荒川 孝一君） 岡田議員、質問ですか。

○議員（8番 岡田 武志君） すみません。

○議長（荒川 孝一君） 質問をよろしくお願いします。

○議員（8番 岡田 武志君） 町の計画としては、どういったものを目指しているのか、その方向性を教えていただきたいと思います。

○議長（荒川 孝一君） 高山地域整備課長。

○地域整備課長（高山 拓二君） お答えいたします。

町の水道事業の将来像ということだと思いますけれども、こちら町の水道、今後も費用といたしますか、事業の経費がかかっていくところではございますが、先ほど質問議員が言われたとおり、安心安全の水を町民の方に供給するためには、今、面整備が済んでいませんが、中原、横山地区のところについても、いつ何どき災害だとか、また組合水道のほうの不具合がある可能性もございますので、そちらについては、今後、将来的に整備が必要になってくるのかなとは思っております。

ただ、これまでの水道組合との歴史といいますか経緯があって、今、まだ町の水道に、そちらのほうまで整備が進んでいないという歴史もあるかと思っておりますので、そちらも把握しながらそこも考えていきたいと思っております。

ただ、未整備の区間のところに、水道の整備だったり、管の整備を行うには、多額のまた経費がかかりますので、そちらも踏まえた上で、今後の将来計画、10年後、20年後、そちらも検討しながら考えていきたいと思っております。

以上です。

○議長（荒川 孝一君） 8番、岡田議員。

○議員（8番 岡田 武志君） 町水道に加入されている方は、町の事業に賛同いただいて協力していただいているというふうに捉えていますので、先ほど言われた制度とかメリットもありますので、どんどん説明をきちっとして理解を求めるところが大事かなと思います。

以上です。

○議長（荒川 孝一君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 孝一君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

それでは討論を行います。討論ありませんか。9番、池田議員にお伺いします。議案第99号についてでしょうか。議案第99号か議案100号についてかの確認です。

○議員（9番 池田 秀晴君） 99号です。

○議長（荒川 孝一君） 99号ですね。

○議員（9番 池田 秀晴君） はい。

○議長（荒川 孝一君） それでは、議案第99号についての討論を行います。

まず、本案に反対議員の討論を行います。9番、池田議員。

○議員（9番 池田 秀晴君） 9番。本管理設箇所で、全戸加入で100%に近い状態であれば、予算不足であれば私は同意しますが、未加入世帯での加入促進の努力の跡が見えないのではないかと考えます。100%加入者がなされるまでは、一般財源から投入すべきと考えます。また、値上げしたら加入世帯は減少すると思います。よって、反対します。

次に、議会で決定したことには、町民は何も言えないということをつけ加えて反対します。

○議長（荒川 孝一君） 次に、本案に賛成議員の討論を行います。10番、金山議員。

○議員（10番 金山 民幸君） 10番。議案第99号錦町給水条例の一部を改正する条例について、賛成討論を行います。

上水道事業会計は、説明にもありましたように、6年度決算において赤字額の累計が9,612万7,000円となっており、このまま料金改定をしないと、令和6年度決算見込みで繰越欠損額が2億2,538万3,000円となり、健全な事業経営ができなくなるのが危惧されることです。

今後、人口減少により水道料金の減収が予測される一方、人件費や電気料等経常経費の高騰をはじめ、借入金の償還金や特に老朽化した水道管の維持補修等や水源5つあります。それから貯水槽6つの施設及び電気設備等の改修、更新等に多額の経費が見込まれますので、健全な経営に資するための水道料金改定は厳しい社会状況下にありますが、避けて通ることのできないことと私は判断します。

上水道事業の独立採算制の経営上、未加入者の加入促進と共に、水道料金未収金徴収については、受益者負担の公平性の確保から、法令による措置により全額徴収に努められることを要請し、本案件については賛成とします。

以上です。

○議長（荒川 孝一君） 次に、本案に反対議員の討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 孝一君） 次に、本案に賛成議員の討論を行います。4番、早田議員。

○議員（4番 早田 和彦君） 議案第99号について、賛成討論を行います。

簡潔に申し上げます。審議委員会の意見、これを尊重いたし賛成討論といたします。

以上です。

○議長（荒川 孝一君） 次に、本案に反対議員の討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 孝一君） 次に、本案に賛成議員の討論を行います。8番、岡田議員。

○議員（8番 岡田 武志君） 8番。今回の値上げ案ですけれども、私も含めて、課長も含めて、町長も含めて、ほとんどの人が水道料金上がるわけです。当然上がって欲しくはない、上げたくはないですが、これは通していかないと、将来の町民の皆さんのために考えれば、この場合は判断しなければいけないというふうに考えますので、私はこの本案に賛成をいたします。

以上です。

○議長（荒川 孝一君） 次に、本案に反対議員の討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 孝一君） 次に、本案に賛成議員の討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 孝一君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

よって、これから採決に入ります。

議案第99号錦町給水条例の一部を改正する条例については、起立によって採決を行います。

お諮りします。議案第99号錦町給水条例の一部を改正する条例について、原案のとおり可決することに賛成の方は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（荒川 孝一君） 御着席ください。賛成多数です。よって、議案第99号は原案のとおり可決されました。

議案第100号についての討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 孝一君） 討論なしと認め、これから採決に入ります。

お諮りします。議案第100号錦町下水道条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 孝一君） 異議なしと認めます。よって、議案第100号は原案のとおり可決されました。

日程第9. 陳情第2号

日程第10. 陳情第3号

日程第11. 陳情第4号

○議長（荒川 孝一君） 日程第9、陳情第2号介護保険制度の抜本改善、大幅な処遇改善を求める陳情書から日程第11、陳情第4号安全・安心の医療・介護提供体制を守るため、すべてのケア労働者の処遇改善につなげる報酬10%以上の引き上げを求める陳情書についての3議案を一括議題とします。

本件につきましては、厚生文教経済常任委員会に付託しております。ただ今から審査結果の報告を求めます。厚生文教経済常任委員長、竹田農利人議員。

○厚生文教経済常任委員長（竹田農利人君） 陳情第2号から陳情第4号の3件について、審査報告いたします。

令和7年12月12日錦町議会議長、荒川孝一様。錦町議会厚生文教経済常任委員会委員長、竹田農利人。

陳情審査報告書。令和7年12月9日に、本委員会に付託された事件は、審査の結果下記のとおり決定したので、錦町議会会議規則第74条の規定により、報告します。

受理番号、陳情第2号。件名、介護保険制度の抜本改善、大幅な処遇改善を求める陳情書。

受理番号、陳情第3号。件名、夜勤規制と大幅増員で安全・安心の医療・介護の実現を求める陳情書。

受理番号、陳情第4号。件名、安全・安心の医療・介護提供体制を守るため、すべてのケア労働者の処遇改善につなげる報酬10%以上の引き上げを求める陳情書。

審査の結果、採択すべきと決定。委員会の意見、願意妥当。措置、意見書提出。

以上、陳情第2号から陳情第4号の3件について、審査報告を終わります。

○議長（荒川 孝一君） 委員長報告が終わりましたので、委員長報告に対する質疑を許可します。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 孝一君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

竹田委員長、自席へお戻りください。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 孝一君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

審査の結果は、いずれも採択であります。

お諮りします。陳情第2号介護保険制度の抜本改善、大幅な処遇改善を求める陳情書については、厚生文教経済常任委員長の報告のとおり、採択とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 孝一君） 異議なしと認めます。よって、陳情第2号は採択とすることに決定しました。

お諮りします。陳情第3号夜勤規制と大幅増員で安全・安心の医療・介護の実現を求める陳情書については、厚生文教経済常任委員長の報告のとおり、採択とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 孝一君） 異議なしと認めます。よって、陳情第3号は採択とすることに決定しました。

お諮りします。陳情第4号安全・安心の医療・介護提供体制を守るため、すべてのケア労働者の処遇改善につなげる報酬10%以上の引き上げを求める陳情書については、厚生文教経済常任委員長の報告のとおり、採択とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 孝一君） 異議なしと認めます。よって、陳情第4号は採択とすることに決定しました。

ただ今から厚生文教経済常任委員長から、発委第2号介護保険制度の抜本改善、大幅な処遇改善を求める意見書の提出について、発委第3号夜勤規制と大幅増員で安全・安心の医療・介護の実現を求める意見書の提出について、発委第4号安全・安心の医療・介護提供体制を守るため、すべてのケア労働者の処遇改善につなげる報酬10%以上の引き上げを求める意見書の提出についての3議案が提出されました。

お諮りします。この際、この3議案を日程に追加し、直ちに議題としたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 孝一君） 異議なしと認めます。よって、発委第2号を追加日程第1、発委第3号を追加日程第2、発委第4号を追加日程第3とし、日程に追加することに決定しました。

追加日程配付のため、暫時休憩します。

午後3時45分休憩

午後3時46分再開

○議長（荒川 孝一君） 休憩前に引き続き開議します。

追加日程第1. 発委第2号

追加日程第2. 発委第3号

追加日程第3. 発委第4号

○議長（荒川 孝一君） 追加日程第1、発委第2号介護保険制度の抜本改善、大幅な処遇改善を求める意見書の提出についてから、追加日程第3、発委第4号安全・安心の医療・介護提供体制を守るため、すべてのケア労働者の処遇改善につなげる報酬10%以上の引き上げを求める意見書の提出についての3議案を一括議題いたします。

提出者の提案理由を求めます。厚生文教経済常任委員長、竹田農利人議員。

○厚生文教経済常任委員長（竹田農利人君） 発委第2号介護保険制度の抜本改善、大幅な処遇改善を求める意見書の提出について、発委第3号夜勤規制と大幅増員で安全・安心の医療・介護の実現を求める意見書の提出について、発委第4号安全・安心の医療・介護提供体制を守るため、すべてのケア労働者の処遇改善につなげる報酬10%以上の引き上げを求める意見書の提出について、以上3件について説明申し上げます。

全ての人が、安心して医療や介護などを受けることができるよう、介護保険制度の改善や医療報酬改定、医療・介護等の従事者の人材確保、処遇改善などを要望するため、意見書を提出するものです。

なお、内容の詳細と提出先につきましては、別紙意見書のとおりです。

以上、発委第2号から発委第4号の提案理由の説明とします。御審議のほどよろしくお願ひいたします。

○議長（荒川 孝一君） 提案理由の説明が終わりましたので、本件に対する質疑を許可します。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 孝一君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

竹田委員長、自席へお戻りください。

それでは、討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 孝一君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

よって、これから採決に入ります。

お諮りします。発委第2号介護保険制度の抜本改善、大幅な処遇改善を求める意見書の提出については、原案のとおり可決することに、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 孝一君） 異議なしと認めます。よって、発委第2号は原案のとおり可決されました。

お諮りします。発委第3号夜勤規制と大幅増員で安全・安心の医療・介護の実現を求める意見書の提出については、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 孝一君） 異議なしと認めます。よって、発委第3号は原案のとおり可決されました。

お諮りします。発委第4号安全・安心の医療・介護提供体制を守るため、すべてのケア労働者の処遇改善につなげる報酬10%以上の引き上げを求める意見書の提出については、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 孝一君） 異議なしと認めます。よって、発委第4号は原案のとおり可決されました。

日程第12. 議員派遣の件について

○議長（荒川 孝一君） 日程第12、議員派遣の件についてを議題いたします。

お諮りします。議員派遣の件については、お手元に配付したとおり派遣したいと思いますが御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 孝一君） 異議なしと認め、議員派遣の件については、名簿のとおり派遣することに決定しました。

日程第13. 委員会の閉会中の継続調査申し出について

○議長（荒川 孝一君） 日程第13、委員会の閉会中の継続調査申し出についてを議題とします。

各委員長からお手元に配付しました申出書のとおり、閉会中の継続調査の申出がっております。

お諮りします。各委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査をすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 孝一君） 異議なしと認めます。よって、各委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査をすることに決定しました。

お諮りします。本定例会の議決の結果、生じた条項、字句、数字、その他整理を要するものについては、その整理を議長に委任されたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 孝一君） 異議なしと認めます。よって、条項、字句、数字、その他整理を議長に委任することに決定しました。

○議長（荒川 孝一君） 本日予定されました日程が全部終了しました。

これにて、令和7年第4回錦町議会定例会を閉会します。

午後3時50分閉会

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

議 長

副 議 長

署名議員

署名議員

